

令和元年 第4回

# 身延町議会定例会会議録

令和元年12月 6日 開会

令和元年12月13日 閉会

山梨県身延町議会

令和元年

第4回身延町議会定例会

12月6日

令和元年第4回身延町議会定例会（1日目）

令和元年12月6日  
午前 9時00分開議  
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 諸般の報告  
日程第4 議案第72号 身延町附属機関設置条例の制定について  
日程第5 議案第73号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について  
日程第6 議案第74号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
日程第7 議案第75号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第8 議案第76号 新町建設計画の変更について  
日程第9 議案第77号 山梨西部広域環境組合の設置に関する協議について  
日程第10 議案第78号 峡南地域教育支援センターの共同設置について  
日程第11 議案第79号 峡南地区ことばの教室共同設置協議会規約の変更について  
日程第12 議案第80号 令和元年度身延町一般会計補正予算（第5号）  
日程第13 議案第81号 令和元年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
日程第14 議案第82号 令和元年度身延町介護保険特別会計補正予算（第3号）  
日程第15 議案第83号 令和元年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第16 議案第84号 令和元年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）  
日程第17 議案第85号 令和元年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）  
日程第18 議案第86号 令和元年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
日程第19 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて  
日程第20 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	伊藤雄波	2番	伊藤達美
3番	望月悟良	4番	赤池朗
5番	上田孝二	6番	田中一泰
7番	野島俊博	8番	河井淳
9番	芦澤健拓	10番	福與三郎
11番	渡辺文子	12番	川口福三
13番	広島法明	14番	柿島良行

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員(3人)

7番	野島俊博	8番	河井淳
9番	芦澤健拓		

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町長	望月幹也	副町長	笠井祥一
教育長	保坂新一	総務課長	村野浩人
会計管理者	穂坂桂吾	企画政策課長	高野博邦
交通防災課長	千頭和康樹	財政課長	遠藤基
税務課長	小笠原正人	町民課長	望月融
福祉保健課長	熊谷司	観光課長	佐藤成人
子育て支援課長	大村隆	産業課長	内藤哲也
建設課長	望月真人	土地対策課長	伊藤天心
環境上下水道課長	水上武正	下部支所長	望月由香里
身延支所長	鈴木利規	学校教育課長	伊藤克志
施設整備課長	羽賀勝之	生涯学習課長	深沢教博

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名（2人）

議会議務局長 佐野和紀  
録音係 深沢泉



開会 午前 9時00分

○議会事務局長（佐野和紀君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（柿島良行君）

本日は大変ご苦労さまです。

令和元年第4回身延町議会定例会に議員各位、ならびに町長をはじめ執行部各位にはご出席をいただき御礼を申し上げます。

さて本定例会は、議会委員会構成が変わり最初の定例会となります。町民に開かれた議会、町民の皆さまの声を行政に反映する議会を目指し、議員一丸となって前進し取り組んでいく決意を新たにしたところであります。

本定例会に提出される諸議案は、いずれも重要な内容を要するものであります。

議員各位には慎重な審議、ならびに円滑な議会運営に格段のご協力をお願い申し上げます。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

---

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、

7番 野島俊博君

8番 河井 淳君

9番 芦澤健拓君

を指名します。

---

日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月13日までの8日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月13日までの8日間と決定しました。

---

日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会に町長から上程される案件はお手元に配布のとおり条例案4件、新町建設計画の変更案1件、山梨西部広域環境組合の設置に関する協議案1件、峡南地域教育支援センターの共同設置案1件、規約の変更案1件、補正予算案7件および人事案件2件の計17案件となっております。

これらの説明のため、本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、一覧表としてお手元に配布したとおりです。

次に9月定例会以降の議会関係の諸行事については、お手元の配布により報告としますのでご了承ください。

以上で諸般の報告を終わります。

ここで町長からあいさつの申し出がありましたので、これを許します。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

改めまして、おはようございます。

本日ここに令和元年身延町議会第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さまには師走に入り何かと気忙しい中、全員のご出席をいただき誠にありがたくお礼を申し上げます。

本年を振り返ってみますと5月には皇太子徳仁親王が天皇にご即位され、元号が「令和」へと改元されました。

9月、10月には台風15号、19号が相次いで関東地方に上陸、関東地方における雨量と風速について観測史上最高の記録を軒並み更新し、多数の河川が氾濫、大規模な浸水が発生するなど、かつて経験したことのない災害が発生をいたしました。大勢の方の尊い命が奪われ、改めて自然の強さ、恐ろしさを実感した年でありました。

被災されました皆さまには、謹んでお見舞いを申し上げますとともにお亡くなりになられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

本町においても台風15号、19号と立て続けに大型台風が接近し、土砂崩落や倒木、停電などが発生し、町民の皆さまに大変ご不便をおかけいたしました。幸いにして人命に被害がなく安堵した次第であります。防災対策の充実強化、ならびにさらなる体制強化の必要性を感じているところであります。

さて、令和2年度当初予算編成に向け、去る11月12日、令和2年度予算編成会議を開催いたしました。会議に当たり、私からの令和2年度当初予算編成方針を示し、中長期的な視点に立ち、最小の経費で最大の効果が得られるような施策や立案に取り組むよう徹底したところであります。

特に中学校建設事業等の大型事業への着実な取り組みや第2次総合計画と並行し、身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく事業については、スピード感をもって進め、積極的に予算計上することなどを指示したところであります。

次に第2期身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定についてであります。

第2期身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定状況については、身延町総合戦略策定プロジェクトチームを6月に設置し、役場内各所属より推薦された職員により今後の5年間における必要な施策を提案・協議・検討を進め、戦略策定支援業務を発注し、こちらから指示した仕様書により町民アンケートの実施、人口ビジョンの策定等の業務が進められております。

また去る11月29日には、身延町総合戦略推進委員の委嘱式、第1回推進委員会が行われ、第2期身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプランの素案について説明をさせていただきました。

今後、委員皆さまのご意見を伺う中で、内容の精査、検討、調整等を行い、令和2年3月の策定を目指しております。議会におかれましても本町の人口減少に歯止めがかかりますよう、第2期総合戦略策定に当たりましては、今後とも絶大なご協力をいただけますようお願いを申し上げます。



次に身延町合併15周年記念事業についてであります。

今年度計画された合併15周年記念事業の実施状況につきましては、9月14日の合併15周年記念式典をはじめとして記念誌の発行、町の歌「おかえりなさい少年たちよ」の制定披露、翌15日の身延中学校学園祭での町の歌の全校合唱、9月29日の「出張なんでも鑑定団イン身延」の公開収録、10月に入ってからにはスポーツ講演会、また26日、町の歌を歌う佐々木恵梨コンサートなどが実施されたところであります。

一部野外イベントについては、台風の影響によりまして中止を余儀なくされた事業があったことは残念でありました。

11月3日の第8回みのぶまつりには、台風15号および、その後の19号、21号で大きな被害を受けました友好姉妹都市、鴨川市からもこれまでと同様に来店していただき、にぎやかに開催することができました。

また現在、幻の木喰仏再現プロジェクトが進行中ですが、計画された記念事業はおおむね順調に実施することができました。

15周年を契機として、醸成された町民の一体感を今後20年30年と将来のまちづくりにつなげていけるよう町政に取り組んでまいります。

次に民生委員児童委員、ならびに主任児童委員の一斉改選についてであります。

今年度は3年に一度、民生委員児童委員、ならびに主任児童委員の一斉改選が行われる年に当たりまして、過日の12月1日付けをもって、本町においては96名の方が厚生労働大臣から委嘱をされました。私から新任56名、再任40名の皆さまへ委嘱状を伝達させていただいたところであります。

少子高齢化社会の中、今後ますます民生委員児童委員の職責、職務というのは重要性を帯びるということを感じたところであります。

町といたしましても委嘱された委員の皆さまと連携を密にしながら、今後も福祉のまちづくりに努めてまいります。

次に身延町観光大使の委嘱についてであります。

身延町は豊かな自然を有し、歴史的な文化遺産が多く存在する魅力的な町であります。この魅力を国内外の新たな分野へ発信していただくことを期待し、11名と1キャラクターを観光大使として11月3日に委嘱式を行い、みのぶまつりのステージで町民の方々にお披露目をさせていただきました。大使の皆さまには西嶋和紙ですいた委嘱状と町のシンボルや特産物などの写真が入った名刺をお渡しいたしました。

今後さらなるご活躍をいただく中で、大使の皆さまの発信力に大いに期待をするところであります。

次に中部横断自動車道についてであります。

国土交通省および中日本高速道路株式会社、山梨県が整備を進めている中部横断自動車道につきましては、平成31年3月10日に新清水ジャンクションから富沢インターチェンジ間および下部温泉早川インターチェンジから六郷インターチェンジ間が開通。先月、11月17日には南部インターチェンジから富沢インターチェンジ間が開通をいたしました。残る下部温泉早川インターチェンジ、身延山インターチェンジ、南部インターチェンジ間につきましては、令和2年中に開通と発表がされております。

全線開通いたしますと、山梨県の企業と個人の所得の合計が年間約135億円増加すると試

算されており、早期の全線開通が期待をされます。

次に教育委員会の構成についてであります。

11月18日に任期満了を迎えました若狭千春委員の後任として、先の第3回身延町議会定例会において議会の同意をいただきました若林裕子委員を去る11月19日に任命をいたしました。任期は同日から4年間となります。

教育委員会の構成は佐野邦夫教育長職務代理者、佐野貴宣委員、今村文子委員、若林裕子委員、保坂新一教育長でございます。

次に生涯学習推進への取り組みについてであります。

10月5日に合併15周年記念事業といたしまして、スポーツ講演会を総合文化会館にて開催をいたしました。アテネ五輪、野球日本代表の小林雅英氏とリオ五輪、競泳日本代表の江原騎士氏をお迎えいたしました。

基調講演とパネルディスカッションのほか着用したユニフォーム、獲得したメダル等を披露していただき、時間を超過しても気持ちよく記念写真に応じていただくなど参加した皆さまからはたくさんの笑顔がこぼれ、特に子どもたちにとっては大きな刺激になったことと思います。

来年に迫りました2020年東京オリンピックへの機運も高まり、今後も町内外へスポーツのまち身延の情報発信をしまいたいと考えております。

次に今定例会に提案いたしました議案ですけれども、先ほどの議長の諸般の報告にもありましたとおり条例を制定する条例が1件、条例の一部を改正する条例3件、新町建設計画の変更1件、広域環境組合の設置に関する協議が1件、教育支援センターの共同設置1件、ことばの教室共同設置協議会規約の変更1件、令和元年度補正予算7件、人事案件2件の計17件でございます。

なお、詳細につきましては、上程時に申し上げさせていただきます。

また令和元年第3回定例会以降の主な行事につきましては、お手元に配布したとおりでございますので、のちほどご確認をいただきたいと思っております。

結びに今年も残り少なくなってまいりました。この時期は、先ほども申し上げましたが、来年度の当初予算編成の時期でもあります。令和2年度予算編成では、施策の優先度を厳しく精査し、有利な財源の確保に努めながら限られた財源の重点的・効率的配分を行い、最小の経費で最大の効果が得られるような予算を編成してまいります。

生まれてよかった 育ってよかった 住んでよかった身延町づくりに職員ともども全力で取り組んでまいりますので、町民の皆さまや議員の皆さまのご支援・ご協力をお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（柿島良行君）

町長のあいさつが終わりました。

---

日程第4 議案第72号 身延町附属機関設置条例の制定について

日程第5 議案第73号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

日程第6 議案第74号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第75号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について

以上の4議案は条例案でありますので、一括して議題とします。

町長から本案について提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは議案第72号から議案第75号について、提案理由をご説明申し上げます。

まずはじめに議案第72号 身延町附属機関設置条例の制定についてであります。

身延町附属機関設置条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、本町の執行機関における附属機関について身延町附属機関設置条例を制定する必要性が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

6ページをご覧いただきたいと思います。

次に議案第73号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例を整備するため、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定する必要性が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に11ページをご覧いただきたいと思います。

議案第74号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

国民健康保険税の納期ごとの税額の端数計算の取扱いを改めるため、身延町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

13ページをお願いいたします。

次に議案第75号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令及び特定教育・保育施設及び特定

地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

以上でございます。

なお、それぞれの議案の内容につきましては、各担当課長よりご説明を申し上げますので、ご審議の上ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第72号から議案第75号までの内容説明を求めます。

はじめに議案第72号および議案第73号の内容説明を求めます。

村野総務課長。

○総務課長（村野浩人君）

それでは議案第72号 身延町附属機関設置条例の制定について説明をさせていただきます。2ページをご覧ください。

提案理由は先ほど町長が述べられたとおりでございます。

内容、概要につきましては、背景等につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行においては、会計年度任用職員制度の導入とともに特別職の非常勤職員の適正な任用が柱とされております。

内容につきましては、法律上、特別職の範囲が厳格化されることとなり、設置根拠等について条例により位置づけを行います。それにより、その附属機関についても設置条例の制定を行うこととなります。

この条例の1条は趣旨について規定をしております。

第2条は別表に掲げた附属機関の設置について規定をしております。

また、緊急または臨時の必要があるときには、臨時の附属機関を設置することができる規定としております。

第3条は所掌事務について規定をしております。

第4条は組織について委員の構成から任命について規定しています。

第5条は委員の任期について規定しています。

施行期日につきましては、令和2年4月1日から施行することとなります。

以上で議案第72号の説明を終わらせていただきます。

続きまして議案第73号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを説明させていただきます。

提案理由は先ほど町長が述べられたとおりでございます。

6ページをご覧ください。

背景等につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行において会計年度任用職員制度が導入されたことにより、各関係条例の一部改正が必要となりました。

内容といたしましては、会計年度任用職員制度の導入が図られることにより関係条例において必要となる条例について一括して整備を行うため、第1条から11条までの改正を行うとともに、第12条において任期付職員の採用に関する条例の一部を改正いたします。

この条例の第1条は「臨時」を「臨時職員」に改め、職員定数から定数外とするものであります。

第2条は休職の期間について、正規職員は3年の休職が可能となりますが、会計年度任用職員は1年の任用となるため、任用の範囲と改めるものであります。

第3条は減給の効果について、パートの報酬については触れていないため、本規定を加えるものであります。

第4条は条項ずれであり、公用文における漢字使用等について内閣訓令が改正されたものであります。

第5条は町における非常勤職員について、会計年度任用職員への用語改正であります。

第6条は地方育休法において、特に必要と認められる場合として2歳に達するまで育休が取得可能とする場合を条例で規定するものであります。

第7条は条ずれによる改正であります。

第8条は会計年度任用職員の給与についての条例の根拠になる規定であります。

第9条は会計年度任用職員のうち単純労務職に就く者についての規定であります。

第10条は職員の旅費に関する規定に会計年度任用職員を加える規定であります。

第11条はフルタイムの会計年度任用職員については、公表対象となることから改正するものであります。

第12条は任期付職員は制度上、本格的業務に就くことが可能である職員で、会計年度任用職員制度への移行に当たり、業務を整備する中で当該制度を具体的に適用する必要性が生じたためであります。

なお、施行期日につきましては、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第73号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（柿島良行君）

次に議案第74号の内容説明を求めます。

小笠原税務課長。

○税務課長（小笠原正人君）

議案第74号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案説明書により説明させていただきます。

3ページをご覧ください。

改正の背景は、国民健康保険税の最初の納期の金額は地方税法の規定により納期ごとの分割金額の1千円未満の端数金額を合算するために他の納期の金額と比べて高額となる場合があり、低所得者層には負担が増す状況となっています。納期ごとの納付金額の平準化を図るため、所要の改正を行うものです。

改正の内容は、地方税法第20条の4の2第6項の本文にて1千円未満の端数を最初の納期の金額に合算することが規定されていますが、ただし書きにより、ただし地方団体が当該地方団体の条例で、これと異なる定めをしたときは、この限りではないと規定されていますので、普通徴収の納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、またはその分割金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額、またはその全額は、すべて最初の納期にかかる分割金額に合算することを条例で定めるものであります。

年税額3万5千円の場合で計算例を説明しますと、現行の1千円未満の端数金額を最初の納期の金額に合算しますと1期が1万1千円、2期以後が3千円で納付する金額の差が大きくなります。改正後の100円未満の端数金額を最初の納期の金額に合算しますと1期が4,600円、2期以後が3,800円となり納期ごとの金額の平準化が図られます。

施行期日は令和2年4月1日です。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第75号の内容説明を求めます。

大村子育て支援課長。

○子育て支援課長（大村隆君）

それでは議案第75号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

議案説明書の4ページをご覧ください。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。

背景といたしましては、子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、関係条例の整備を行うものでございます。

内容といたしましては、本年10月から始まりました保育料の無償化の実施のため、本年5月31日に子ども・子育て支援法および同法施行規則などの改正が行われ公布されましたが、その後、複数個所に誤りが発見されたため、8月30日付けで正誤表が公表されましたことに伴い、関係条例の改正を行うものでございます。

なお、施行期日につきましては、公布の日からとさせていただきます。

ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（柿島良行君）

以上で町長の提案理由と担当課長の内容説明が終わりました。

---

日程第8 議案第76号 新町建設計画の変更についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは議案第76号 新町建設計画の変更についてご説明を申し上げます。

新町建設計画を次のように変更いたします。

1. 別紙のとおり

提案理由を申し上げます。

東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律第2条の規定による新町建設計画の一部を変更するにあたり、旧市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定により議会の議決を経る必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

以上でございます。

なお、議案の内容につきましては、企画政策課長よりご説明を申し上げますのでご審議の上  
ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第76号の内容説明を求めます。

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野博邦君）

それでは議案第76号 新町建設計画の変更についての内容説明をさせていただきます。

議案説明書5ページをご覧ください。

背景としまして、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を  
改正する法律により、合併特例債の発行可能期間が延長されたことによる計画期間の変更とな  
ります。

計画の変更の内容ですが、従来は東日本大震災に伴うものでしたが、その後の相次ぐ大規模  
災害による被災地も勘案し法律の題名が変わりました。また全国的な建設需要の増大、東日本  
大震災被災市町村における人口動態の変化により合併市町村の市町村建設計画に盛り込まれた  
事業の実施に支障が生じている状況から、合併特例債の発行可能期間が5年延長となりました。

その他の変更事項としましては、今回の変更時点での人口等の主要指標の変更、また財政計  
画における歳入歳出額を時点修正および延長期間の見込み額を登載しております。

なお、今回の変更にあたっては事前に県と協議を済ませており、ご議決をいただきましたら  
総務大臣に報告することとなっております。

以上、議案第76号 新町建設計画の変更についての説明とさせていただきます。よろしく  
ご審議をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

以上で町長の提案理由と担当課長の内容説明が終わりました。

---

日程第9 議案第77号 山梨西部広域環境組合の設置に関する協議についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは議案第77号 山梨西部広域環境組合の設置に関する協議についてご説明を申し上  
げます。

これは、去る10月30日にごみ処理広域化推進協議会を開催いたしまして、施設の設置場  
所が中央市浅利に決定をいたしました。これを受けまして地方自治法第284条の第2項に規  
定によりまして、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、市川三郷町、早川町、身  
延町、南部町、富士川町および昭和町はごみ処理施設に関する事務を共同処理するため、別紙  
規約によりまして一部事務組合を設置することについて協議をするものでございます。

提案理由を申し上げます。

一時事務組合の設置に関する協議につきましては、地方自治法第290条の規定により議会  
の議決を経る必要があります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

なお、議案の内容につきましては、環境上下水道課長よりご説明をいたしますので、ご審議

の上、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第77号の内容説明を求めます。

水上環境上下水道課長。

○環境上下水道課長（水上武正君）

議案第77号 山梨西部広域環境組合の設置に関する協議について、内容説明をさせていただきます。

議案説明書の6ページをご覧ください。

背景につきましては、平成29年10月6日に関係市町の首長と山梨県知事立ち会いのもと 峡北・中巨摩・峡南地域ごみ処理広域化の推進に関する基本合意書に調印し、平成30年2月16日に峡北・中巨摩・峡南地域ごみ処理広域化推進協議会を発足、令和元年10月30日に開催されました第11回協議会において、建設候補地が、先ほど町長が申しましたが中央市浅利地区に決定しましたが、11回にわたる協議の中で一部事務組合により令和13年度の稼働を目指し建設・運営管理を進めていく結論となりました。

内容につきましては第1条、組合の名称についての規定。

第2条、組合を組織する地方公共団体についての規定。

第3条、組合の共同処理する事務についての規定。

第4条、組合の事務所の位置についての規定。

第5条、組合議員の定数についての規定。

第6条、組合議員の選出方法についての規定。

第7条、組合議員の任期についての規定。

第8条、組合の議会の議長及び副議長についての規定。

第9条、執行機関についての規定。

第10条、組合の執行機関の任期についての規定。

第11条、組合の執行機関の職務権限についての規定。

第12条、監査員についての規定。

第13条、補助職員についての規定。

第14条、組合経費の支弁方法についての規定です。

なお、施行期日が令和2年2月1日となりますので、今議会において協議をお願いするものであります。

以上で内容説明を終わらせていただきます。よろしくご協議くださいますようお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

以上で町長の提案理由と担当課長の内容説明が終わりました。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は10時とします。

休憩 午前 9時45分

---

再開 午前10時00分



○議長（柿島良行君）

それでは再開をいたします。

---

日程第10 議案第78号 峡南地域教育支援センターの共同設置についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは議案第78号 峡南地域教育支援センターの共同設置についてご説明を申し上げます。

地方自治法第252条の7第1項の規定により、別紙のとおり規約を定め、市川三郷町、早川町及び富士川町と共同して峡南地域教育支援センターを設置するものでございます。

提案理由を申し上げます。

市川三郷町、早川町、身延町及び富士川町との間で、別紙のとおり規約を定め、共同して峡南地域教育支援センターを設置するため、地方自治法第252条7第1項の規定により関係普通地方公共団体と協議を行うにあたり、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決が必要であります。

これが本案を提出する理由でございます。

なお、議案の内容につきましては、学校教育課長よりご説明を申し上げますのでご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第78号の内容説明を求めます。

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

議案第78号 峡南地域教育支援センターの共同設置について、内容説明をさせていただきます。

議案説明書の7ページをご覧ください。

背景につきましては、平成26年度から不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談および適応指導に務めているやまなみ教室の指導員を確保し、引き続き不登校児童生徒の学校復帰を支援し、もって社会的自立に資するため、市川三郷町、早川町、身延町及び富士川町の4町において峡南地域教育支援センターを共同設置します。

規約の内容につきましては、第1条が峡南地域教育支援センターを共同設置する地方公共団体についての規定です。

第2条は名称等についての規定です。

第3条は所掌業務について規定です。

第4条は所在地について規定です。

第5条は職員の選任方法についての規定です。

第6条は負担金についての規定です。

第7条は予算についての規定です。

第8条は決算についての規定です。

第9条は関係団体の諸規程の調整についての規定です。

第10条は職員の身分取扱いについての規定です。

第11条は職員の懲戒処分等についての規定です。

第12条は補則です。

施行期日は令和2年4月1日です。

新年度からも継続して、このやまなみ教室を運営するためには山梨県知事へ共同設置の届け出が必要となりますので、本議会においてご審議をお願いするものです。

以上で議案第78号の内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（柿島良行君）

以上で町長の提案理由と担当課長の内容説明が終わりました。

---

日程第11 議案第79号 峡南地区ことばの教室共同設置協議会規約の変更についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは議案第79号 峡南地区ことばの教室共同設置協議会規約の変更について、ご説明を申し上げます。

地方自治法第252条の7第2項の規定により、峡南地区ことばの教室共同設置協議会規約を別紙のとおり変更するものでございます。

提案理由を申し上げます。

峡南地区ことばの教室共同設置協議会規約を変更するため、地方自治法第252条の7第2項の規定により、関係普通地方公共団体と協議を行うに当たり、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが本案を提出する理由でございます。

なお、議案の内容につきましては、学校教育課長よりご説明を申し上げますので、ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第79号の内容説明を求めます。

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

議案第79号 峡南地区ことばの教室共同設置協議会規約の変更について内容説明をさせていただきます。

議案説明書の8ページをご覧ください。

背景につきましては、峡南地区の5町で昭和47年度から共同設置している峡南地区ことばの教室は、言語障害のある児童生徒の言語治療センターとして富士川町立鯉沢小学校に併設されましたが、現在は学校教育法施行規則第140条に基づき、言語障害のある児童生徒に限らず、学習障害や情緒障害等の児童生徒についても通級による指導を行っております。

現在の教室の名称は、対象者を言語障害のある児童生徒に限定しているとの誤解を招きかね

ないことから、名称等を指導の実態に合うように変更し、利用者に分かりやすいものとする  
こととなったものです。

変更の内容につきましては、題名および規約中の「ことばの教室」をすべて「通級指導教室」  
に改め、規約の題名を「峡南地区通級指導教室共同設置協議会規約」に、また協議会の名称を  
「峡南地区通級指導教室共同設置協議会」とします。

第1条の「学校教育法第75条第1項第6号に規定する者のうち言語に障害のある者」を「学  
校教育法施行規則第140条に規定する者」に改めます。

第2条の「言語治療センター」を「ことばと発達のサポートルーム」に改めます。

第5条の見出しおよび同条第1項中の「治療対象者」を「通級対象者」に改めます。

施行期日は令和2年4月1日です。

以上で議案第79号の内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願  
いします。

○議長（柿島良行君）

以上で町長の提案理由と担当課長の内容説明が終わりました。

- 
- 日程第12 議案第80号 令和元年度身延町一般会計補正予算（第5号）  
日程第13 議案第81号 令和元年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
日程第14 議案第82号 令和元年度身延町介護保険特別会計補正予算（第3号）  
日程第15 議案第83号 令和元年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第16 議案第84号 令和元年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）  
日程第17 議案第85号 令和元年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）  
日程第18 議案第86号 令和元年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

以上の7議案は補正予算でありますので、一括して議題とします。

町長から提案を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは、議案第80号から議案第86号までの令和元年度補正予算7議案についてご提案  
を申し上げます。

議案第80号 令和元年度身延町一般会計補正予算（第5号）、議案第81号 令和元年度身  
延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第82号 令和元年度身延町介護保険特別  
会計補正予算（第3号）、議案第83号 令和元年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算  
（第1号）、議案第84号 令和元年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案  
第85号 令和元年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）、議案第86号 令  
和元年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、令和元年度補正予算案については以上  
でございます。

なお、議案の内容につきましては財政課長よりご説明を申し上げますので、ご審議の上ご議  
決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第80号から議案第86号までの内容説明を求めます。

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

議案第80号から86号までの令和元年度身延町一般会計および特別会計の補正予算について、お手元の概要書により説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

議案第80号 令和元年度身延町一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ2億4,622万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億739万1千円といたしました。

第2表 繰越明許費について説明します。

4款3項簡易水道運営費、簡易水道事業特別会計繰出金2,822万9千円を繰越明許費といたしました。これは身延町簡易水道事業特別会計において繰越明許による事業財源として一般会計からの繰出金を繰越明許費とするものであります。

第3表 地方債の補正についてご説明いたします。

第3表 地方債補正により地方債の限度額を変更及び追加いたします。

臨時財政対策債は1億9千万円を減額し、補正後の限度額を0円といたしました。減額の要因は前年度繰越金および地方交付税による一般財源が確保できたことによるものでございます。

旧合併特例事業債は520万円を増加し、補正後の限度額を6億9,140万円といたしました。増額変更の要因は国の補正予算により県営事業急傾斜地崩壊対策事業費の増加に伴いまして本町の負担金が増額したためであります。

過疎対策事業債は80万円を減額し、補正後の限度額を2億4,330万円といたしました。減額変更の要因としましては、橋梁長寿命化修繕事業については1,630万円の増額充当といたしました。消防車両・消防ポンプ整備事業に充当していた1,710万円を緊急防災・減災事業債に振り替えるため、総額では80万円の減額となりました。

辺地対策事業債は320万円を減額し、補正後の限度額を1千万円といたしました。減額変更の要因は過疎債と同じように消防車両・消防ポンプ整備事業に充当しておりました320万円を緊急防災・減災事業債に振り替えるため減額であります。緊急防災・減災事業債は2,030万円を追加いたしました。新たに創設された緊急防災・減災事業債を消防車両・消防ポンプ整備事業に充当するため追加するものであります。充当率は100%、交付税措置は70%でございます。

2ページをお開きください。

歳入予算について増減の主な理由についてご説明いたします。

ここで訂正をお願いいたします。

11款地方交付金となっておりますのを地方交付税と改めていただきたいと思っております。

11款地方交付税2億2,898万2千円を増額いたしました。これは令和元年度普通交付税の交付額決定によるものでございます。

14款使用料及び手数料351万6千円を増額いたしました。増額の要因は高齢者保養施設等にかかる利用者の増加に伴うものであります。

15款国庫支出金176万9千円を増額いたしました。1項1目民生費国庫負担金にかかる増減額の要因は、障害者保護費等による事業費の増減によるものでございます。

また2項1目総務費国庫補助金個人番号カード交付事務費補助金13万5千円の増額は個人番号カード発行事務機器整備事業としてタブレット端末、フォトプリンター等を整備するもの

であります。

16款県支出金193万7千円を減額いたしました。1項1目民生費県負担金にかかる増額の要因は国庫負担金と同様であります。

3ページをお開きください。

また2項9目消防費県補助金やまなし消防団員活動環境整備モデル事業費補助金36万9千円の増額は、新たに無人航空機（ドローン）を購入するためであります。

21款諸収入221万2千円を増額いたしました。主な増額の要因といたしましては、3項4目雑入、商工費雑入200万円の増額は、中部横断自動車道の一部開通に伴い観光事業に対して中日本高速道路株式会社からの助成であります。

22款町債520万円を増額いたしました。町債の増減額につきましては第3表 地方債補正の説明のとおりであります。

4ページをお開きください。

歳出予算について増額の主な理由をご説明いたします。

2款総務費について説明します。

1項2目広聴広報費に有線放送施設整備費補助金5万7千円を計上いたしました。対象となる区は下山大庭区であります。

9目交通安全防犯対策費に防犯灯建設事業補助金6万2千4百円を計上いたしました。対象となる区は手打沢区と釜額区であります。

3項1目戸籍住民基本台帳費に個人番号カード発行用機器購入費16万5千円を計上いたしました。タブレット端末3台、フォトプリンター3台を購入いたしまして本庁、身延支所、下部支所に配備するものでございます。

3款についてご説明いたします。5ページをお開きください。

1項7目障害福祉費に成年後見人申立て手数料5万5千円を計上いたしました。これは親族に青年後見人の申立人がいない場合は町長が申立人となり、町民の財産等の権利関係を保護するためでございます。

2項6目静川保育所費に臨時職員任用関係の経費といたしまして66万9千円を計上いたしました。これは0歳児入所によりまして、それを対応するためでございます。

4款について説明いたします。6ページをお開きください。

2項1目清掃総務費に峡北・中巨摩・峡南地域ごみ処理広域化推進協議会設立に伴いまして協議会負担金47万円を計上いたしました。

3項1目簡易水道運営費に小規模簡易水道整備事業補助金57万8千円を計上いたしました。対象地区は福原小規模簡易水道組合で補助率は10分の7であります。

6款について説明いたします。

1項4目農業土木費に樋之沢水路改良工事費261万8千円を計上し、農道・用排水路補修用原材料費に117万6千円を計上いたしました。また、土地改良事業等施設改修補助金200万円を計上いたしました。この補助金の対象地区は市之瀬水利組合、清沢水利組合、波高島水利組合であります。

2項3目林業土木費に林道除雪業務委託費50万円を計上し、林道等施設補修用原材料費235万2千円を計上いたしました。原材料は土留め鋼板の200メートル分でございます。

7款について説明します。

2項1目観光費に釜額地内民宿案内看板等の撤去・処分費を52万8千円計上いたしました。また本栖湖公衆用トイレの雨樋、正面ガラスの修繕費として80万円を計上いたしました。

8款について説明します。7ページをお開きください。

1項1目土木総務費に急傾斜地崩壊対策事業費負担金550万円を計上いたしました。これは国の補正予算による事業負担の増加のためであります。事業対象地区は久保地区、湯町地区であります。

2項1目道路橋梁維持費に町道等施設補修用原材料費117万6千円を計上いたしました。原材料は土留め鋼板100メートル分であります。

9款について説明いたします。

1項1目非常備消防費に、新たに無人航空機（ドローン）1台を購入する関係経費として79万6千円を計上いたしました。

10款について説明いたします。

2項3目教育委員会学校管理費に身延清稜小学校体育館舞台機構修繕費31万9千円、下山小学校体育館舞台機構修繕費5万5千円、身延小学校体育館舞台機構修繕費53万9千円を計上いたしました。これは各体育館の舞台機構の安全点検により修繕を施すものでございます。

8ページをお開きください。

4項2目公民館費に集落公民館整備費補助金56万9千円を計上いたしました。対象集落公民館は横光集落公民館で補助率は3分の1であります。

5項1目文化財保護費は化石公園側溝土砂の撤去業務委託費52万5千円を計上いたしました。

2目金山博物館費は砂金価格の高騰、体験者等の増加により体験用砂金購入費を97万5千円計上いたしました。

3目リバーサイドパーク費はリバーサイドパークヘリポート進入路および街灯等の修繕といたしまして64万7千円の計上をいたしました。

5目和紙の里費は商標権更新手数料として10万7千円を計上いたしました。本町で開発しました手漉き和紙、商標名 身延水鳴によるものでございます。

6項2目体育施設費に身延町民体育館の緞帳が故障したため修繕費112万1千円を計上いたしました。

3目勤労青年センター管理費、電気設備変更業務に伴う工事負担金45万9千円を計上いたしました。

13款1項基金費について説明いたします。

17目教育施設整備費基金費につきましては、今後の教育施設整備事業に備えて基金元金の2億円を積み立てる予算といたしました。

9ページをお開きください。

続きまして議案第81号 令和元年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

議案第81号 令和元年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ721万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億8,688万円といたしました。

歳入予算について増減額の主な理由についてご説明いたします。

1 款国民健康保険税は263万2千円減額いたします。

1 項1 目一般被保険者国民健康保険税、2 目退職被保険者等国民健康保険税における減額は令和元年度課税状況に基づいたものであります。

4 款1 項1 目保険給付費等交付金、保険給付費等交付金（特別交付金）の算定に基づき2,708万2千円の増額となりました。

7 款1 項1 目一般会計繰入金1,724万6千円の減額は、保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）等の一般会計繰入金基準により繰入金の調整をするものであります。

10 ページをお開きください。

歳出予算について増額の主な理由についてご説明いたします。

1 款についてご説明いたします。

1 項1 目一般管理費にレセプト内容調査集計業務委託271万1千円を計上いたしました。これは特別交付金算定に用いる資料作成のためでございます。

2 款について説明いたします。

1 項1 目一般被保険者医療給付費分675万6千円を増額し、2 目退職被保険者等医療給付費分9千円を減額いたしました。

2 項1 目一般被保険者後期高齢者支援金等分につきましては275万7千円を減額し、2 目退職被保険者等後期高齢者支援金分といたしまして1万4千円の減額をいたしました。

3 項1 目介護納付金分といたしまして、51万7千円を増額いたしました。これらはいずれも年間所要額を見込み、負担金を増減したものであります。

11 ページをお開きください。

続きまして議案第82号 令和元年度身延町介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明させていただきます。

議案第82号 令和元年度身延町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,211万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億5,554万8千円といたしました。

歳入予算について増減額の主な理由についてご説明いたします。

1 款1 項1 目第1号被保険者保険料現年度分特別徴収保険料を108万4千円減額いたしました。これは地域支援事業の補助対象額増加により減額するものであります。

3 款国庫支出金1,957万9千円、4 款支払基金交付金2,136万9千円、5 款県支出金1,236万1千円を増額いたしました。3 款から5 款までのそれぞれの増額は介護保険給付費による事業等の年間所要額を見込み、各機関への変更申請に基づきまして増額するものであります。

7 款1 項一般会計繰入金を989万3千円増額いたしました。これにつきましても3 款から5 款までの理由に伴いまして増額したものでございます。

12 ページをお開きください。

歳出予算について増額の主な理由についてご説明いたします。

1 項5 目施設介護サービス給付費4,936万8千円、2 項1 目介護予防サービス給付費449万3千円、7 目介護予防サービス計画給付費44万5千円、4 項1 目高額介護サービス費146万1千円をそれぞれ増額いたしました。これらは介護報酬改定、ならびに年間所要額を見込み増額したものであります。

6項1目高額医療合算介護サービス等につきましては、78万4千円を増額いたしました。これは年間所要額を見込み増額したものでございます。

4款について説明します。1項1目介護予防・生活支援サービス事業費453万7千円。2目介護予防ケアマネジメント事業費77万7千円を増額いたしました。これは介護報酬改定、ならびに年間所要額の見込みを増額したものでございます。

5款について説明いたします。13ページをお開きください。

1項1目第1号被保険者還付金を25万3千円計上いたしました。これは第1号被保険者に対する過年度還付に対応するためでございます。

続きまして議案第83号 令和元年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

議案第83号 令和元年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ94万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,243万8千円といたしました。

歳入予算について増額の主な理由についてご説明いたします。

1款1項1目支援サービス計画費収入、介護予防サービス計画費収入を16万円増額いたしました。

2項1目介護予防ケアマネジメント事業費収入を78万4千円増額いたしました。これは計画書作成件数の増加によるものであります。

歳出予算について増額の主な理由についてご説明いたします。

1款について説明します。1項1目介護予防サービス計画事業費、介護予防支援業務委託費を支援対象者の増加に伴い16万5千円増額し、2項1目介護予防ケアマネジメント事業費、介護予防ケアマネジメント業務委託費を同等の理由で77万9千円の増額をいたしました。

続きまして議案第84号 令和元年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について説明させていただきます。

議案第84号 令和元年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ366万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,174万9千円といたしました。

第2表 繰越明許費について説明します。14ページをお開きください。

2款2項簡易水道建設費、中富西部簡易水道事業1,328万6千円を繰越明許費といたします。対象となる工事は舗装本復旧工事であります。

身延中央簡易水道事業7,047万7千円を繰越明許費といたします。対象となる工事は配水管布設工事（3工区）および舗装本復旧工事であります。

大島簡易水道事業1,713万8千円を繰越明許費といたします。対象となる工事は本復旧工事（2工区）であります。

続きまして、歳入予算について増額の主な理由についてご説明いたします。

1款1項1目水道使用料過年度分を70万円増額いたしました。

5款1項1目簡易水道一般会計繰入金公債費繰入金として113万1千円を増額いたしました。また水道維持費にかかる繰入金として182万9千円を増額するものです。

歳出について、増額の理由について説明いたします。

1款について説明いたします。1項1目簡易水道管理費、時間外勤務手当60万円および修



繕費300万円を増額いたしました。これは冬期の凍結等による水道施設修繕等に対応するためであります。

3款公債費につきましては、財源組み替えであります。

15ページをお開きください。

続きまして議案第85号 令和元年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第1号)について説明させていただきます。

議案第85号 令和元年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ210万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,283万円といたしました。

歳入予算についての増額の理由につきましては、2款1項1目上之平農業集落排水事業繰入金としまして、維持管理事業のため210万1千円を増額いたしました。

歳出予算について説明いたします。

1款について説明いたします。

1項1目上之平地区維持管理費に修繕費210万1千円を計上いたしました。修繕工事の内容は、排水処理施設原水ポンプの取替修繕工事および排水処理施設の流量計取替修繕工事であります。

続きまして議案第86号 令和元年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について説明させていただきます。

議案第86号 令和元年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ240万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,428万1千円といたしました。

歳入予算について増額の主な理由についてご説明いたします。

6款1項1目雑入、消費税還付金240万9千円を増額いたしました。

歳出予算について増額の主な理由についてご説明いたします。

16ページをお開きください。1款について説明いたします。

1項1目下水道事業総務費公課費に50万1千円を計上いたしました。これは令和元年度消費税確定申告に伴う増額であります。

2項1目中富下水道事業維持管理費修繕費に131万2千円を計上いたしました。修繕の内容は寺沢1号マンホールポンプ場通報装置の取替修繕工事であります。

同項4目身延下水道事業維持管理費修繕費に59万6千円を計上いたしました。修繕内容は真空下水道システム制御盤無停電装置の取替修繕であります。

以上で議案第80号から86号までの内容説明とさせていただきます。ご審議をよろしくお願いたします。

○議長(柿島良行君)

以上で町長の提案と担当課長の内容説明が終わりました。

---

日程第19 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第20 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

以上の2案件は人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求める件でありますので、一括して議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは諮問第2号、諮問第3号についてご説明を申し上げます。

まず諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町日向南沢5817番地

氏 名 樋川すみ子

生年月日 昭和22年8月20日

提案理由を申し上げます。

令和2年3月31日に、樋川すみ子委員の任期が満了するので、その後任委員を推薦したいと思っております。

これが議会の意見を求める理由でございます。

次に諮問第3号、同じく人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町帯金3549番地12

氏 名 松野拡

生年月日 昭和32年10月17日

提案理由を申し上げます。

令和2年3月31日に、望月達也委員の任期が満了するので、その後任委員を推薦したいと思っております。

これが議会の意見を求める理由でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

以上で提案理由の説明が終わりました。

本案については、人事案件のため内容説明は省略します。

以上をもちまして本日の議事日程は終了しました。

これをもちまして本日は散会とします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（佐野和紀君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午前10時47分

令和元年

第4回身延町議会定例会

12月9日

令和元年第4回身延町議会定例会（2日目）

令和元年12月9日  
午前 9時00分開議  
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

日程第3 休会の決定

2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

1番	伊藤雄波	2番	伊藤達美
3番	望月悟良	4番	赤池朗
5番	上田孝二	6番	田中一泰
7番	野島俊博	8番	河井淳
9番	芦澤健拓	10番	福與三郎
11番	渡辺文子	12番	川口福三
13番	広島法明	14番	柿島良行

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町	長	望月幹也	副	町	長	笠井祥一															
教	育	長	保坂新一	総	務	課	長	村野浩人													
会	計	管	理	者	穂	坂	桂	吾	企	画	政	策	課	長	高	野	博	邦			
交	通	防	災	課	長	千	頭	和	康	樹	財	政	課	長	遠	藤	基				
税	務	課	長	小	笠	原	正	人	町	民	課	長	望	月	融						
福	祉	保	健	課	長	熊	谷	司	観	光	課	長	佐	藤	成	人					
子	育	て	支	援	課	長	大	村	隆	産	業	課	長	内	藤	哲	也				
建	設	課	長	望	月	真	人	土	地	対	策	課	長	伊	藤	天	心				
環	境	上	下	水	道	課	長	水	上	武	正	下	部	支	所	長	望	月	由	香	里
身	延	支	所	長	鈴	木	利	規	学	校	教	育	課	長	伊	藤	克	志			
施	設	整	備	課	長	羽	賀	勝	之	生	涯	学	習	課	長	深	沢	教	博		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会議務局長 佐野和紀  
録音係 深沢泉

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（佐野和紀君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（柿島良行君）

本日は大変ご苦労さまです。

冒頭ですが広報編集委員会 赤池委員長より広報の写真撮影のため、カメラの設置要望がありましたので、これを許可します。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第2号により執り行います。

---

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

---

日程第2 一般質問。

通告の1番、伊藤達美君の一般質問を行います。

伊藤達美君の質問を許します。

登壇してください。

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

ただいまより、質問通告に従いまして一般質問を行います。

まずはじめに、令和2年度予算編成の基本的な考え方についてお尋ねをいたします。

来年度の国内外の経済につきましては、米中貿易摩擦の影響が段階的に顕在化いたしまして、消費でありますとか投資、輸出の減少が懸念されるところでございます。とりわけ、中国の内需減速による半導体需要の低迷による輸出の減少や消費税増税が、わが国経済の成長にどのように影響するのか、先行き不透明感が増しているところでございます。

そこで国の令和2年度の予算でございますが、これは新経済・財政再生計画で位置付けられた基盤強化期間の2年目となるわけでございますが、歳出全般にわたりまして見直しが進められるというふうに思われます。

地方におきましても、国の取り組みと基調を合わせました見直しが求められるというふうに理解をいたしまして、地方財政への影響が懸念されるところでございます。

一方、身延町の財政状況につきましては、監査委員による平成30年度決算審査意見書からも分かるように極めて健全でございます。しかしながら中長期的にみますと、人口減少抑止のための施策が功を奏しない限り、生産年齢人口は減少し、経済活動の衰退により、町税などの自主財源を含む一般財源の確保は厳しくなるというふうに予測をされます。

このような経済財政状況の中で、令和2年度の予算編成につきまして、基本的な考え方をまず最初にお尋ねをいたします。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えします。

今、議員がおっしゃったとおり、ご存じのように本町が抱えている大きな課題といたしましては、出生率の低下と若者の転出による少子高齢化と人口減少対策、過疎化がもたらす生活サービス供給の不足や生活の根源となります雇用の創出など、今後も一層の取り組みを推し進めていくことが必要であると考えております。

そのような中で、平成29年度に策定いたしました第2次身延町総合計画に沿った具体的な取り組みといたしまして、第1期身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、日本一のしだれ桜の里づくり事業、あけぼの大豆六次産業化事業、みのぶ自然の里のオープンなどの事業を展開し、町内外に身延町の魅力を発信できたと考えております。

また、子育て世代への支援や学校教育費等の充実におきましても、子どもたちが心身ともにすこやかに成長できるよう全国でもトップレベルの施策を推進してきたところでもあります。

さらに令和2年度から5カ年にわたり取り組む第2期身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略の施策につきましても、切れ目なく予算措置を施し、本町の諸課題に対応してまいりたいと考えております。

伊藤議員のご指摘のとおり、本町における財政健全化を図る財政指標は県内団体の中でも極めて健全ではありますが、令和2年度予算編成の基幹的財源であります地方交付税は今年度、令和元年度で町村合併によります合併算定替えの財政措置を終了し、新身延町として一本算定での交付となります。

当然のことながら、歳入財源の現状を維持することは厳しい状況ではありますが、令和の時代にふさわしい明るい未来に向けて、私が先頭に立ち、職員とともに英知を結集いたしまして、スピード感を持って最大限の効果を上げるための予算編成にしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

ぜひとも町長を先頭に立てて、身延町の活性化のためにご尽力をいただきたいと思います。

次に町の施策についてでございますが、人口減少抑止策はもちろんのこと、税源涵養のための基幹産業育成策や教育関連施策への積極的な投資が必要になるかと私は考えております。とりわけ政策的経費（投資的経費と言っていいかと思いますが）における本年度の主要事業とその目標について、まずお伺いをいたします。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

お答えいたします。

ご質問の令和2年度当初予算編成に係る投資的 주요事業につきましては、3つの大きな事業

を手掛ける積極的な予算計上を考えております。

具体的に申し上げますと、1つ目として町の中央部へ中学校等の施設を建設しようとする身延中学校建設事業であります。事業計画では令和2年度には用地取得、各種調査を実施し、令和3年度にかけて基本設計および実施設計に取り組んでいく予定であります。また、施設建設につきましては令和4年度から5年度に施行し、令和6年度の開校を目指すこととなっております。

2つ目として旧大河内小学校校舎を改修し、地区公民館、学童保育施設、地域活動支援センター、消防詰所の機能を集約した施設にする大河内複合施設整備事業であります。事業計画としましては、令和2年度に改修工事を行い、令和3年度から使用を開始する予定であります。

3つ目として、下部温泉駅前に日帰り温泉を併設した健康増進スポーツ施設を建設する健康増進施設建設事業であります。事業計画では令和元年度に実施しているPFI導入可能調査の結果を踏まえまして、今後の方向性を定めた中で、令和4年度開業に向けて取り組んでいくものであります。

これらの事業は、合併特例事業債の事業実施期限が令和6年まで延長されたことによりまして、有利な地方債による事業財源が確保された事業であり、主管担当課を中心として庁内全体の協力体制により事業計画が遅滞なく実施できるよう取り組んでいくものでございます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

引き続きまして、先ほどの質問と関連をしておりますが、人口減少抑止策の中核的な施策でございます身延町第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の予算化に向けての基本的な考え方について、引き続きお尋ねをいたします。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

お答えいたします。

平成27年度から令和元年度までの5カ年を実施期間とした第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略の各施策事業を検証した上で、令和2年度からの5カ年にわたる第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる目標を着実に達成できるよう、遂行可能なアクションプランを計画しまして予算に反映させていきたいと考えております。

特に第1期から引き続き事業を展開するものは一層の充実を図り、切れ目のない予算措置を施すとともに、第2期に掲げる新規事業につきましては、事業実施に向けて条例等の法令整備を行い、基本的には令和2年度6月補正予算等に計上したいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

前述したとおりでございますが、担税力、税金を払う能力、力量がある若者たちでございますが、その減少でございますとか、地域産業の低迷・衰退による自主財源を含む一般財源の確



保については、これは必ずしも楽観は許されません。

身延町第5次行政改革大綱、行政改革実行プランにおける「効果的・効率的な役場経営」の取り組みを踏まえ、来年度予算における経常的経費に対する基本的な考え方についてお伺いをいたします。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

お答えいたします。

ご指摘の第5次行政改革大綱、行政改革実行プランにおける効果的・効率的な役場運営の取り組みは、職員一人ひとりが常に行政コスト等を意識して職務に当たることだと考えております。特に来年度の予算編成に当たりましては、令和2年度から導入される会計年度任用職員制度に係る経費や少子高齢化、人口減少への対応、防災・減災の強化、社会資本の老朽化への対応など今後、増加する財政需要全般にわたりまして、後年度にかかる負担の増加も考慮しながら経費抑制に向けて取り組みを進める必要があると考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

予算編成に関しての最後の、これは質問になるかと思いますが、既存公共施設の管理運営、いわゆるマネジメントでございますが、につきましては、民間活力導入による経費の縮減が求められております。そして、これは私が何回か一般質問でもって行ったわけでございますけれども、来年度における既存公共施設の管理運営に対する基本的な考え方と具体的な施策について、お伺いをいたします。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

お答えいたします。

既存の公共施設につきましては、身延町公共施設等総合管理計画に基づき個別施設計画の策定を令和2年度に行う予定でございます。厳しい財政状況が続く中で人口減少や人口構造の変化によりまして、公共施設の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、長期的な視点をもって更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことによりまして、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設の最適な配置を実現することが求められているところであります。

策定にあたりましては、施設の必要性に重点を置き、維持管理に要する経費を踏まえて、今後5年から10年の期間に更新、統廃合、長寿命化のいずれかの判断をすべく各課のヒアリングを行いまして、各施設の在り方について検討を進めていく予定であります。

また、計画策定と並行しまして、伊藤議員ご指摘であります管理運営、マネジメントにつきましても、民間の有識者等による、仮称であります公共施設在り方検討会を立ち上げまして既存施設の在り方や経営手法等を検討し、指定管理制度等による民間への経営体制の移行を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

いわゆる集客施設に関する民間活力の導入については、これはスピード感をもって実行をしていただきたい。中部横断自動車道、貫通も間近でございます。これに対する対応も含めて速やかな施策展開をお願いいたしたいと思えます。

引き続きまして、台風19号に伴います警戒・避難体制についてお尋ねをいたします。

台風19号は10月12日の夕刻に、近年にない強い勢力で静岡県伊豆半島に上陸をいたしました。山梨県内へは午後7時から9時頃にかけて最も接近したわけですが、午後2時には町内全域に避難勧告（警戒レベル4）が発令をされました。降り始めからの雨量は、身延町切石で426ミリとなり、観測所開設以来の最大となったわけでございます。

関東地方や甲信地方、東北地方などでは記録的な大雨となり、甚大な被害をもたらしましたが、幸いにも町内の被害は最小限に食い止められたというふうに感じております。

ところで、識者によりますと地球の温暖化により台風の勢力が強大化して日本列島に上陸する回数は増加するというところでございます。自然災害のリスクが年々増大するものと推測されます。自然災害に対する防災・減災への取り組みを強化すべきであります。

そこでこのためにも今回の台風19号の接近に対して、町の指示に基づき地域住民が取った行動について、避難情報は防災無線により適切に情報伝達されたか、それに基づき地域住民は指定避難所へ避難したか、避難所の開設・運営は手際よく行われたか、この3点について、私は時系列に則って検証すべきであると思えます。そして今後の取り組みに反映をさせるべきでございます。上記3点について現時点で改善すべき点はなかったか、お伺いをいたします。

○議長（柿島良行君）

千頭和交通防災課長。

○交通防災課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

本町の避難情報の発令は、内閣府による避難勧告等に関するガイドラインおよび富士川洪水予報に対するタイムライン、行動フローに基づき発令しております。

台風19号に対する避難情報の発令は、発令時に受け入れられる臨時避難所を開設し、避難準備・高齢者等避難開始から二度の避難勧告を発令しており、避難者数も多いことから防災行政無線の屋外子局や戸別受信機により情報伝達ができたと考えております。

避難につきましても、多くの住民が避難をしていただけたと思っております。

また、地域で開設した避難所や家屋の安全な場所に避難された方もいたと聞いております。

避難所の開設運営は臨時避難所をはじめとする29の避難所を町で開設し、職員77名を配置し順次開設いたしました。職員の配置計画等の見直しが必要ではないかとの意見、反省点もあり、現在作業を行っているところでございます。

また、交通寸断などで職員が参集できない場合、自主防災組織における避難所開設が必要であり、運営組織の立ち上げ等について今後、協議・検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

今回の台風からも分かるように、地域の住民にはできるだけ早く避難してもらうことが災害から生命を守るための最良の方策であると考えます。とりわけ、お年寄りや体の不自由な人たち、いわゆる災害弱者と言われる人たちにあっては、自治体避難情報の避難準備が発令されたときには、速やかに避難されることが肝要でございます。このための自主防災組織と連携したさらなる啓蒙・啓発活動について、お伺いをいたします。

○議長（柿島良行君）

千頭和交通防災課長。

○交通防災課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

本町では平成26年度から台風など事前に注意喚起ができる場合において、自主的に避難をする方の避難場所として町内12の避難所を開設しております。災害発生時の避難行動要支援者においては要配慮者名簿を作成し、防災訓練説明会時に各自主防災組織に配布をして地域での確認や共有をお願いしております。また、搬送方法の訓練も同時に行っております。要配慮者への支援は、地域での共助が大切であり、今後も地区防災計画の策定をお願いいたしまして、策定に当たっては町も支援してまいりたいと思っております。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

本町につきましては、富士川沿い、そしてその富士川沿いの支流にある中山間地に中小の集落が点在をいたしております。厳しい自然環境に囲まれておりまして、町内指定避難所の大半は土砂災害や水害の危険性がある危険地域に位置していると思っております。避難経路や指定避難所が被害を受ける可能性もあることから、避難所の在り方について、当局の考え方をお尋ねいたします。

○議長（柿島良行君）

千頭和交通防災課長。

○交通防災課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

町では現在39の施設を避難所として指定しております。町の中心を富士川が流れ、急峻な山々に囲まれた本町にあっては、限られた施設の中で非常に苦慮しているところであります。

台風19号による増水で浸水が心配された西鳴地区においては、垂直避難ができる清稜小学校の校舎を避難所として開設もいたしました。現在、不足する避難所を補うため、旧大河内小学校の2階と3階の空き教室を避難所として指定の予定です。

また現在、未利用施設として検討している下部小中学校、久那土小中学校の空き校舎につきましても避難所として指定できないか協議中でございます。

自主防災組織においても、地域の中で災害時に避難できる施設がないか、情報を提供していただけるようお願いしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

ぜひとも地域の防災計画の策定にご協力をお願いいたしまして、地域の安全・安心の確保を図っていただきたいと考えております。

次に身延町ホームページ「観光サイト」情報発信力の強化とSNSの活用についてお尋ねをいたします。

身延町における観光関連ホームページは、身延町のホームページ観光サイト以外に観光協会がございますとか観光センター、観光施設などがそれぞれ開設をいたしております。しかしながら、発信すべき情報の更新が必ずしもスピーディーに行われていないばかりか、コンテンツの内容に話題性ある情報の掲載が極めて少ないように感じております。そのフレームデザインも利用者の利便性を考えていない上、サーバーの応答時間が必ずしも速くはございません。本来ならば、これらホームページを統合してオフィシャルな公式ホームページとして情報発信すべきであります。それぞれの主催者の考え方があり現状では難しいということでございます。これは昨年12月の議会における担当課長の答弁でございました。

そうであれば、私は身延町ホームページ観光サイトをより充実すべきであると考えます。現在、この観光サイトでは町内の主要な観光地やイベント、体験、特産品を動画・写真・文章で紹介をいたしておりますが、季節ごとの最新情報や新着情報のコンテンツがないことから、強力な情報発信機能は持ち合わせておりません。観光客のニーズを満たす情報検索、宿泊でございますとかグルメとか体験とか特産品売り場等々ができるデザインフレームにもなっておりません。利用者の利便性や満足度を高めるために、私はこれをリニューアルすべきであると考えております。身延町における観光のポータルサイト（観光情報の入口）としての役割を担い、すべての情報発信拠点としての強化を図るべきであると考えますが、当局の見解をお伺いいたします。

○議長（柿島良行君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野博邦君）

お答えします。

町では行政情報を町内外に発信する機能として身延町ホームページを開設し、町民の暮らしに関わることをはじめ住民生活に必要な情報を、その項目ごとに掲載し必要に応じて更新を行っております。

現在のホームページは、平成28年度にリニューアルを実施し、身延町のポータルサイトとして運用されており、リニューアル後もデザインフレーム等につきましては、随時改修を行い、より利用しやすい環境を提供させていただいております。

町のホームページには、観光に特化したサイトも用意しておりますが、リンク先の情報の提供等、更新については各サイト運営者に任されています。

議員がおっしゃるとおり、観光情報は常に最新の情報を提供することが大変重要なため、サイト運営者に対しましては最新情報が提供できるよう、今後所管課を通じて配慮を求めてまいります。

なお、公共施設の情報発信および行政情報の提供は、各所属の広報主任により行われており、

今後も研修等を通じて情報発信力の強化を図ってまいります。

課題である観光サイトの統合、また発信力の充実・強化については、観光情報発信の所管である観光課と連携する中で、今後検討してまいります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

観光関連情報の発信につきましては、スマートフォンの普及でございますとか、ソーシャルメディア、双方向による情報媒体の利用者増加に伴い、ホームページだけでは十分ではございません。観光地を訪れる人たちのSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、つまり会員制オンラインサービスでございますが、を利用する頻度数が極めて高いことを考えますと、フェイスブックでございますとかツイッター、ブログ、ユーチューブ、インスタグラムなどを効果的に活用していくことが求められるかと思えます。

地域住民による地元の魅力や観光地を訪れた人が発信する膨大な数の体験談や感想が観光客の誘客に大きく左右することは論じるまでもございません。

本町におきまして、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）はどのように活用をされているのか。また今後、これらとどのように連携していくべきかお尋ねをいたします。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

伊藤議員ご指摘のとおりインターネットの普及によるメディア環境の変化に伴い、パソコンやスマートフォン、タブレット端末の利用者が急激に増えております。

民間会社JTB総合研究所の分析によりますと、訪日外国人観光客が旅行先で情報収集の手段として多く用いられたのはスマートフォン、次いでパソコンであったとの調査結果があります。町ではホームページの下段にフェイスブックのバナーが張られて、いつでも情報発信ができるようになっており、企画政策課において情報発信のための職員向け講習会を開催したところ です。

ツイッターにつきましては、湯之奥金山博物館ではゆるキャラ用のツイッター、「もーん父さん」を活用しており、和紙の里なかとみ現代工芸美術館においては、展覧会情報等をそれぞれ発信しております。

ユーチューブについては、アカウントを産業課、観光課、企画政策課の3課それぞれで管理し、産業課では、あけぼの大豆の六次産業化。観光課では「身延でできる100のこと」に加え、インバウンド向け「身延でできる100のこと」。企画政策課では合併15周年を記念して制定した町の歌「おかえりなさい少年たちよ」の動画をアップしております。

なお、11月3日に身延町の観光大使として任命式を行いました11人、1キャラクターの観光大使の皆さんにもそれぞれツイッターやフェイスブックで身延町のPRを行っていただいております。各方面から反響が起こっております。

また、みのぶ自然の里や産業課の地域おこし協力隊員から、みのぶ自然の里での活動やあけぼの大豆の成長などの日記をアップするなどの情報発信を行っております。

今後は、情報収集をするためのW i - F i 等機器の設置場所の拡大を検討していくとともに関係者にも積極的に情報発信と情報更新をリアルタイムで行っていただけるように促してまいります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

私も身延町に関連するフェイスブックでございますとかツイッター、それからユーチューブ等をできるだけ見るようにしておりますが、残念ながらアクセス数が必ずしも多くはございません。どうか、これらアカウントを持っている人たちを含めて、専門家を呼んで、さらなるアクセス数増加のための研究会等を開催されるようお願いをいたします。

次、最後の質問になります。新しく創設をされました会計年度任用職員制度についてお伺いをいたします。

平成29年、地方公務員法第3条、特別職非常勤職員に関する規定、それから第22条、会計年度任用職員、それから臨時的任用職員に関する規定、ならびに地方自治法第203条から205条、これは給与および費用弁償などの給付に関する規定でございますが、これらがそれぞれ改定をされまして、令和2年4月から自治体の非正規職員に会計年度任用職員制度が導入されることになったことは、皆さん方ご存じのとおりでございます。

会計年度任用職員とは一会計年度を超えない範囲で任用される職員であります。当然、本町の非常勤職員等は原則として本制度に移行をするわけでございます。

これまで各地方公共団体にあつては、様々な法的根拠によりまして任用されてまいりました非常勤職員等につきましては、改正法の施行により会計年度任用職員として全国的に統一された制度に基づく任用に移行し、給与、分限・懲戒、育児休業、条件付任用に関する様々な条例・規則等が整備されることとなります。本議会においても、その条例制定議案が上程をされているわけでございますが、この制度の導入は国の働き方改革におきまして掲げる同一労働同一賃金の実現に呼応したものであり、常勤職員同様に給与体系や勤務条件等の整備を図るものでございます。臨時、そして非常勤職員の処遇改善を推進するものでございます。

そこで新制度の導入により、会計年度任用職員の処遇は具体的にどのように変わるのか。また現状の非常勤、それから臨時職員の雇用数を前提に処遇改善について、来年度予算にどのように反映をさせるのか、お伺いをいたします。

○議長（柿島良行君）

村野総務課長。

○総務課長（村野浩人君）

お答えをさせていただきます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行されることになり、会計年度任用職員の仕組みを創設し、任用、服務規程等の整備を図るとともに特別職、非常勤職員および臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行い、会計年度任用職員への必要な移行を図ることとなりました。

会計年度任用職員は、一般職に定義づけられるため、地方公務員法の適用を受けます。服務に関する各規程が適用され、懲戒処分の対象となります。また会計年度任用職員の給与及び費

用弁償に関する条例に定めのあるように給与または報酬、各種手当、時間外手当、期末手当等が受けられることになり、有給休暇等についても付与されます。また、社会保険や公務災害が適用されます。

この会計年度任用職員につきましては、現状で臨時の職員が移行の対象となることから各担当課との協議を行う中で、募集人員が確定いたしましたので、人件費などの予算につきましても各担当課と協議の上、計上をしまいたいと思います。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

今現在、ホームページ等で会計年度任用職員の公募、情報開示がなされております。百数十名の募集がかかっておりますけれども、いろいろな面で難しい問題もあるかと思っておりますけれども、ぜひともこれら職員の処遇改善についてご尽力をいただけますようお願いを申し上げまして私の一般質問をこれで終了いたします。ありがとうございました。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は9時50分とします。

休憩 午前 9時39分

---

再開 午前 9時50分

○議長（柿島良行君）

一般質問を再開します。

次は通告の2番、野島俊博君の一般質問を行います。

野島俊博君の質問を許します。

登壇してください。

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

通告に従いまして一般質問を行います。どうぞよろしく願いをいたします。

町長に対しまして1項目4点について、これから質問をいたします。

早速、質問に入ります。

まず令和元年各地における台風15号および19号の検証と、これまでの災害の教訓と今後の防災について聞いてまいります。

台風15号の被害、状況は落ち着いてきてはいるものの、まだまだ大変な思いの状況の中で、そんな生活を余儀なくされ、さらに追い打ちをかける台風19号による被害に心が痛んだところでございます。

一方で今回の予想を超えた災害ではありましたが、結果として行政の「後であとで」の対応が、マスコミをはじめ数多く指摘されております。

大規模災害時には、被災市町村からの支援要請が基本でございます。もちろん被災状況にもよりますが、今回、小さな自治体ほど市町村民の対応に追われ、被害状況を把握できなかった

り、そもそも通信網が断絶した被害地域からは被害の報告が出せなかったため、県の支援が受けられなかった事案が多数発生しております。そういった「手が足りない自治体」に対してこそ、県から手を差し伸べるプッシュ型の支援は必要ではないでしょうか。この点について本町はいかがでございましょうか。

そして、ニュースでは千葉県において今回の台風では、病院用に保管していたとの報道もありますが、千葉県保有の備蓄品である非常用の発電機のうち、ほぼ半分にわたる250台は倉庫に眠ったままという事態が発生したように、県が保管していることが市町村に十分認識されていなかったために、結果的に市町村からの要請依頼がないことで、このような事態が発生しております。

それでは質問に移ります。

災害対応能力向上の観点からも、市町村が持っている備蓄品と県の備蓄品の把握が必要だと考えます。これは一方ではなく相互に情報を把握し、共有していなければ意味がないと考えますが、本町の現状について伺います。よろしく願いいたします。

○議長（柿島良行君）

千頭和交通防災課長。

○交通防災課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

県と市町村でそれぞれの防災資機材や生活必需品を備蓄しており、その備蓄数量の情報については共有をしております。その情報につきましては、山梨県地域防災計画に県と県内市町村の備蓄品名や数量が記載されております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

これまでも日本全国で起きた災害を検証し、全国各地で様々な対策や改善が図られてきました。阪神・淡路大震災では、倒壊の被害の大きさから耐震化が強化され、東日本大震災では津波や水の恐ろしさが認識され、堤防や河川対策が行われてきました。

平成28年の熊本地震では、被災が長期化することによる、いわゆる関連死が問題となりました。関連死とは災害に伴う過労や環境悪化などによる病死などで、内科的死因に基づく死と規定されております。熊本地震では直接死は50人、災害関連死は215人と、なんと全体の死者の80%が関連死という驚愕の事実が突きつけられました。近年の台風災害でも関連死が発生しております。災害が長期化することによって引き起こされる関連死のほうに圧倒的に多いといった課題が生まれているのでございます。

それでは質問に移ります。

関連死対策こそ、今後の域防災計画に盛り込むべきと考えますが、当局の見解を伺います。よろしく回答をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

千頭和交通防災課長。

○交通防災課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。



地域防災計画において直接災害関連死対策としての記載はありませんが、一般災害編の避難所の管理運営の留意事項の中に避難者の健康状態や栄養状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるとの記載や身延町災害対策本部の健康増進班の事務にも被災者の健康管理等の事務分掌の規程があります。また、避難所運営マニュアルや身延町災害時等医療救護マニュアルにも避難所における保健衛生活動に避難者の健康管理のための活動の規程も記載してあります。

台風19号が接近した際の避難者の中にも高齢者で体調不良の方がおられ、町の保健師が避難所へ行き、救護活動をしたところでありました。

以上のようなマニュアルに基づき、災害関連死の防止対策を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

よく分かりました。次に台風15号および19号に学び本町における過去の台風災害の教訓、また各区および地域に出されている区の要望事項等、どこまで採用しているのかを聞きます。

まず、台風15号から私の学んだことでございますけれども、よく言われているのは非常用電源の確保と共助の大切さ。台風15号は千葉県南房総を中心に甚大な被害を与えています。特に停電による被害、あと2週間で本当に復旧できるのか、それとももっとかかるのか、その不安だけでも住民の方には大変なストレスとなりました。

今回の被害は、様々な点で防災災害対策の問題点が浮き彫りになりました。行政の初動の遅れ、そして停電によるすべての通信手段が奪われると都心でも陸の孤島となってしまうこと。避難所の不便さ。毎年やってくる台風はここ数年来、日本中のどこかに甚大な被害を与えております。

電気に頼っている現代社会においては、特に停電による生活への影響は大変大きいものがございます。台風15号の被害の大きさが明らかになるにつれて、今後の課題について言われておりますけれども、電柱や送電塔の対風性の問題、非常用電源、避難所の対策、そして生活への影響が大きいこと、台風15号の被害の大きさが明らかになるにつれて、今後の課題についてありますけれども、あとはそれぞれの対応については、いろいろな問題がございますが、そのほか台風19号の被害に学ぶ点は、栃木県を例にしますと台風19号は県内で4人の尊い命が奪われました。各地に深刻な被害をもたらしたということでございます。

いつどこで起こるか分からない自然災害の脅威。命や健康を守るためにどんな備えや心構えが必要なんだろうかと、そういうような専門家の意見がございました。

まず避難として、避難途中で命を絶った人が相次いだ今回の台風では、自主的な判断の難しさが浮き彫りになりました。防災マネジメントを専門とする宇都宮大学の教授にしてみますと早ければ早いほどいいという台風接近前の、日中のうちに避難する大切さを訴えておりました。浸水時には日中でも道路や田んぼ、用水路が区別しにくいということもございます。水害での死亡例の多くは夜間の移動時だとして、日没前の行動が命を守るカギになるようでございます。そういうことを強調しています。

栃木県におきましては、夜間の避難を回避しようと近年は自治体も早期に避難準備情報を発令する傾向となっておりますが、明るいうちに出されることが多い警戒レベル3の段階で避難を

始めるべきだと、そういうようなことも言われております。警戒レベル4では、すでに災害が起きているかもしれない状況だということを行っています。自宅に残るか、立ち退いて避難するか、迷う人も多いだろうということですが、判断の目安になるのが自治体が作成するハザードマップ、浸水予想地域では水深にかかわらず、基本的に立ち退いて避難したほうがよいというようなことを教授は言っております。

2018年の西日本豪雨災害では、岡山県倉敷でも実際の浸水地域とハザードマップの想定はほぼ等しかったということですが、ただ、ハザードマップで危険地域に指定されていなくてもリスクはあるということでもあります。

今回の台風でも足利市内で起きた乗用車水没死亡事故の現場は、浸水想定区域だったということですが、この教授によりますと周囲と比べて低い土地に近くに大きな川の支流、用水路が流れている場所は浸水の危険性が高いということを行っています。

浸水時には水は溜まるのではなく流れる。それほど深くなくても歩行は困難になり、これくらい大丈夫と安易に移動するのは非常に危険であると言っておりますが、安全なタイミングで避難できなかった場合は、屋上の上層階に留まったほうがよいということですが、

この教授によりますと、防災において、あのとき大丈夫だったからという、そういう経験が足を引っ張ることがあるということですが、栃木は災害が起こらない県ではないと分かったはずでありまして、一人ひとりが意識して防災準備をしてほしいと呼び掛けるということでありました。これが台風15号で学んだことですが、

そして台風19号、災害弱者の命をどう守る、施設外避難に課題がありました。台風19号に伴う河川の氾濫は災害弱者である入院患者を抱える医療機関や高齢者、障がい者らが暮らす福祉施設も直撃し、14都県で少なくとも385カ所の施設が浸水などの被害に見舞われました。患者や入所者を上階に移すなどして人的被害を免れた一方、避難計画作成の遅れが判明し、施設外避難の在り方についても課題を残したようでもあります。災害弱者の命を守る現実的な方策が求められております。

まず作成済みが35%、これは阿武隈川の氾濫でございますけども、医療機関や高齢者、障がい者向け施設を巡っては、平成28年8月台風で岩手県岩泉町の高齢者施設が濁流にのまれ、入所者9人が死亡したことを受けて、河川の氾濫で浸水が想定される場合は避難先や移送手段を定めた計画策定と訓練実施が義務付けられたということですが、ただ、これは罰則規定はないということですが、

国土交通省によりますと、対象となる全国6万7,910カ所のうち計画作成済みは今年の3月時点で35.7%、2万4,234カ所。今回の台風で災害救助法が適用された14都県についても45.6%に留まるようでもあります。

そういうことで大変厳しい状況でございますけども、これから質問3に移ります。

富士川および県道9号線沿いの沢の状況と被害想定、また富士川と支流との関係をどのように考え、またどのような災害が想定されるのかについて聞きます。よろしく回答をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

望月建設課長。

○建設課長（望月真人君）

お答えします。

県道9号沿いの帯金地区は国が管理する富士川と県が管理する支川であります大久保沢川、入之沢川、泥之沢川が流れており、過去、昭和34年災をはじめ多くの災害等により富士川が増水し、内水氾濫により帯金地区に甚大な被害をもたらしました。国土交通省の想定浸水区域図によると、富士川の氾濫により場所によっては最大5メートル以上の浸水が想定されております。また富士川が増水と支川の上流部からの土砂流入により河道が埋塞し、合流部ではたびたび内水氾濫が生じております。山腹崩壊により土砂のみならず立木が流出しており、富士川との合流部だけではなく、JRとの交差部において氾濫の危険性が指摘されております。

地域住民の皆さまからも土砂および立木の撤去の強い要望を受けており、その都度、各々管理者に土砂の撤去等を実施していただいております。

今後も富士川においては、砂利採取により適正な河道の確保を国に要望、支川においては砂防堰堤の新設、また山腹崩壊防止を県に強く要望していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

議長、ここで写真の提示をしたいと思うんですけども許可をいただけますか。

○議長（柿島良行君）

この質問に対しての写真ですか。

○7番議員（野島俊博君）

そういうことです。

○議長（柿島良行君）

許可します。

○7番議員（野島俊博君）

まず見ていただきたいのがございますけども、当区には3本の沢がございます。それが氾濫すると、こうなるということを知っていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（柿島良行君）

許可します。

○7番議員（野島俊博君）

まず泥之沢川でございますけども、普段はこういうふうになんかちよろちよろの水でございます。分かりますか。見えますか。こういう状況です。それが大雨になると、こういう状況になるんですね。県道に、もうあと少しでオーバーすると。これが直角に曲がって、そして富士川のほうへ行って、1つは人家のほうへ来るんです。こういう状況ですね。それでどういうことが起こるかということ、まず泥之沢川の富士川のほうへ行くのがこういうふうには埋め尽くされてしまいます。そうするとどうなるかということ、水が逆流して田んぼがすべて水没してしまうと。それと同時に県道のほうにも水があふれ出て、こういう形になります。県道がもう水でうずまってしまう。これはスクールバス停のところ。普段は、大久保沢はこういう状況です。堆積して。これはよく取ってもらっています。建設課にお願いして。それが一雨すると、あと20センチでオーバーフローして天井川ということになります。見えますか。天井川になってしまう。だからこの土砂を取ってくれということで、建設課のほうへよくお願いして早急に対応していただいていると、そういうことでございます。見てもらってもすぐ分かるように、こういう

ことですね。そしてダムがいっぱいになっていますので、土砂がここへ溜まってしまうんですよ。だからこれを取らないと、オーバーフローして人家のほうへいってしまうと。

そういうような状況で大変、今、こういうことを防ぐために一生懸命お願いしているわけですが、いろいろな問題が出てきてしまって、今は本当にこうなってしまってどうにもならないんですよ。この間の雨で、ここがもう水浸しになりました。それが人家のほうへ来てしまうと。そういう状況をご理解いただいて、また県のほうにもぜひひとつ、こういうことも含めてお願いしたい。そして県のパトロールが沢のパトロールに来ていますが、このところへ入っていただかないと堆積したものがどういようになっているかというのはよく分からないですよ。沢のほうばかり見ていただいても、沢のほうにはもう、急傾斜ですので、こちらのほうに溜まってしまうということであまりないですけども、ぜひひとつそういうパトロールのほうも、この農道のほうへ入っていただいて、この沢の状況をよく確認して、ここがふさがったら取ってもらうということをお願いをしないと、人家のほうへも影響が大きい。そして県道9号線にもみんな入ってきてしまうと、そういう状況でございますので、ぜひひとつこの場をお借りして、このお願いをしたいと思っております。よろしく、これはご理解をいただきたいと思っております。それが質問3でございます。

次に国の方針として、「堤防の見直しがなされる」と聞いていますが、本町においては見直しをしなければならない堤防があるかということでございます。

以上でございますけども、本町におけるこの前の大雨の災害と災害を起こした支流を含む河川の状況把握と結果、各区への要望の対応と対策をお聞きいたします。回答をよろしく願いいたします。

○議長（柿島良行君）

望月建設課長。

○建設課長（望月真人君）

お答えします。

富士川の河川整備は、平成15年に定めた富士川水系河川整備基本計画に基づき昭和57年8月洪水で浸水実績のある地区を優先に整備を進めており、現在、本町においては手打沢、切石、宮木、飯富で整備計画があります。また県管理の河川におきましては、今後、20年間の予定で富士川水系、富士川圏域河川整備計画を進めており、本町においては9月議会、上田議員の一般質問にありました常葉川が対象となっております。堤防の見直しにつきましては、10月18日に国土交通省の有識者会議において、気候変動を踏まえた治水計画の在り方について提言がありましたが、具体的な治水計画河川整備メニューの見直しまでには至っておりません。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

当区も昭和34年に8月12日から14日において台風7号に遭遇しました。これは南部町では400ミリぐらい降ったということで、下部は450ミリぐらい降ったということですが、この点につきましては、先輩から私も10歳のときでしたから、よく覚えているんですけども、みるみるうちに堤防を乗り越えて水が入ってきてしまったと。そしてそのと

きに先輩方の知恵というか考え、また消防団の方々の活躍によりまして、もう高いところへ逃げろと。そういうことで2つのお寺のほうへ逃げました。それで一人の犠牲者もなく済みましたが、うちは、皆さん、写真を見たと思いますけども、学校の2階まで水がついてしまったと。そして沢のほうは、流木が線路の鉄橋に入ってしまったと、そこをいろんなごみが詰まってオーバーフローして、町道に流れてしまったと、そういうようなことを経験いたしました。

感謝したいのは、そのときの大人の考えと消防団の活躍、そういうことでありまして、とにかく高いところへ逃げろと、それが本当に、皆さんが一生懸命高いところへ行って、一人の犠牲者もなく終わったということで大変よかったと思います。

今もその考えは変わりませんが、今はすでに河床が上がってきて、どのくらいというか、もうあと少しでオーバーフローするというような、そういう状況でございますので、先ほど言ったとおりぜひ砂利を取っていただくとか、どうも堤防は造ってくれるということがありませんので、そういうところをしっかりとお願いしたいと思います。

その状況は、昔はこういうようにきれいな富士川だったんですね。そして西側のほうに川が流れています。それが今は、東のほうへ本流が来てしまって、土砂がこういう状況で積もってしまって、多面的機能支払交付金で産業課には非常にお世話になっているんですけど、毎年、掘らなければ水がここへ入ってきて、水が注げないと。そのぐらい上がってきてしまったということですね。そういうことで、こういうことも踏まえて、ぜひひとつ町からも国や県のほうへ働きかけていただいて、これを取っていただいて、二度とこういうことがないようにしていただきたいと思いますので、よろしくひとつご配慮のほうをお願いしたいと思います。もう区内中、台風でなくてもこういうような状況でも道が全部、水で埋まってしまうと、そういう状況でございますので、よろしく頼みます。

また、塩之沢駅のところはこういうような状況で、線路にあと少しで水がつくと。今回の台風19号ですが、そのときも写真を撮ってありますけども、これと同じような状況でありました。そういうふうに非常に暴れ沢でございますので、なんとかダムの方も一杯になっていると思います。そういうことも踏まえて、ぜひ県に働きかけて、砂防のほうの、これは土を取るということはないようでございますので、入れ直してもらおうということも、一つひとつ早め早めに対応していただきたいと、そんなことで私の質問を終わりたいと思います。いろいろありがとうございました。よろしく、またご対応のほどをお願いいたします。

以上で野島俊博、一般質問を終わります。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は10時30分とします。

休憩 午前10時17分

---

再開 午前10時30分

○議長（柿島良行君）

再開をいたします。

次は通告の3番、望月悟良君の一般質問を行います。

望月悟良君の質問を許します。

登壇してください。

望月悟良君。

○3番議員（望月悟良君）

私は通告しておきました大きく3点について、ご質問をいたします。

台風関連の防災・減災対策につきましては、同僚議員の質問の内容等で、ある程度は理解いたしましたけれども、再度質問させていただきます。ご了承願います。

まず1点目でございますけども、①台風19号についての時系列の検証についてということでございます。

台風19号は10月12日から13日にかけて静岡県東部に上陸して、12都県の広範囲に被害を及ぼしたということで、本県においても大雨特別警報が発令されるに至ったわけでございます。

本町では10日の午後7時ごろから12日の午後9時ごろまでの総雨量が426ミリ、これは役場における雨量だと思えますけども、観測史上でも最大を記録したとしておるわけでございます。

ハザードマップに示されております浸水被害を、富士川流域におきましては辛うじてクリアできたような状況であると思うわけでございます。町内では幸い人的被害もなく無事であったことにまずは安堵しておりますけども、他県における多数の犠牲者に心からご冥福を祈るところであります。

そこで（ア）といたしまして、避難準備情報・避難勧告時の住民への周知方法と各指定避難施設への避難者数についてお伺いしたいと思えます。

○議長（柿島良行君）

千頭和交通防災課長。

○交通防災課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告の発令は町内全域の発令の場合につきましては、防災行政無線にて、地区が限定している発令につきましては、区長に連絡をするとともに防災行政無線にて周知しております。また町内で開設した避難所につきましては29カ所で、避難者数は619名です。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

望月悟良君。

○3番議員（望月悟良君）

ただいま避難所の施設に対して、町民の避難者は619名ということでしたけれども、本町の人口で、ざっと計算して判断しても4%、5%くらいの町民が避難したということでございます。

私も居住地は八日市場というところで、ハザードマップに色分けされている地域でもございますけれども、ぎりぎりの状態で、地域には湛水防除施設と言いまして、要するに堤防内の水があふれると、それを富士川へ汲み出すという湛水防除施設があるわけですが、それがぎりぎりの状態だったのかなと思いました。

そこで避難するには、やはり要支援者ですね、高齢者とか幼児とか、そういった方に避難を

促してもなかなか応じてくれない。そしてわれわれの地域の避難所は、旧原小の体育館ということになったわけですが、避難する人がほとんどなかったというように私も確認しておくところでございます。そんなことで、もっと大勢の人に避難を促してということが、自主防災組織は大事だと思うわけでございます。

それから続きまして質問の（ウ）でございますけれども、大雨・洪水の警戒レベルについて、特に住民からは判断をしにくいということをお聞きするわけですが、これにつきまして、当局はどのように考えているか。

○議長（柿島良行君）

千頭和交通防災課長。

○交通防災課長（千頭和康樹君）

大雨・警戒レベルについてのことに関してお答えさせていただきます。

住民への周知は内閣府による避難勧告に関するガイドラインに基づき気象庁で作成し、テレビや新聞報道でされている気象情報や広報みのぶ7月号、12月号でも掲載し周知させていただきました。今後も啓発活動を行っていきたく思っております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

望月悟良君。

○3番議員（望月悟良君）

ありがとうございました。今、私、（イ）の避難者のうち要支援者数という質問内容を外してしまっただけですが、これにつきましてご答弁をお願いします。

○議長（柿島良行君）

千頭和交通防災課長。

○交通防災課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

要配慮者といたしまして、避難者名簿への記載事項に障がい者の記載がないため、今回、避難した方は65歳以上の高齢者と乳幼児を合わせまして323名が避難されております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

望月悟良君。

○3番議員（望月悟良君）

ありがとうございました。自主防災組織において、要支援者、幼児、あるいは障がい者について、特に障がい者につきましては、自主防災組織において、なかなか登録するというか、本人からの申し込みというか、そういったことが難しい点があるわけですが、今後はそういった方の避難をスムーズにするためにも、そういった啓蒙と言いますか、そういったことをお願いしたいと思います。

続きまして、指定避難所場所への経路の安全確保についてでございます。

指定避難場所となっているところの経路でございますけれども、特に山間地域におきましては、急傾斜地とか土石流の渓流とか、こういった箇所を通過して避難所へ行かなくてはならないというような指定避難場所があるわけでございます。こういったことから見ますと、なかなかそういう避難所へは敬遠して避難しないのではないかと、このように思うところでございます。指

定避難所を安全な施設へ見直す考えについて、そういうことが可能であるかどうか、この点についてお答えをお願いしたいと思います。

○議長（柿島良行君）

千頭和交通防災課長。

○交通防災課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

伊藤達美議員のご質問にも回答させていただきましたが、旧大河内小学校、現在未利用施設として検討している下部小中学校、久那土小中学校の空き校舎につきましても避難所として指定できないか、現在協議中でございます。

今回、区または自主防災組織において集落公民館を避難所として自主的に開設していただけたところもあります。地区で防災計画等を作成する折には、一時避難所として登録していただいたり、施設の状況によりましては、町の指定避難所とすることは可能だと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

望月悟良君。

○3番議員（望月悟良君）

これにつきましては、ぜひとも一時的な避難所として地域の集落館、あるいは分館等を指定することを強く要望したいと思います。よろしく願いいたします。

次に③でございますけれども、災害時におけるICTの活用についてということですが、ネット社会が普及している反面、かなりの情報が、住民にしますとそういった情報は取ることができるわけですが、その反面、例えば災害レベル、災害の危機が迫っているにもかかわらず、ぎりぎりまで留まるというか、それはちょっと矛盾しているようなところもあるんですけども、ICT機器、例えばタブレットのような機器を自主防災組織へ配布する考えとか、そういうことがございましたら、お答え願いたいと思います。

○議長（柿島良行君）

千頭和交通防災課長。

○交通防災課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

災害時にインターネットからの情報収集をする方々につきましては、各個人の所有するスマホ等が普及しており、そちらに対する情報発信につきまして、災害用ホームページが町でも運用されております。台風19号時にも実際運用し、情報発信に努めております。

新たな情報機器をすべての自主防災組織に配布するとなると、多額の投入費および運用費用が発生してまいります。現在、地域における情報機器での対応をお願いしたいと町では考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

望月悟良君。

○3番議員（望月悟良君）

これは財政的にもかなりの負担があるということで理解しておるわけですが、可能な限りこういったものも、できればこういった機器が町民の身体、財産等を守ると思いますので要



望をしておきたいと思います。

次に質問の2番目になりますけれども、現在、曙地域で中部横断自動車道に関わる残土処理ということで、残土を搬入しておるわけでございますけれども、その現状についてお伺いしたいと思います。

中部横断自動車道の建設に伴う建設残土処理は、平成24年から進められているということでございます。それにさらに現在ではリニアモーターカー建設に伴う建設の残土処理も併せて進められているというように伺っております。現在、残土処理の進入路といたしまして、本町の遅沢地区からちょっと上へ行ったところにトンネルを掘削している。私もちょっと用がありまして、曙地区へ伺ったところ、トンネル工事をしておりましたので、お伺いしたところ、地域の人に、一部の方について伺ったんですけども、地域の人あまりよく分からないというようなことで、私もそれは帰ってきたわけですけども、そこで、これまでの建設残土区域の計画処理量と面積、それからこれはあと、以下、同じような内容になるかもしれないんですけども、(ア)ですね、これまでの建設残土の持ち込みの量と面積等も併せて質問したいと思います。

○議長(柿島良行君)

望月建設課長。

○建設課長(望月真人君)

お答えします。

中部横断自動車道に伴う建設残土処理場として、町が平成23年、24年度に江尻窪地内の山林等9.7ヘクタールを買収し、国土交通省と賃貸借契約を結び、平成24年度から10年間で約200万立方メートルを処理する予定となっております。またリニアモーターカー建設に伴う建設残土処理場として、山梨県建設業協同組合が遅沢地内に6.6ヘクタールを買収し、令和元年から10年間で約130万立方メートルを処理する予定と聞いております。

以上でございます。

○議長(柿島良行君)

望月悟良君。

○3番議員(望月悟良君)

今、お答えいただいたんですけども、全体の計画では山林等9.7ヘクタールを買収したということで、24年から今現在まで8年、現在200万立方メートル、5分の1ということで、それへまた新たにリニアモーターカー6.6ヘクタール買収して130万立方メートルが計画されたとお答えいただいたわけですけども、この処理区域は単位数字で言いますと、江尻窪の1つの単位数字ということで理解してよろしいでしょうか。

○議長(柿島良行君)

望月建設課長。

○建設課長(望月真人君)

中部横断自動車道の残土処理場につきましては、江尻窪地内。リニアモーターカーの建設残土処理予定地は遅沢地内ということで、単位数字は違っております。

以上でございます。

○議長(柿島良行君)

望月悟良君。

○3番議員（望月悟良君）

了解しました。これまで残土処理計画でいきますと約8年ですか、5分の1程度ということですけども、将来見通しについて、これは完了するのはかなり向こうへいくかと思えますけども、そのへんは町の計画等もあると思えますので、できるだけスムーズに残土処理ができるように当局へ要望していただけるようお願いしたいと思います。

それから次に（イ）でございますけども、建設残土の有効活用を図るということで、地域活性化に向けた農産物の拠点等に活用すると。町の長期計画等におきましては、こういった計画があるようでございますけれども、この点の農産物。私は農産物につきましては、あけぼの大豆ではないかと自分なりに考えていますけども、そのほかに結構の面積が、仕上がれば結構の面積になるわけでございまして、林産物ですね、例えばシイタケとかそういったものの施設としても、町のほうでは活用できるではないかと思っておるわけでございまして、このへんについて、町の考えについてお答えいただきたいと思えます。

○議長（柿島良行君）

望月建設課長。

○建設課長（望月真人君）

お答えします。

中部横断自動車道の残土処理場につきましては、約200万立方メートルを処理する予定となっておりますが、国土交通省によると江尻窪地区への処理予定の一部を下山地区の護岸の築堤等に使用したため、現在の処理予定量は約40万立方メートルとのことです。当初予定では、あけぼの大豆の圃場等計画がありましたが、予定量の5分の1ということで、現在、圃場等への活用は厳しい状況ですので、早期に当初の予定量に達することができるよう国に要望していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

望月悟良君。

○3番議員（望月悟良君）

現状では土の搬入がかなり遅れているように感じるわけでございます。町の特産品のあけぼの大豆でございますけども、先の皇位継承の大嘗祭に本県からあけぼの大豆が献上品として使われたということで、町にとっては特産品としてのあけぼの大豆のグレードがかなり上がるのではないかと思います。将来の、あけぼの大豆を特産品として広めていく、作付、増産するためには、ぜひともこういった残土処理場の完成が望まれるわけでございまして、この点について特に国土交通省等に早期完成の要望をお願いしたいと思います。

2項目めの質問については以上でございます。

次に3項目めの質問に入らせていただきます。学校施設の環境整備事業についてでございます。

学校施設の環境整備は、ご承知のように豊かな人間性を育むための基礎となるものであることは言うまでもございません。身延中学校新校舎および新学校給食センター等の建設は、平成30年に策定された本町の学校施設整備計画に基づきまして、30年度から新校舎建設予定地の用地測量および予定地の不動産鑑定業務が予算上はなされていると理解しておるところでございます。

そこで（ア）といたしまして、中学校の校舎建設事業についての進捗状況についてお尋ねいたします。

○議長（柿島良行君）

羽賀施設整備課長。

○施設整備課長（羽賀勝之君）

お答えいたします。

身延中学校新校舎等建設事業の進捗状況について、お答えをさせていただきます。

平成30年度に策定された身延町立学校施設整備計画に基づき、昨年度より有識者、小中学校の各校長、元教職員、小中学校、保護者代表で構成しました身延中学校新校舎等整備基本計画策定委員会において協議されてきました内容について提言書として取りまとめていただき、本年7月30日付けで提出がありました。この提言書に基づいて、関係課と調整を進めて基本計画の策定に向けて取り組んでいるところであります。

令和元年度につきましては、主な業務として農振地域の指定の解除申請、用地内の赤線・青線の譲渡申請等の事務、それから相続登記関係の事務を進めております。また、不動産鑑定価格により用地取得に向けて地権者の交渉に当たり、地権者のうち90%の承諾をいただいているところです。残り10%についても、次年度以降の事業計画に影響があるため、円満な解決に向けて交渉を進めているところであります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

望月悟良君。

○3番議員（望月悟良君）

ありがとうございました。現在、不動産鑑定等の業務、相続等の手続き関係の事務を進めているというわけでございますけれども、地権者のうち90%の承諾を得ているということでございますけれども、地権者の人数が分かりましたら、差し支えなければ人数を教えてくださいか。

○議長（柿島良行君）

羽賀施設整備課長。

○施設整備課長（羽賀勝之君）

お答えいたします。

地権者の全体の人数は21名でございます。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

望月悟良君。

○3番議員（望月悟良君）

了解しました。スムーズに登記とか周りの国有地ですね、赤線、青線等の関係の事務がいくようにお願いしたいと思います。

続いて新年度ですね、令和2年度に向けての計画概要につきましてご質問いたします。

○議長（柿島良行君）

羽賀施設整備課長。

○施設整備課長（羽賀勝之君）

お答えをいたします。

新年度、令和2年度に向けた事業計画の概要についてお答えをいたします。

令和2年度につきましては、プロポーザル方式を採用した提案型での基本設計、実施設計業務委託の発注を予定しております。令和3年度に計画している造成工事のための実施設計業務委託の発注、町道の付け替え、農業用水路の付け替えの実実施設計業務委託を計画しております。

また事務手続きにつきましては、用地の売買契約および補償契約、相続登記、所有権移転事務、農地転用申請の業務および関係機関との事前協議を進める計画となっております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

望月悟良君。

○3番議員（望月悟良君）

概要につきましては、分かりました。

次に台風19号によります大雨を経た現在、建設予定地の浸水状況等の安全性の実態について質問いたします。

○議長（柿島良行君）

羽賀施設整備課長。

○施設整備課長（羽賀勝之君）

お答えをいたします。

建設予定地の浸水状況等の安全対策性の実態についてお答えをさせていただきます。

現在、国土交通省が公表している富士川浸水想定区域図によると下山地区の建設予定地付近である下山小学校、下山分館周辺においては、破堤基準点での浸水区域の想定は浸水区域外となっております。

建設予定地付近は下山小学校校庭南側に計画しているため、破堤基準点での想定による浸水する深さは0.5メートルから3メートル未満の浸水区域となっており、建設予定地では現状地盤から浸水する深さは町道で0.7メートル、農地からでは2メートル未満であると想定されています。現在、国土交通省により富山橋下流の富士川右岸の護岸工事が年次計画により進められております。護岸工事の完成後においては、富士川右岸の下山地区の想定される浸水による被害区域は極めて安全性が高まり、改善されるものと考えられます。

また県河川であります矢沢川、大沢川、不動沢川が富士川と合流しているため、バックウォーター現象といわれる内水面への災害対策に備えた樋門の設置も施工される計画となっており、安全性が高まり改善されるものと考えられます。

今後も十分な調査により検討した上で、特に造成計画に当たっては安全性を確保した地盤高を設定し、浸水対策に備えた基本設計、実施設計に反映していきたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

望月悟良君。

○3番議員（望月悟良君）

ありがとうございました。建設予定地につきましては、破堤基準地点から見ると浸水の深さが0.7メートルから2メートル未満ということの想定となっているようでございます。

新聞紙上におきますと最近、以前は洪水の雨量の想定と言いますか、100年に一度であったものが雨量1000年に一度というレベルに変更したということが最近の新聞でも見たわけでございますけども、想定はできないような雨量等も予想される時代でございますので、特に、そう言われると日本中どこにいても安全なところはないということになるかもしれませんけれども、安全面に配慮した計画をお願いしたいと、このように思うわけでございます。

先ほどの質問項目で、中部横断自動車道、リニア関係の残土の一部が計画にまだ満たないということは、下山地区の築堤との競合もあるのかなと私は感じておるわけでございます。

いずれにいたしましても、どちらも町にとっては施策上、重要な課題、事業等でございますので、当局はこの点につきまして努力をしていただけるように、町長、このへんにつきましては、もし何かございましたら。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

先ほどおっしゃったとおり、下山の築堤にだいぶ土を使っていますので、計画の200万立方メートルに届かず、今のところ40万立方メートル。さっき課長が答弁しましたとおり、今、国土交通省へできるだけ計画量に早く達するようにというお願いをしておりますし、今後におきましても200万立方メートルになるように努力してまいりたいと思います。

それと、先ほど中学校のかさ上げの話がありましたけども、実は具体的にまだなっておりませんが、リニアの残土を入れていただいて、2、3メートル上げたいと私は思っております。小学校が校庭より約1メートルぐらい上がっている。なおかつ基礎で50センチぐらい上がっている。ですから今、計画では小学校も浸水の可能性は今のところないということで、それに見合う以上に中学校も造成をしていきたいというように、今、私としてはリニアのほうにもお願いをしているところでございます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

望月悟良君。

○3番議員（望月悟良君）

ありがとうございました。町の長期総合計画につきましても見直し、第2次ですね、検討することになると思いますけども、町にとって十分に、スムーズにこういった事業が展開できますように当局の努力をお願いいたしまして、私の質問を以上で終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（柿島良行君）

望月悟良君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開を11時15分とします。

休憩 午前11時05分

---

再開 午前11時15分

○議長（柿島良行君）

再開をします。

次は通告の4番、伊藤雄波君の一般質問を行います。

伊藤雄波君の質問を許します。

登壇してください。

伊藤雄波君。

○1番議員（伊藤雄波君）

通告に従い一般質問を行います。

3点です。鳥獣害対策、みのぶ乗合タクシー、健康増進施設についての3点でお伺いいたします。

まずは鳥獣害対策であります。

今、日本国での取り組みの一丁目一番地はCO2対策、これがあります。メディアでもよく取り上げていますが、わが身延町の一丁目一番地、これはやはり過疎化対策だと私は思っています。その過疎化の具体的な原因の1つに鳥獣害被害があると考えています。現状を見ると、なかなか農業を志す若者の定住、田舎暮らしの計画も立てられないような状況だと思います。

鳥獣害被害対策は、町内いろんなところでよく話が出ますし、話題にものってきます。私の家族も52号線でシカと衝突し車が全損し、そういうふうな状況もありました。小動物もかなり道路上で事故が多く見受けられています。そんな数多い、いろんな種類の動物が多い状況下の中で、農産物の収穫状況というのはどうなんだろうということで質問します。

今年の町内での地域別鳥獣被害はどうでしたか。これをお答えいただきたいと思います。

○議長（柿島良行君）

内藤産業課長。

○産業課長（内藤哲也君）

お答えいたします。

ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、その他小動物により水稻、野菜類、あけぼの大豆への被害は後を絶ちません。その対策として、猟友会による有害鳥獣捕獲、中山間地域総合整備事業による侵入防止柵の設置のほか、有害鳥獣防除用施設の設置資材費の補助などの対策を実施しておりますが、総じて町内全域で被害が発生しており、例年と比較して被害は横ばいとなっております。

地域別では、あけぼの大豆の生産が盛んな中富地区ではニホンジカ、ニホンザルによる大豆や水稻の被害が頻発しております。身延地区ではニホンザルによる野菜類の被害やニホンジカによる水稻の被害、下部地区でも同様にニホンザルによる野菜類の被害やイノシシによる被害の相談が多く寄せられています。

今後も既存の対策を進めるとともに情報収集しながら、効果的な対策があれば検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤雄波君。

○1番議員（伊藤雄波君）

効果的な対策があればということですが、身延町は高齢化、過疎化が進み限界集落が年々増え、農業従事者は高齢者や女性を中心に耕作放棄地も非常に目立ってきています。そんな中、被害は深刻で今、答弁にあったようにシカ、イノシシ、サル、それはもちろんタヌキ、ハクビ

シン、アナグマなども最近では頻繁に出るということです。

いろいろな方法や手段で対策をしているところも増えてきましたが、対策を講じていないところもまだまだ町内大半であります。電柵、獣害フェンス、ネット、超音波、いろいろな対策をしているようですが、実情はそんなに効果がないというお話も聞いたことがあります。電柵はショートして使えなくなったり、フェンスは飛び越えられてしまったり、ネットは食い破られ、超音波は最初だけですぐに動物が慣れてしまうということも聞いています。

そんな状況下の中で、獣害はもちろん既存の対策では効果がなかったネズミ、モグラ、そういった小動物、またカラス、ハト、そういう鳥類にも効果が出ているという唐辛子のキャロライナ・リーパー、これを用いての県の助成を受け本格的に取り組んでいる団体があるようです。

そこで質問します。身延町内の団体が鳥獣被害の対策に唐辛子のキャロライナ・リーパーを利用する取り組みをしています。評判がいいということも私も伺っていますが、町は対策にどのような効果が出ているのかを把握しているか、お答えください。

○議長（柿島良行君）

内藤産業課長。

○産業課長（内藤哲也君）

お答えいたします。

町内でキャロライナ・リーパーの栽培をしている団体があることは承知しており、現在、栽培技術の向上と農作物への被害防除の実証を行っていると考えております。

キャロライナ・リーパーが鳥獣被害の軽減に効果があるとの情報がありますが、具体的な効果や刺激物であるため、他の農作物への被害がないか、さらに実証を進め新たな鳥獣被害対策の手法として確立されることを期待しております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤雄波君。

○1番議員（伊藤雄波君）

今の答弁の中の聞いているとの答弁でしたけれども、その現場へ足を運んだ、あるいは確認した、どうでしょうか、それをお答えください。

○議長（柿島良行君）

内藤産業課長。

○産業課長（内藤哲也君）

お答えします。

下山地内の不動沢川南側付近に栽培農場の看板が設置され、栽培がされていることは確認しております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤雄波君。

○1番議員（伊藤雄波君）

この唐辛子、キャロライナ・リーパーの案件はちょうど1年前、ちょうど12月、一般質問の中で私が提案し、一筋の光になるかもしれないということで高価な種を私自身も試しました。また同僚の議員にも試していただきましたけれども、またほかのところにも配ってやりました

けれども、皆さん、全然芽が出てこないということで駄目、そういった意見や感想をいただきました。もちろん当時、産業課の課長にも試してもらおうと思って行きましたが、そのあとどうなったかと尋ねたところ、どこへやったかなと。ビニール袋に入ったまま何もしていないことに非常にがっかりしたことを鮮明に覚えています。

町民の切実な思いで、本当に鳥獣害は切実な思いで町民目線と執行部はよく言いますが、せめて植えて試して、出なかったんですという結果をほしかったのが事実です。

しかし今回、産業課ではアンテナをあげていただき、興味を持ってくれたことは今後の第一歩につながるかもしれないという期待はしたいと思います。

そんな中、この団体だけが成功して、今は他町の方面からも来年度の調達をお願いされているようです。ただ危険物であるがゆえに、これからまだまだ整備しなければいけないと担当者も言っていました。産業課でも団体が町内で一般の方にも栽培をお願いして、テスト農場としてそういったものを利用して、シカがUターンしたよとか、スイカが皿のようにいつも食べられてしまうけども、スイカが1つも食べられなかったよとか、そういった生の情報収集をしてみたらいかがかなということでした。

そこで質問させていただきます。その電柵などの取り組みは助成の対象になっていますが、この商品も今後、助成の対象に加えてはと思っていますが、もちろん手順もあると思いますが、いかがですか。お答えください。

○議長（柿島良行君）

内藤産業課長。

○産業課長（内藤哲也君）

お答えいたします。

身延町有害鳥獣防除用施設設置補助金交付要綱の交付対象は、身延町内に存する農地へ設置する有害鳥獣防除用施設の購入に係る経費であり、現行制度では助成の対象にはなっておりません。有害鳥獣から農林産物への被害を防止することが目的のため、被害軽減に有効な手法であれば、この商品に限らず新たな鳥獣被害対策として、助成制度の検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤雄波君。

○1番議員（伊藤雄波君）

今、大月市のほうに去年、問い合わせした折には台風でキャロライナ・リーパーが全滅したということで、今年の取り組みはということでお聞きしたら、民間にその栽培をしているところがあるので、そこへの協力はしていますと。その後、その民間はキャロライナ・リーパーを耕作放棄地に多く蒔く手順を市にお願いをし、市のほうで耕作放棄地の手配、それからできた唐辛子の粉碎の技術を市のほうで民間に提供するなど、民間へのサポートをしていると聞きました。私の取材にそうやって、大月市での産業課での担当が答えていただきました。

そんな中で、身延町での民間団体は粉碎ではなく鳥獣被害というふうな視点から利用を考えるという話題になりまして、その担当者も非常に興味を持たれ、そのことをもっと詳しく勉強させていただきたいということで逆に質問され、そのときにその職員の意欲を非常に感じました。



今後そういった形で身延町でも見守るとか、期待しているとか、そういう静観ではなく、ぜひ県が注目していることも事実であるので、身延町としてもぜひ団体に参加し、アドバイスをし、取り組みを考えて、こうしたらこういうふうにも助成できるのか、あるいはこういうふうな技術はこういうふうにしてデータ取りをしようかとか、そういった形の中で団体にサポートし、町民のその取り組みに取り組んでほしいと、協力してほしいと思います。

では、みのぶ乗合タクシーについての質問に移ります。

12月ということもあり、寒さも厳しくなってきました。交通事故もよく見かけます。最近では全国的にも増えていますが、本町でも高齢者運転による事故が発生した記事も見ました。車社会で車がなければ不便なもの事実上としてありますが、年齢的なもの、運転技術的なもの、それらを踏まえ、免許返納する高齢者が本当に増えてきました。そこで今まで自分で運転してきた方、家族が運転した方々の足となるのが乗合タクシーだと思っています。そこで質問させていただきます。

高齢化が進んでいる本町では、今後、乗合タクシーを利用する高齢者の方がさらに増えていくことが考えられます。そのような中、高齢な利用者が乗合タクシーの乗車中、嘔吐や失禁または突然具合が悪くなった、そういったしまったことが起こり得ると思います。そのような場合、当事者またはほかの利用者への対応や清掃方法についてマニュアルはあるのでしょうか。また、今以上に利用者へのきめ細かな対応が求められると思いますが、何か対策は考えているのでしょうか、お聞きします。ゆっくりと丁寧に答弁をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

千頭和交通防災課長。

○交通防災課長（千頭和康樹君）

お答えさせていただきます。

みのぶ乗合タクシーは、町内の交通事業者3社と委託契約を結び運行をしております。現在、統一的なマニュアルはありませんが、運行中の嘔吐やその他の汚損などが発生した場合につきましては、運行している各事業者のマニュアルやルールにより対応しており、例えば車内に備えてある緊急連絡用の携帯電話での通報やエチケット袋、清掃用具などで対応をしております。

今後、特にご高齢者の皆さまに対しましては、乗り降りの際には可能な限り注意深く様子を見ていただき、お声掛けや手助けなどをしていただくことで、お客さまに安心して利用していただけるように各事業者に働きかけていくとともに、乗合タクシーの運営をしております身延町地域公共交通活性化協議会の中でも、マニュアルの作成を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤雄波君。

○1番議員（伊藤雄波君）

今の答弁の中で、エチケット袋や清掃用具も非常にありがたいんですが、今後、ウイルス感染の予防においても、マスクや手の消毒液なんか、よく病院に行くと見かけますが、そういったものは準備してもいいと思うんですが、どうでしょう。お答えできますか。

○議長（柿島良行君）

千頭和交通防災課長。

○交通防災課長（千頭和康樹君）

マスクなど、今言われました配備につきましても実施の方向で各事業者とも協議をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤雄波君。

○1番議員（伊藤雄波君）

私も60歳を過ぎて、この中では若いほうかもしれませんが、体の異変や運動神経の衰えというものは実感しています。身延町に住む私としてもおそらく大いに利用しなければならない時期が来ると思います。ぜひ安心・安全はもとより、また楽しく利用できる空間づくりのためにマニュアルの作成に期待したいと思います。

では次に健康増進施設事業の進捗状況について、ちょっとお伺いします。

中部横断自動車道の完成が近づき、健康増進施設の完成も令和4年ということですので。楽しみにしている町民も多いと思います。私は甲府のほうで仕事の関係で出かけますが、施設計画があること、下部の温泉施設でそういった計画があることを多くの方が知っています。60を過ぎて体が悲鳴を上げている私も利用したい一人ではあります。

6月定例会でも進捗状況ということでお答えしていただきましたが、6カ月過ぎました。ここでまた質問をさせていただきます。健康増進施設事業の進捗状況についてお伺いします。お答えください。

○議長（柿島良行君）

羽賀施設整備課長。

○施設整備課長（羽賀勝之君）

お答えをいたします。

昨年度、下部温泉会館の在り方検討委員会より提出がございました提言書に基づいて温泉を使用し、健康増進と保養を目的とした温泉施設と幅広い年齢層の方々の健康の保持や体力向上を目的としたスポーツジムを併設する複合的な健康増進施設の整備を令和4年3月の完成を目指し計画を進めているところであります。

施設用地につきましては、旧富士ミネラルウォーター下部工場跡地を富士急行株式会社と10月7日付けで売買契約を締結し、用地取得ならびに登記を済ませたところであります。

現在進めている主な業務といたしましては、基本計画に反映するため、2回の地元説明会を開催し、意見・要望等を聴取したところであります。

内閣府からの国庫補助金であります民間資金等活用事業調査費を活用して、PFI事業として導入が可能か否かの判断を公募型プロポーザル方式により選定したコンサルタント企業と契約し、基本計画を策定するための業務委託を6月下旬から来年1月下旬までの期間で実施しているところであります。すでに事業への参入を前向きに検討している企業からの問い合わせなどもありました。

今後の建設計画であります。令和2年度においては、プロポーザル方式により参入企業を選定して施設の実施設設計、敷地造成工事、温泉管の布設工事を予定しております。令和3年度においては、施設の建設工事と外構工事、駐車場整備を行う予定となっております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤雄波君。

○1番議員（伊藤雄波君）

地元説明会というのを2回開催されたみたいなんですけれども、意見・要望を聴取し基本計画に反映していきたいとの答弁がありました。いつ行われたのか。また、どんなメンバーで行われたのか、それをお答えください。

○議長（柿島良行君）

羽賀施設整備課長。

○施設整備課長（羽賀勝之君）

お答えをいたします。

地元説明会の開催についてであります。10月21日と先週であります。12月5日の2回を開催し、基本計画、実施計画に反映するため、ワークショップ形式により地元からの意見・要望等を聴取したところであります。

また説明会への出席者、対象者についてであります。下部観光協会の役員15名に区長、それから各組長、それから隣接をする上之平区長を合わせまして20名の方々にご出席をいただき開催をしたところであります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤雄波君。

○1番議員（伊藤雄波君）

身延町の健康増進施設は、身延町の事業計画ということにもかかわらず、下部地区に限定したのはなぜかというところを質問したいんですが、ちょっと内容と合わせ、通告していないので今回は質問は控えます。ちょっとそのへんが不思議だったので、今、コメントを出しておきます。今後聞きたいと思います。

今年6月定例会での一般質問の中で、健康増進施設の事業のターゲットはどの答弁に現在のところというふうに前置きはありましたが、観光資源である下部温泉を活用した幅広い年齢層の利用を目指して、町民の福祉と健康の増進につながるような温泉施設、またスポーツジム機能については様々な情報を収集し、調査・研究を進める中で健康の保持と体力の向上を目的とし、観光客の誘致にもつながるようなスポーツジムの設置を考えておりますという答弁をいただいています。まさしくこれが、この施設の進むべき計画ではないかと私も思っています。

企業が参入するメリットというのは、やっぱり県内外からのいかに利用者を増やしていけるかということも考えるはずで。事業への参入を前向きに検討している企業が、そこを見逃すはずはないと私も思っています。

福祉と健康、身延町は本当に高齢化が進み、安心して使ってもらえる施設、これが一番大切ではないかなと思います。また、観光客の誘致ではありますが、今、下部温泉街、何度か足を運びますが、あの長い下部温泉の中で商店は1店舗しかありません。また自動販売機も3カ所にしかありません。そういった中で、観光客が来ても非常に不便さを感じるのではないかなと思っています。この状況下では、この施設が下部温泉郷とのコラボというのが必須ではないかなと思っています。

私の友人、6カ月の間に3家族12人、東京から利用させて、僕のほうで案内をしました。

そのうちの2家族はやはり高齢者がいる家族でした。高齢者にとって下部温泉の泉質は非常によかったということで、次の予約も、また頼むというふうに要望されました。

本当に温泉のよさというものをもっともっと、本来PRするべきではないのかなというふうにも思っています。この2つを兼ね備えた施設にしなければならないのは当然ですが、高齢化が進み、なくてはならない施設を造るに当たっては、観光客への告知の方法としてちょっと提案したいと思います。

1月3日、任命された観光大使の皆さん、いらっしゃると思いますけども、県外からのお客さまに利用していただくために、その観光大使の人たちが身延町に足を運んでもらう事業の1つとして、どういう施設を望んでいるのか、そんな意見を、そういうアドバイスを受けているのか。ちょっと意見としてそういうディスカッションをしていただくのはどうなんだろう、そういった面も、アイデアをいただくという面をしたらどうなのかなど。みのべーしょん288の課題解決の方法を探るプロフェッショナルや、みのぶ自然の里との事業における彫刻製造の講師を務めていただいている方もいらっしゃいます。そんな自然の里との温泉施設のコラボ、それにはどんな施設が必要なのかなど。身延山、七面山修行僧でアドバイザーとして関わり実行委員の中心人物でもあったアスリートとしてのプロから見たスポーツジムの在り方、その他芸能人の方や知識人の方のアドバイスを参考にしてもらい、全部取り入れるなんてことはもちろん不可能です。でもそうやって参加していただくことが身延町に対する観光客1人は増やす方法だと思っています。これは本当に多くの人の意見を聞き、多くの人に参加していただくことが、下部にはこんな、身延町にはこんな施設があるよ、ここで利用できるよという告知の手助けにもなっていくと思っています。

大勢いる多方面で活躍している方々、ほかにもいろんな意見を持ち、今後の進捗に関してのコンサルタント企業と行政と地元住民の考え方がずれないようにしてほしいと思っています。

時期がきて、いよいよだというときに、今さら言われても、もう決定したことだからとか、そういうことをよく聞きます。スポーツジムに限っては、身延町内地元説明会のメンバーをしっかりした考えができる方で構成し、三者の足並みをそろえることがのちのち問題が起こらない手段だと私は思っています。

いずれにしても素晴らしい泉質と素晴らしい空気と素晴らしい、今ここにあるミネラルと様々な身延町の資源を大切に発信してお客さんを誘致してほしいと思っています。そんなことの期待を十分膨らませています。それを意見としてお話をさせていただきました。

これもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

通告にはないという先ほどの件ですけども、関連質問ということで受けさせていただくと、2回の説明会はあくまでも建設地の地元への説明会であって、町全体の意見とかは一番上にあるように下部温泉会館の在り方検討委員会、ここで施設の内容、あり方については決めていただいて提言を受けています。だから今回の2回はあくまでも建設地に対しての説明会ですので、ほかの地域の方は入っていません。

それとこれからプロポーザル方式で提案を受け、コンサルタント企業と契約をします。それについては今ご指摘のあったように、関連する皆さんのご意見を聞いて、プロポーザルの内容

に生かしていければと思っています。

次回だと期間が長くなってしまうので、ここでお答えをさせていただきました。

○議長（柿島良行君）

伊藤雄波君。

○1 番議員（伊藤雄波君）

丁寧な答弁ありがとうございました。これをもちまして質問を終了します。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤雄波君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は午後1時とします。

休憩 午前11時47分

---

再開 午後1時00分

○議長（柿島良行君）

それでは一般質問を再開します。

次は通告の5番、芦澤健拓君の一般質問を行います。

芦澤健拓君の質問を許します。

登壇してください。

芦澤健拓君。

○9 番議員（芦澤健拓君）

通告に従って一般質問を行います。

はじめに、西八代縦貫道整備促進期成同盟会の再開について質問をいたします。

私は6カ月前の6月議会でも、この件について質問をいたしました。南巨摩の人々にはちょっと、西八代縦貫道というのはいささかなじみのない名称だと思いますので、特に身延地区、中富地区の人にざっと説明したいと思います。

笛吹川を田富から三珠にわたる桃林橋という橋があります。この桃林橋の東詰から市川大門町、六郷町、下部町を經由して身延町梅平の52号線と合流するのが西八代縦貫道と呼ばれる道路です。現在は主要地方道市川三郷身延線と呼ばれているようです。私たち元西八代の住民にとっては、この県道9号線と昭和3年に全線開通したJR身延線が生活を支える交通手段であり、そういう意味で主要地方道と呼ぶわけです。

当初、西八代縦貫道整備促進期成同盟会は三珠、市川大門、六郷、下部の4町に上九一色村を加えた西八代の5町村で結成され、活動をしてまいりました。ところが平成の大合併によりまして、上九一色村は甲府市に、三珠・市川大門・六郷の3町は市川三郷町に、下部町は中富・身延町と合併して現在の身延町になっておりますので、現在、西八代郡と呼ばれるところは市川三郷町だけになってしまいました。この同盟会の活動の成果としては、市川三郷町内では新万年橋、新割石トンネル、市川大門バイパス、黒沢バイパスが開通して、いわゆる割石以北の県道9号線は大変利便性と安全性が向上した道路になっております。

8月21日に6月議会での請願に基づいて、西八代縦貫道路三沢～市之瀬間バイパス早期着手についてという要望書を望月町長が県に提出してくれましたが、その要望書にはこのように

書かれています。主要地方道市川三郷身延線は、峡南地域の振興や定住化促進、ならびに広域連携の推進等、峡南地域の重要な路線であり、52号線のバイパス、中部横断道へのアクセス道路としての機能を備え、山梨県と東海地方とを結ぶ極めて重要な広域幹線道路であります。身延町内においては未整備区間が多く、特に三沢地域から市之瀬地域間は急峻な山間地を超える難所であり、つづらおりの線形の上、冬季には多くの場所で凍結するなど朝夕の通勤時など非常に危険な状況であります。まちづくりの上でも、この蕨平峠が三沢市之瀬間を遮断する大きな壁となっており、身延町の各種計画の中でも整備は最重要課題の1つに位置付けておりますと述べてくれております。三沢～市之瀬間バイパスの必要性を強調してくれていると思います。

この要望書に書かれているように、この蕨平峠は冬季にはカーブが凍結し、私が以前、一般質問で述べたようにスリップしたトラックと石垣に挟まれた男性が両眼を失明したという痛ましい事故がありました。大きいカーブを曲がりきれずに車ごと下の畑に転落した人もおりました。

町長は旧下部町の切房木のご出身で、町長のお母さんの生家がある上之平へいらっしゃるときには、この蕨平峠の悪路を何回も利用されていたということをお聞きしております。したがって、三沢～市之瀬間バイパスの必要性を町長も十分にご承知であると思いますので、今後も私たちの運動を側面から強力にご支援くださることを期待しております。

現在、三沢～市之瀬間バイパスについては、下部地区の住民を中心とする三沢～市之瀬間バイパスを実現する会が活発に活動しております。本町だけでなく市川三郷町議会においても請願を提出し、両町とも議会全員が一致して請願を採択していただきました。また、9月県議会では峡南地区選出の遠藤浩県議と望月利樹県議のお二人が一般質問で知事や県土整備部の意向を確認していただきました。

6月議会で西八代縦貫道期成同盟会の現状について聞いたところ、建設課長から平成23年度以降、同盟会の総会は開かれていない。会の復活継続については、現在、市川三郷町に事務局があり、市川三郷町長が会長を務めていらっしゃるので、今後同盟会再開に向けて市川三郷町と協議を行うという答弁をいただきました。つまりボールは市川三郷町側にあるということですが、その後6カ月間の協議の進捗状況についてお聞きします。

○議長（柿島良行君）

望月建設課長。

○建設課長（望月真人君）

お答えします。

西八代縦貫道整備促進期成同盟会につきましては、市川三郷町に事務局があり市川三郷町長が会長を務めておりますが、平成23年度以降、総会は開催されておりません。6月定例会の一般質問でもお答えしましたが、同盟会再開に向けて市川三郷町と協議を進めておりますが、現在、令和2年4月に同盟会総会を再開する方向で調整しております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

協議が進展しているということですので、来年の4月からの同盟会の再開について

期待をもって見守っていきたいと思います。

西八代縦貫道整備促進期成同盟会という名称についてお聞きします。

市川三郷身延線が主要地方道西八代縦貫道市川大門下部身延線と呼ばれていたのは過去のことであり、先ほど述べたような理由からこの名称は適切ではないと考えております。西八代縦貫道整備促進期成同盟会を再開するには、この名称変更も含めて協議・検討していただくことが必要であると考えますが、市川三郷町との協議も必要であり、この件については行政側にお任せすることにいたします。

県の道路工事名も県道9号線は、主要地方道市川三郷身延線という呼び方になっていることですので、主要地方道市川三郷身延線整備促進期成同盟会のように名称を変更したらどうかと思っております。もっと簡単に市川三郷身延線整備促進期成同盟会でもよいのではないかと考えておりますけども、いずれにいたしましても市川三郷町との協議により適切な名称を考えてくださればよいと思いますので、よろしく願いいたします。この件についてご質問いたします。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えしたいと思います。

西八代縦貫道整備促進期成同盟会規約の第1条に、本会は本会を構成する町の地域の発展と将来的観点から西八代縦貫道、これは甲府市川三郷線、市川三郷身延線、笛吹市川三郷線、市川三郷鵜沢線となっておりますが、この整備を促進することを目的とすると規定されております。

会の名称の変更ですけども、規約の改正、総会の議決が必要となります。現在、縦貫道の整備の中心が市川三郷身延線となっていることも考えますと、今、議員がおっしゃったような名称が私はいいいのかなと思っております。

いずれにしましても、会の名称の変更につきましては、市川三郷町と協議してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

よろしく願いいたします。

少し古い話ですが、平成27年度の当初予算には、土木費の土木総務費として中部横断自動車道（富沢～増穂）建設促進連絡協議会負担金として15万円が計上されております。中部横断自動車道の富沢増穂間に関係する町は南部、身延、早川、市川三郷、富士川の峡南5町だと思っておりますが、5町の負担金額が異なっており、合計55万円が負担金として計上されております。この前年度の平成26年度の決算を見ると各町の負担金は5町で計55万円。収入合計が195万円。支出合計が29万円で、差引残額166万円となっております。

ご存じのように中部横断自動車道の工事は大幅に遅れており、来年度にようやく清水インターから全線が供用開始になるということになっております。本町の西八代縦貫道整備促進期成同盟会の負担金は各年度10万円でしたが、今後、同盟会を再開していくことになりそうです。

本町と市川三郷町の2町だけで運営し、2町で費用を負担することになると思いますけれども、従来どおりの負担金10万円では十分な活動が保障されるのか不安です。もちろん市川三郷町との協議が必要であると思いますが、本町として予算の増額は見込めるのかどうかお聞きします。

○議長（柿島良行君）

望月建設課長。

○建設課長（望月真人君）

お答えします。

まず中部横断自動車道（富沢～増穂）建設促進連絡協議会負担金につきましては、現在、年間、身延、市川三郷町が15万円、富士川、南部町が10万円、早川町が5万円の計55万円となっております。これは合併前の旧町単位での負担を考慮した形となっております。

中部横断自動車道につきましては、双葉ジャンクション、清水ジャンクションの間が来年、全線開通の予定ですが、長坂八千穂間はいまだ調査中の区間となっております。

連絡協議会の規約の目的に中部横断自動車道の山梨県内の建設を促進するようになっており、連絡協議会の存続につきましては、県内の同じ協議会組織であります甲西道路中部横断自動車道（増穂～双葉）建設促進連絡協議会との合併も視野に入れ、関係市町と協議していきたいと考えております。

次に西八代縦貫道整備促進期成同盟会の負担金につきましては、平成19年度から2町での構成以後は各町10万円の負担金となっており、負担金の範囲内で活動しておりました。繰越金もありますので、総会再開後は活動内容にもよりますが、負担金につきましては、今後市川三郷町と協議していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

負担金の増額ができるのであれば、ぜひともお願いしたいと思います。

先ほど述べましたように、三沢～市之瀬間バイパスを実現する会では、県議会での遠藤県議、望月県議という2人の県議による一般質問で、県知事と県土整備部の部長から前向きな答弁を引き出していただいております。今後、会としては県に調査費の予算付けなどを強く要望していくことが必要であると考えております。そのためには町長のより一層のご支援をお願いしたいと願っております。

先月11月27日に峡南5町に昭和町を加えた国中6町議会議員研修会というものが早川町において行われました。長崎知事の「中部横断自動車道がつなぐ山梨の未来」と題する講演に引き続き懇親会が行われました。知事の雨畑視察が予想以上に時間がかかってしまい、講演会の開始が遅れ、質疑応答の時間が取れませんでした。仕方なく私は懇親会の席上で、同志の上田議員と2人で三沢～市之瀬間バイパスの実現について、知事にご理解をお願いしたいと申し出ました。アピールが十分にできたかどうか不安がありますが、知事にお会いする機会があれば、今後は機会あるごとにバイパスの実現をお願いしていくつもりでございます。

西八代縦貫道整備促進期成同盟会が活動していた時期に平成11年度から18年度までに5回、県からの調査費が付いた経過があります。私どもよりも町長のほうが知事にお会いする



機会が多いでしょうから、ぜひとも調査費の予算化やバイパスの実現に向けて知事にアピールしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えしたいと思います。

本町および市川三郷町議会への三沢～市之瀬間バイパスを実現する請願、また先ほど議員がおっしゃいましたとおり、9月県議会におきまして遠藤浩県議と望月利樹県議のバイパス実現に向けての一般質問は、いずれも地元の熱意を強く感じるとともに実現に向けて大いに評価するものであり、また1万人以上の署名はその重さを強く感じているところであります。

請願を受けまして、私と議長、また会の依田会長と3名で8月に知事要望に行ってまいりました。その際に、この1万人の署名、皆さんの熱意、そういうものを知事にしっかりと訴えてきたところであります。

今後も早期着手早期実現に向けまして、町としても最大限努力をさせていただきますし、個人としても、先ほどおっしゃった知事と会う機会が多いですから、その際にもお願いをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

どうぞよろしく願いいたします。

このはじめの質問の最後になりますけれども、人口についてちょっと調べましたので、この点についてお伺いします。

3町合併時の人口は身延地区が7,832人、下部地区が5,196人、中富地区が4,312人でした。今年10月に身延町合併15周年ということで記念行事も行われましたけれども、合併時に1万7,340人あった人口が、今年4月1日には1万1,726人と5,600人減少しており、減少率は約32%でございます。地区別に見ますと先ほど申し上げましたように身延地区は7,832人だった人口が現在は5,570人、2,262人減って減少率が29%です。中富地区は4,312人が3,012人となり、1,300人減って減少率は30%。下部地区は5,196人が3,144人と2,052人減って、減少率は40%になっております。身延、中富は29%と30%であり、町全体の減少率32%とほぼ同じですが、下部だけは他の地区より約10%多くて減少率は40%となっております。

人口の大幅減少の原因はどこにあるのか。私たち下部地区の住民は、三沢～市之瀬間バイパスが30年以上もできなかったこと、それから下部地区にそれぞれ2校ずつあった小学校と中学校がいずれも廃校となり下部地区には学校が1つもなくなってしまった、このことが大きな原因ではないかと考えております。

象徴的な話ですが、久那土の車田というところに3棟の車田の県営住宅というものがありません。合併時には39世帯133人あったものが、この4月には11世帯23人と激減しております。子どもたちの通学問題と世帯数の減少で、教育費の負担にたえられなかったというふうに言われております。

もともと富士川左岸の西八代郡下部町が右岸の南巨摩郡身延町、中富町と合併すること自体に無理があったのではないかと思います。富士川の両岸では経済的にも文化的にも先ほど申し上げましたような交通事情も異なっていましたので、なかなかオール身延というわけにはいかなかったのではないかと思いますというのが私の見解です。

中部横断自動車道は来年度までに全線開通となる予定ですが、そうなれば下部温泉早川インターの利用が可能になり、温泉の利用客が増加し、下部地区の活性化が望めます。加えて三沢～市之瀬間バイパスが実現すれば人口減少にも歯止めがかかり、今まで悩み続けていた下部地区住民の顔も明るくなり、身延町全体の活性化にもつながるのではないかと期待しております。

先ほどの同僚議員の質問にもありましたように、健康増進施設が造られればもっと良い下部地区になるのではないかと思います。

三沢～市之瀬間バイパスを実現する会では、1万3千筆を超える多くの署名をいただき、今後の活動に全力で取り組んでいく決意です。

もちろん同盟会としては、市川三郷町長のお力に期待する一面もありますが、私たち身延町民としては、来年は町長選も予定されている中で、望月町長のお力を十分に発揮していただきますようお願いしたいと思います。

町長は県の市町村課長までお勤めになった方ですので、県庁にも大いなる人脈があることと推察いたします。その人脈からも三沢～市之瀬間バイパス建設について、いろんな関係者にお願いをさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。町長のお考えをお聞きます。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えいたします。

本町においては、三沢～市之瀬間バイパスのほか下田原～市之瀬間バイパス、割子～切石間バイパス、新飯富橋建設の要望をいただいております。いずれも地域の活性化、観光振興、災害時の避難等に大きく寄与すると考えております。実現に向けては、まず第一に山梨県社会資本整備計画に組み入れていただくことが必要だと思います。私はこの4本をぜひ県の整備計画に入れていただくことを目指しておりますが、特に三沢～市之瀬間バイパスにつきましては、先ほども答弁いたしましたとおり、1万人以上の署名を重く受け止めておりますので、今後も強力に県に要望してまいりたいと考えております。

先ほども人脈の話がありましたが、ちょうど今、部長たちが私と同年代でございますので、そういうこともPRをして県の中でも話題になるようにしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

大変、良いご答弁をいただきました。ありがとうございます。よろしく願いいたします。

次に第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略の成果と、その評価についてお聞きます。

地方創生法に基づいて開始された第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略ですが、来年度からは第2期が開始されるということから、第1期の成果について町民の関心も高まっております。先日行われた身延地区での懇談会でも総合戦略に関わってこられた町民の方から、あけぼ

の大豆の六次産業化、しだれ桜の里づくり、みのぶ自然の里事業はどうなっているのかという質問がありました。現在、戦略会議と同じメンバーによる検証会議が行われており、議会では私と福興議員が委員として参加しておりますけれども、たまたま前回の会議には他の行事と重なって出席ができませんでした。この会議の結果については、議会に報告することも行政としての務めであると考えますが、議会に報告できるようなことはあるでしょうか、お聞きします。

○議長（柿島良行君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野博邦君）

お答えします。

現行の身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略の検証につきましては、平成28年5月に身延町総合戦略検証委員会設置要綱を制定し、芦澤議員を含めた議会推薦委員2名、また町内の様々な分野で活躍、見識を持つ方々、合わせて20名を委員として委嘱し、検証委員会を設置しております。

これまで年度ごとの成果についての検証は、この検証委員会で行っており、委員からの意見等を次年度のアクションプランに反映させるべく努めております。

議会への報告の方法としては、歳入歳出決算および事業内容の説明を毎年9月の第3回定例会で予算決算審議、ならびに常任委員会においての質疑等に対しまして各所管から説明ならびに報告されていると認識をしております。

なお、年度の検証結果は検証委員会での検証後に町のホームページへも掲載しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

もともと地方創生法というのは、人口減少と少子化、高齢化が想像以上に加速するのではないかと国立社会保障人口問題研究所が発表した予測から始まっております。地方創生法の制定当初、政府は東京への過度な集中を解消するとして省庁の地方への移転という方針を示しましたが、実際に実施されたのは消費者庁の徳島県への移転だけでした。3年前に決定した文化庁の京都府への移転も形だけで実際はまったく進んでいません。地方創生法制定以来、東京一極集中を解消するどころか逆に集中を進めてきたのが現状であります。

本町では、まち・ひと・しごと総合戦略の策定を山梨総合研究所に依頼しています。本町だけでなく多くの市町村が山梨総研に策定依頼をしているようですが、5年間の総合戦略が経過して現在は4年目ですかね、5年目になったのか、ということで山梨総研でも検証を行っているという話を聞いたことがありますけれども、山梨総研から人口推移等について検証報告等が届いているのでしょうか。もし届けられているのならば、こちらで報告をしていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（柿島良行君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野博邦君）

現行の総合戦略策定につきましては、策定の支援業務を山梨総合研究所に業務委託をしまし

た。これは戦略および人口ビジョンの策定をするにあたっての支援業務を委託したものであります。近隣で申しますと、本町と市川三郷町が山梨総研に支援業務を委託しておりました。山梨総研には策定支援業務を委託したものであって、本町のまち・ひと・しごと創生総合戦略の検証につきましては、身延町総合戦略検証委員会により毎年度、検証を行っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

どこだったかはっきり覚えておりませんが、あるところで、峡南5町の人口減少についての検証をしたグラフのようなものを拝見したことがあります。それによりますと市川三郷町と早川町はかろうじて人口減少の抑止に成功しているというか、ある程度の人口減少で済んでいるけれども、その他の峡南5町のうちの残りの3町は、相変わらず人口減少に歯止めがかかっていないというふうな結果になったということをお聞きしておりますので、今、そういう意味からお聞きいたしました。

町長は子育て支援日本一を目指して諸施策を展開していますけれども、その成果は何によって評価するのが適当なのかということについてお伺いします。

移住者の増加ということでしょうか。それとも子育て世代の女性の増加。あるいは合計特殊出生率の上昇。そのほかの何かの指標を考えているのか。町民からもせっかくの良い施策がもつたいない。もっと全日本的にというか、日本中にアピールしたほうがいいのではないかと、そういうことによって人口が増加することに、きっかけになるのではないかと提案もいろいろといただいております。もっと大々的に有効な宣伝をして子どもや女性たちが、それこそ住んでよかったといえるような町にしてほしいと思っておりますが、お考えをお聞きします。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

まずは基本的なところから、お話をさせていただきたいと思っております。

身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、将来にわたり持続的に発展する社会を実現するための5つの基本目標と6つの数値目標および24の重要業績評価指標、これはKPIですけれども、を設定しております。

本町が日本一を目指す子育て支援は基本目標4の結婚、出産、子育て環境の充実の中で子育て世代が安心して暮らせる支援の充実を基本方針として、子育て世代の負担軽減を図るとともに安心して子どもと生活できる環境を整備するとしています。

具体的な施策といたしましては、働く保護者への支援の充実、医療費無料化等をこれまで実施してまいりました。

この取り組みに対するKPIですけれども、学童保育希望者受け入れ、延長保育希望者の受け入れを平成26年度の基準値100%を継続して維持していくことを目標として設定しております。

合計特殊出生率につきましては、現時点では大変不本意ながら目標達成は厳しい状況にあると思われまます。しかし、所得のある子育て世代の住宅対策として山梨県住宅供給公社に入居要件の所得制限の緩和を要望いたしまして、現在、町内の県営住宅のうち13戸を県営みなし特

定公共賃貸住宅、特公賃と言いますけども、として提供をしております。

また身延町への移住対策といたしまして整備した宅地分譲地には、町外から世帯に子どもを有する子育て世代の住宅の建築や空き家バンクを通じ、県外から地域おこし協力隊として来られた子育て世代の移住など、徐々にではありますが、その効果が表れております。

総合戦略はそれぞれの施策を総合的に推進いたしまして、施策ごとに設定された重要行政評価指数を達成することによって、人口減少問題の解決につなげていくことを目的としておりまして、今後もこの目的を達成するため、効果的な施策を推進してまいりたいと思います。

なお、子育て支援策の今後の有効な宣伝方法ですけども、私もよく言われます、宣伝が下手だぞと。ですから今後は、ホームページの子育て支援サイトをさらに閲覧しやすくするとか、改修していきますし、町外から町内企業に勤務している方を対象として、特に工業団地などでですけども、企業を訪問してチラシを配布するなど制度の周知を図るとともに効果的なウェブ広告やラジオ、新聞等の媒体を通じて、それぞれの特徴を生かした周知の方法を組み合わせ近県および首都圏への情報発信を検討しているところであります。

また、私もいろんな会議へ出ますので、そのときのあいさつでは町の子育て支援策をいつもあいさつの中に取り入れてPRをしておりますが、まだ物足りなさも実は感じているところであります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

本当にせっかくのいい施策ですので、全国に発信するというのを今後も企画していただきたいと思っております。

2期8年を過ごした前町長のあとを受けて町長に就任した望月町長は「生まれてよかった 育ってよかった 住んでよかった」というスローガンで諸施策を進めておりますけども、前町長の負の遺産ともいえるべき学校統廃合により、まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進にも大変苦慮されたことと推察いたします。

まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進の中で、今年、下山の身延工業団地で操業した合板製造会社の株式会社キーテックは優良企業であり、この工場誘致は様々な利益を本町にもたらしてくれていると思っております。

毎日のように大型トラックが材木を乗せて、下山の工場に運び込んでいます。1カ月に1万トンという生産量であると聞いていますが、こういう優良企業が大きく育ってくれることを希望するとともに現在、工業団地内にある会社と工場に利便性を図り、今後も本町に住んでよかったと言われるように努力することが行政にも議会にも課せられた使命であると思っております。団地内の企業の課題を十分に配慮し、直ちに対応することが課せられていると思っておりますが、町に対応について町長にお聞きします。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えいたします。

身延町議会と身延工業団地工業会の意見交換会が本年7月10日に行われまして、その意見

交換会を踏まえた議会からの要望を10月18日に受理しております。

要望の内容としては、交換会で出された各企業からの意見、要望を整理、集約した上で4項目につきまして、町に対し、その内容を検討した上で早急に町政に反映するようにとの提案を受けております。

身延工業団地工業会は、町が整備いたしました身延工業団地と県が整備いたしました峡南地域中核工業団地で操業している企業が加盟しております。

要望のうち、2団地で操業している企業が属する身延工業団地工業会と町の対応窓口は企画政策課といたしまして、今後、団地工業会加盟企業が本町で操業していく中で必要な案件について意見交換を行い、必要な県の機関、また町の関係部署との調整等に当たる相談窓口となります。

峡南地域中核工業団地では、新たに誘致しました株式会社キーテックが本年5月から操業開始しております。町内の新たな雇用も生まれております。ただ、実際は40名ほどの採用予定だったんですが、町内からは12、13名に留まっておりまして、なかなか働き手が見つからないというようなことも企業から相談を受けたこともあります。

議員ご指摘のこの企業を大きく育てていくということは、総合戦略で目指すまちづくりに必要な視点でありまして、町といたしましても今後、建設を予定しております身延中学校の建築材料としてキーテックで製造する部材を使用することを検討しております。また、今後事業者と相互に協力体制の構築を進めてまいりたいと思います。

現在、第2期身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に向けて取り組んでおりますけれども、身延工業団地工業会加盟の企業に向けてアンケートの実施、また企業に対しての聞き取り調査を実施しております。この結果を次期総合戦略に反映できるよう努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

せっかくの優良企業の誘致が成功したわけですから、今後もぜひともこの身延の工業団地を育てていっていただけるように要望して私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は1時50分からとします。

休憩 午後 1時39分

---

再開 午後 1時50分

○議長（柿島良行君）

再開します。

次は通告の6番、渡辺文子君の一般質問を行います。

渡辺文子君の質問を許します。

登壇してください。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

私は今回、4点についてお尋ねをしたいと思います。

まず1点目ですけれども防災、減災対策についてということで行くつか質問をいたします。

まず第1なんですけれども、防災無線の放送が分かりにくいという声がありましたけれども、今後の対応、どういうふうに行っているのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（柿島良行君）

千頭和交通防災課長。

○交通防災課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

避難所の情報において現在の施設名称の下部体育館で放送し、下部町民体育館と間違えたとの報告が下部支所からありました。正式名称で放送するのが本来であります、旧下部中学校体育館との放送に今後変更していきたいと思っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

あの雨の中に避難所を間違えてしまって、違うところに行ってしまったという声も私も聞いていて、これはちょっと、もちろん正式名称で放送するというのも大事でしょうけれども、やっぱり合併して、慣れないというところもあるので、答弁していただいたように、今後、放送するときには十分、分かりやすい名称ということでしていただきたいと要望をしておきます。

それから2点目ですけれども、避難所に行った住民から情報がなくて台風の状況など分からなくて不安だったという話を聞きました。そういう避難所の中で、正しい情報を知る手段というのはとても安心感にもつながるし、大事だと思いますけれども、町としてどういうふうな手段を確保するのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（柿島良行君）

千頭和交通防災課長。

○交通防災課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

避難所を開設した職員からも情報収集のためラジオ等の配備の要望がありました。開設用資機材に配備をしていきたいと思っております。

また、避難してくる住民の方々の非常持出袋等にもラジオ等、情報収集機器を入れていただくよう、今後広報してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

ラジオも情報の1つだと思うんですけど、やっぱり視覚ということで、できたら全部ではないけれども、可能なところではテレビなんかもあると、その避難所自体でなくて、このロビーのところとか、やっぱり設置できるところには可能な限り、耳も遠くなっている人もいるし、目

で見るということも1つの方法かと思しますので、可能な限り、テレビもできたら設置していただけることはしていただきたいという要望も住民の皆さんからあったので、それはどうでしょうか。

○議長（柿島良行君）

千頭和交通防災課長。

○交通防災課長（千頭和康樹君）

テレビにつきまして、もともと配信ケーブル等がない施設等もありますので、これについても今後検討してまいりたいと思います。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

分かりました。よろしく願いいたします。

3点目ですけれども、避難所の備品ですね、現在どういうものがあり、これからどういうものを整備するおつもりなのか。一応、議会でも議決をしたということで、いろんなものがあるんですけども、まとめてどういうものがどのくらいというふうにしていただくと助かるんですけども。お願いいたします。

○議長（柿島良行君）

千頭和交通防災課長。

○交通防災課長（千頭和康樹君）

避難所の備品整備とはということで、現在、備蓄している物資の主なものといたしましてアルファ化米が9万8,500食、ビスケットが9千食、飲料水として1.5リットルのペットボトルが5万3,976本、発電機27台、投光器33基、毛布が6,480枚、エアーマットが6千枚、レスキューシートが6千枚、簡易トイレが203基、ワンタッチのパーテーションが16基、救助用工具セットが33セットです。平成29年度から5年計画で非常食、水、毛布等の追加配備を行っているところであります。

今後、何を配備すべきか精査検討して、計画的に配備してまいりたいと思っております。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

追加配備については、議会での説明もその都度ありますし、この前の臨時議会でも避難所で使った毛布のクリーニング、それからクリーニングをして詰め直すリパックですか、そんな予算も出ていて、配備に努力していただいているということは理解をしています。

答弁にもありましたけれども、今後何を備蓄すべきか、精査検討するということですのでけれども、私が思うんですけども、富士川浴いでもありますし、救命ボートなんかもあったら、ちょっと安心できるんでないかなと。中央市なんかはああいうところですから、ちゃんと整備しているという話も聞いていますので、富士川浴いということもあって、ここの備蓄の中にはないですけれども、救命ボートなんかあったら安心できるんじゃないかと思しますので、一応、提案をしておきますので、ぜひ検討していただきたいと思います。検討してもらうということで、要望でしておきたいと思います。

それから4点目なんですけれども、ペットを飼っている人の多くが今回、19号で避難をし



たいんだけれども、ペットを置いて避難することができないというような人は結構、私の周りにたくさんいたんですね。私はペットを飼っていないので分からないですけども、飼っている人にとったら家族同様ということで、置いてはいけないということを多くの方が言っていたんですね。実際、台風19号でペットとともに自宅で亡くなったというような事例があったということも聞いています。

すぐには無理としても、将来的にペットと一緒に避難できるようなところを備えることが必要ではないかなというふうに思ったんですけども、これについて町としてはどう考えていらっしゃるか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（柿島良行君）

千頭和交通防災課長。

○交通防災課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

災害の発生時に飼い主が飼育しているペットを同行し、避難所等まで避難する同行避難を環境省も推奨しております。これはペットとともに移動を伴う避難行動をすることを指し、避難所において飼い主がペットを同室で飼育管理することを意味するものではありません。避難所には動物アレルギーな人も、鳴き声やにおいを巡る揉め事も起きていると聞いております。避難所の構造によっては、同じ建物内に部屋を設けることも困難な場合もあります。今後、各関係部署とも協議する中で検討してまいりたいと思っております。

また、平常時から飼い主がゲージやペットフード等、準備しておくことなどの啓発活動もしていきたいと思っております。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

分かりました。すぐでなくても、将来的にそういうような検討をしていただきたいということでお願いをしておきます。

それから5点目ですけども、台風19号で、幸い本町においては人的被害もなく本当によかったと思っているんですけど、他県において多数の犠牲者が出ました。お悔みとお見舞いを申し上げたいと思います。地球温暖化などの影響で台風が大型化しているということで、被害も多くなっていて、これは続くんじゃないかなと思っています。

ある市では、台風の2週間後に市長を検証委員長として検証委員会を立ち上げて検証を始めたという話も聞きました。台風のあとの検証ですね、これはやっていたらと思うんですけども、それをどういうふうに活かすかということで、とても大事なことだと思いますので、それがどういうふうになっているのかということでお聞かせいただきたいと思います。

○議長（柿島良行君）

千頭和交通防災課長。

○交通防災課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

職員に対しまして、台風19号での対応についての反省点や今後の対応についての意見を提出していただいております。現在、検証をしつつ即座に対応できるものについては準備を進めております。

予算や他の機関との協議等が必要な案件につきましては、予算編成時や関係機関とも協議・検討し対応をしまいたいと思っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

やっぱり検証は何についても大事だと思いますので、よろしく願いいたします。

大きい2点目ですけれども、公立病院の再編問題ということでお尋ねをしたいと思えます。

各都道府県は団塊の世代が75歳以上になる25年を目標に必要な病床数を推計して地域医療構想をまとめています。しかし再編統合などの議論は思うように進んでいないのが現状です。このため厚労省は全国の公立病院と日本赤十字社などの公的病院を対象に17年度のデータをもとに診療実績を分析しました。がんの手術や救急など高度な医療の診療実績が乏しいか、車で20分以内の近距離に似た機能の病院があるところを再編統合の議論が必要だとして病院名を公表しました。県内7病院の中に飯富病院の名前がありました。住民の中に飯富病院がなくなってしまうのではないかと、そういう不安が広がっていて、何人かの方から本当に困る、なくなってしまうと困るというような声を聞いて、何とか残すことをしてもらいたいというような切実な声も聞いています。組合の構成町として、町としてはどうお考えなのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えいたします。

飯富病院はこの地域の医療介護の拠点として今まで重大な役割を果たしてきており、これからもこの地域の住民の健康を守り、そして福祉の向上を果たしていくためにもこの地域にとってなくてはならない病院であると思えます。

しかしながら、皆さまもご承知のとおり飯富病院の構成町であります当町と早川町は少子高齢化が急速に進み、それに伴い人口も減少してきております。このため、この人口動態を反映した医療介護需要など、この地域全体の課題に対しての飯富病院の事業運営につきましては、厚生労働省からの公表があるなしにかかわらず、検討をしていくべきだと思っております。ただし、なくなることは私は想定はしておりません。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

その最後の一言を聞いて、町民の皆さんは安心をしているのではないかと思います。

それで今後どのような対応をしていくのかということで、お尋ねをいたします。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えいたします。

先ほども言いましたけれども、構成団体は、身延町、早川町です。ですから早川町、そして医

療を提供していただいている飯富病院の関係者、また飯富病院の議会、渡辺議員に議長をやっ  
ていただいておりますが、その方々とも協議する中で地域の住民のため、ここが一番だと思いま  
すし、またこの地域のために必要とされる医療提供体制を、そして飯富病院の役割をこれから  
しっかりと研究・検討してまいりたいと思っております。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

ありがとうございます。人口が減る中で、地域の医療を維持して住民が安心して暮らしてい  
けるためにどうしたらいいのかということで、議会もいろいろ検討もしなくてはいけないと思  
うんだけど、やっぱり地域住民の皆さんの声も聞きながら、どういう形がいいのかというこ  
とをみんなで考えていかなければいけない問題ではないかなと思いますので、ぜひ国から言わ  
れてやるのではなくて、やっぱり自分たちの地域は自分たちでどうしていくのかという判断を  
自分たちでしていくということがすごく大切だなと思いますので、みんなで力を合わせて検討  
していきたいと思っています。

それから3番目ですけども、加齢に伴う難聴者の補聴器購入に補助制度をとということでお  
尋ねをしたいんですけども、まず①として聴覚障がい者の補助制度の現状ですね、それは今、  
どうなっているのかお尋ねします。

○議長（柿島良行君）

熊谷福祉保健課長。

○福祉保健課長（熊谷司君）

次の質問の内容から考えまして、補聴器に対しての補助の質問と解釈してお答えいたします。  
現在は障害者総合支援法の補装具費支給制度に基づき、聴覚障がいの身体障害者手帳を交付  
された方に対して、補聴器交付および修理に対して支援を行っております。原則は本人の1割  
負担です。また、これとは別に視聴覚障がいによる身体障害者手帳の要件に当てはまらない  
18歳未満の児童等に対しては、健全な言語や社会性の発達を支援するため、軽度・中等度の  
難聴児に対して、補聴器購入費の助成をしております。参考としましては、昨年度の補装具費  
支給制度における実績は交付7件、修理1件の合計8件でありました。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

この実績の交付7件、修理1件というのは、それぞれ明細が分かりますか。子どもなのか、  
大人なのか、障がい者なのか、子どもなのかと。

○議長（柿島良行君）

熊谷福祉保健課長。

○福祉保健課長（熊谷司君）

実績としまして、交付件数と修理件数はそれぞれ金額として把握していますが、年齢別の情  
報は持ち合わせておりません。

ちなみに交付の金額としましては7件で45万3,450円、修理としましては1件で3万  
1,314円ということになります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

ありがとうございました。いずれ、聴覚障がい者ということで、大人は障害者手帳を持っている人、子どもは18歳未満の児童で軽度・中度の難聴児ということで、そのほかは補助がないということで、2点目の質問なんですけれども、加齢性難聴は日常生活を不便にし、生活の質を落とすだけでなく、うつや認知症の原因にもなることが指摘をされています。認知症の約8割は加齢性難聴の放置が原因になっているという研究もあって、新オレンジプランでも難聴は危険因子の1つとされています。対策として軽度の段階から補聴器を付けることが有効といわれていますが、補聴器の値段が高いことがなかなか手が出ない原因だと思います。軽度・中度の難聴者に対して補聴器購入の補助を行う必要があると思いますが、町の見解を伺います。

○議長（柿島良行君）

熊谷福祉保健課長。

○福祉保健課長（熊谷司君）

お答えいたします。

今現在は加齢による難聴の方の実数も実態も把握していない状況にあります。高齢者に対する補聴器の購入の助成につきましては、その助成が本当に必要かどうかという観点から考えていきたいと思っております。

今後は広く情報収集を行う中で調査・研究を行っていききたいと思っております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

ちょっと認識をお尋ねしたいんですけれども、その助成が本当に必要かどうかという観点から考えていきたいというふうにあったんですけども、新オレンジプランでも難聴は認知症の原因になるという、そういう危険因子なんだということも言われているんですけども、そのところの認識はあったんでしょうか。そこがちょっと私、疑問なのでお尋ねしたいと思います。

○議長（柿島良行君）

熊谷福祉保健課長。

○福祉保健課長（熊谷司君）

お答えいたします。

一般的にそういう認識もあるということは、報告等でもされているということもありますが、今後、包括支援センターの担当の職員とかから情報を得る中で町としてのまず考えをまとめたいなと思っておりますので、先ほどの答弁の繰り返しになると思いますが、今後は広く情報収集を行う中で調査・研究を行っていくということで、ご理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

分かりました。課長だからかなり責任は重大だと思いますので、個人の判断でどうのこの言えないということは理解できますけど、一般的にそういう危険因子があるんだということは多くの人の認識ではないかなと思っていますので、そのところをちょっと確認したかったと思っています。

それから認知症の進行を食い止め、ひいては介護保険給付や医療費の抑制にもつながることからも難聴対策としての補聴器購入補助は有効だと私は思いますので、答弁にもありましたけれども、今後は広く情報収集を行う中で調査・研究を行いたいと言っていらっしゃったので、ぜひこういう観点で情報収集を行って、ぜひとも医療費抑制にもなるのでお願いしたいと要望いたしまして、この質問は終わりにしたいと思います。

次は主任児童委員の定数についてということでお尋ねをいたします。

11月の半ばですね、峡南地域子ども虐待に関する研修会というのが富士川町児童センターでありました。そこに出席をしまして、「子ども虐待のない世の中をつくるために私たちにできること」という講演とシンポジウムがありました。そのシンポジウムの中で、身延町の主任児童委員の1人の方から今度、12月から身延町の主任児童委員が6人から3人に減らされてしまう。この社会的にいろんな問題、本当に毎日虐待の問題とか亡くなっている、本当に心が痛む状況がいっぱいある中で、6人から半減をしてしまうというような報告があって、皆さん一様に驚いたというような状況がありました。そのことについて理由を教えてくださいたいと思います。

○議長（柿島良行君）

熊谷福祉保健課長。

○福祉保健課長（熊谷司君）

お答えいたします。

主任児童委員を含む民生委員児童委員の令和元年12月1日からの定数の調整については、県の担当課により身延町は厚生労働省の定める基準を超えているため、3人減らしてもらいたいとの要請が平成30年8月にあり、その要請を受けた結果であります。

定数3人の減に対しまして、民生委員児童委員数を変更するのか、主任児童委員数を変更するのか検討いたしました。その結果、当町は高齢化率が高く、高齢者のみの世帯が多いなど民生委員児童委員の果たしていただく役割が今後ますます大きくなっていくと認識し、総合的な判断の下、民生委員児童委員数は変更せず主任児童委員数を6人から3人に変更いたしました。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

県の要請に応じたしまったということなんですけれども、私、その主任児童委員の皆さんからお話を伺ったんですね。そしたら早い段階から、これは12月からということなんですけれども、早い段階から皆さんの声をちゃんと聞いていただいたという話は伺いました。悲痛な思いで、減らさないでくれという話をちゃんと訴えたということをおっしゃっていました。皆さん。今、本当にいろんな困難事例がいっぱいあると。社会的にもそうですし、この身延町、そんなに都会でもないし、そんな問題がないのかなと私自身そういうふうに思っていたんですけ

れども、その主任児童委員の皆さんのお話を伺ったら、本当に皆さん、子どもたちの登下校から始まって、困難事例、いろんな複雑な社会の状況の中で、本当に子どもたちが大変な状況になっている、それをきちっとフォローしてくれているという話を、本当にご苦労している話を伺って皆さん本当に頑張ってくれているんだなという思いで頭が下がる思いをしました。

その中で、そういう事例を訴えたにもかかわらず、3人に減らされてしまって、要するに今まで6人だったのが3人になったということは行動範囲が広がるということですよ。そうすると、行動範囲が広がると子どもを今までみたいに見守ることもできないという話も伺っていますし、日常的に子どもと接することができない。

それから今は目配り、気配り、励ましだけではどうしようもないんです。具体的な生活支援が必要な子どもが年々多くなっている。そういうのが現状なんですね。そのところが、きっと皆さんは分かっていると思うんですよ。それで6人から3人に減らすのかなど。皆さん、異口同音におっしゃっていたのはこういう時期なのに減らすということで、もちろん県からそういう要望があったということは、そうなんでしょうけれども、そもそも身延町って広いではないですか。その中で、民生委員児童委員が多くなるのは、私はしょうがないことだと思うんですね。いくら国や県から減らせと言われても、とても減らせないと答えるのが私は責任持つ皆さんの答弁ではないかなと思いました。

それで県議員を通じて今年の改選定数ということで、資料をいただきました。そうしたら主任児童委員ですけど富士吉田が1人増えて、甲斐市が3人増えて、身延町が3人減って、合計1人増えているんです。全体として。皆さん、今、増やすことはあっても、減らすなんてことは考えられないとみんながそう言っている中で、これは私、ちょっと認識が違うんじゃないかなと思ったので、11月にそれがあって、それからいろいろ調査して一般質問にしたんですけども、県議員に聞いてもらったら、県はあくまで市町村の判断ですと答えたということです。だからいくら県からそういうふうに言われても、身延町ではもうできません、これ以上減らせませんということを答えてほしかったなと思っています。

それから主任児童委員の皆さんから言われたのは、身延町は子育てですごく先進的にいろいろやっけていらっしゃるということで、給食費もタダだし、修学旅行費もタダで行けると。ただそういうようなことはすごく評価をしているんです。こういう地道なところを削ってしまうようなことは、ちょっと違うんじゃないかなというふうなお話を伺って、私もそうだなというふうに思ったんですね。

子育てに力を入れているということで、私もほかの町村から子どもを4人連れて、身延町のこういう子育て支援に対してとても良いということで、移り住んでくるという話も聞いています。そういうことは、前の同僚議員の質問でも子育て支援についていろいろありましたけれども、ちゃんとアンテナを張って情報を得て対処している方も出てきているんじゃないかなと。結果的にどんどん増えてくれれば、それはそれですごく私は良いことだなと。助かるなど。皆さん助かっていらっしゃるという話なのでいいんですけども、こういう地道なところ、今、本当に家庭崩壊もあるし、困難事例をたくさん皆さん抱えていらっしゃって、この6人が3人になってしまったら本当にとってもやりきれない。子どもたちが結局、犠牲になってしまうんじゃないかなと。そこが私は一番心配なところなんですね。

12月から決まってしまって3人というのは、この県の広報にもあるし、しょうがないことだとは思いますが、今後、もう1回、やっぱり子どもたちが泣かないようなことを考え

ていく必要があるのではないかなど。今後の、こういう改選のときにはぜひこの教訓を生かしながら、皆さんのご意見を聞きながらも、その切実な思いを踏みにじって決めてしまったというところで、皆さんがっかりしていらっしゃったんですけれども、そういうことがないように、今回は仕方がないですけども、次回はこういうことがないようにぜひお願いをしたいということで要望になりますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。要望なので答弁はいいですけども、ぜひお願ひしたいと思ひます。

以上をもって、私の質問はこれで終わりにします。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は2時40分とします。

休憩 午後 2時26分

---

再開 午後 2時40分

○議長（柿島良行君）

それでは再開をします。

次は通告の7番、田中一泰君の一般質問を行います。

田中一泰君の質問を許します。

登壇してください。

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

通告に従いまして質問をいたします。

まず身延中学校の建設計画も着々と進んでいるようですが、大事な事業ですので町民にとっても不安な点を少しでも理解できるよう質問させてもらいたいと思ひます。

まず身延中学建設用地の買収が進んでいると思ひますが、用地取得の予定面積は何平方メートルでしょうか。

○議長（柿島良行君）

羽賀施設整備課長。

○施設整備課長（羽賀勝之君）

お答えをいたします。

用地取得面積につきましては、農地が1万7,112平方メートル、町有地が9,160平方メートル、法定外公共物である赤線、青線が1,017平方メートルであり、用地取得面積の合計で1万9,045平方メートルであり、広さのイメージとしては下山小学校グラウンド全体の広さと同等規模となります。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

その広さのイメージがなかなかわからないんですけども、下山小学校のグラウンドの全体がその広さということですか。そうすると校舎が出たり、体育館が出たり、そこに給食センターも

入るのではないかなと思うんですけども、グラウンドの広さというのはどのくらい取れるんでしょうか。例えば身延中学校のグラウンドくらいあるとか、イメージするのに分かれば教えてもらいたいと思うんですけど。

○議長（柿島良行君）

羽賀施設整備課長。

○施設整備課長（羽賀勝之君）

お答えいたします。

グラウンドの広さ、先ほど下山小学校のグラウンドの広さ全体と言いましたけども、下山小学校の校庭と、それから東側は野球場になっているんですけども、その広さと同じ規模の面積を取得する予定であります。その中に学校、体育館、それから武道場、給食センターを配置する予定となっております。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

そうするとグラウンド自体は、下山小学校のグラウンドぐらいの確保できるというようなイメージでいいんでしょうか。野球場と小学校のグラウンド、そのイメージが。

○議長（柿島良行君）

羽賀施設整備課長、関連になりますけど、今の内容は分かりますか。

○6番議員（田中一泰君）

もし答えられなければ、またあとでもいいんですけども。

○議長（柿島良行君）

今の質問の内容は理解できますか。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

下山の小学校のグラウンドは約半分ぐらいなんです。残りの部分は元中学校のグラウンドで野球場がありますね。その全体の面積であるわけですし、それと同じくらいの広さを南側へ購入します。そこに校舎、体育館、テニスコート、給食センター等が入りまして、グラウンドは今のグラウンドを中学校のグラウンドと小学校側のグラウンドに分けて使います。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

では次に現在取得済みの面積はどのくらいでしょうか。

○議長（柿島良行君）

羽賀施設整備課長。

○施設整備課長（羽賀勝之君）

お答えいたします。

用地取得に向けて地権者との交渉を進めているところですが、地権者のうちの90%の承諾をいただき、約1万7,242.27平方メートルが同意をいただいているところであります。残りの10%、約1,803平方メートルにつきましても、来年度以降の事業計画に影響を及



ぼさないよう解決に向けて精力的に交渉に取り組んでいるところであります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

用地取得、今、90%は大体承諾は得ているということですが、用地取得の全体の予算というのはいくらになっていますか。

○議長（柿島良行君）

羽賀施設整備課長。

○施設整備課長（羽賀勝之君）

お答えいたします。

用地取得につきましては、不動産鑑定価格により買収することとなりますが、用地補償費と合わせて用地内にあります物件建物補償費、電柱、携帯電話基地局の移転補償費と合わせて合計で1億5千万円を見込んでいます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

次に建設予定地の安全対策で地盤の安全度とか、液状化対策について地盤の調査が必要であると考えますが、調査の方法、時期はいつごろになりますか。

○議長（柿島良行君）

羽賀施設整備課長。

○施設整備課長（羽賀勝之君）

お答えいたします。

現在の建設計画では、令和3年度に敷地造成工事を予定しております。また令和4年度から5年度の2カ年で校舎、体育館などの建設工事を予定しております。したがって、令和2年度において地質・土質調査のための調査業務委託費を計上させていただきまして、現地においてボーリング調査を実施する予定であります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

来年度にするというお答えですが、一番肝心なのはやはり安全性に関する確認ということで、できるだけ早急にやるべきものでありまして、まず土地の安全性が確認できた上にその計画が乗っかるというようなことが手順ではないかと思えます。今の段階では予定で、来年やるということで早急な検査をお願いいたします。

次に安全性の確認判断というのはどういう判断になりますか。

○議長（柿島良行君）

羽賀施設整備課長。

○施設整備課長（羽賀勝之君）

お答えいたします。

身延中学校校舎等整備基本計画により校舎、体育館、給食センターの配置計画が確定したところで、各建物部分となる箇所を5カ所から6カ所のボーリング調査を行い、その調査結果を建築基準法に基づいた文部科学省、中学校施設整備指針に従って建設設計業務委託を請け負った建築設計に精通した経験豊富な建築設計コンサルタント企業の建築士の判断により地質、土質、地下水位を解析し判断することとなります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

実際は地盤の調査が終わらなければ分からないことですが、地盤に問題があるという結果が出た場合の対策はどういうようになりますか。

○議長（柿島良行君）

羽賀施設整備課長。

○施設整備課長（羽賀勝之君）

お答えいたします。

現在の下山小学校建設時のボーリング調査による地質・土質調査、地下水位の調査データ結果により隣接地であるため概略ではありますが調査結果から推測し判断して土壌の締まり具合や地盤の支持力強度を求める基準値は高く、全体には建築物に耐えられる支持力であります。また地下水位も低いと、液状化発生の可能性は低いという結果を得ておりますが、農地として耕作していたため、部分的に地盤支持力に不足している箇所が予想されますが、調査結果により確認された場合には、別途予算により地盤の支持強度を高めるための地盤改良等の施工により対応することとなります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

そうすると最初の中学校建設計画では、大体27億7,460万円を予算として計上しているわけですが、この地盤の調査の結果においては、それに地質を強化する予算とかが当然発生すると思います。結局、地盤調査が終わった時点で補強するための予算というものは、大体、もともとの予算に対していくぐらい増えるかということは、その時点では出るものでしょうか。

○議長（柿島良行君）

羽賀施設整備課長。

○施設整備課長（羽賀勝之君）

お答えをいたします。

今からの地質・土質調査でありますので、箇所数、それから規模によってかなり異なってくると思いますので、その時々というか、その都度の判断で対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

これは予算のことですので、この結果によつての、どのくらい、実際予算が増えるかどうかということは、なるべく早く町民に知らせるべきであると思います。この地下水位も低いということも出ましたけども、これはあくまでも、まだ下山小学校のボーリング調査の結果でありまして、地下水位が低いというけれども、以前の資料によりますと下山小の地下水位というのは1.4メートルから6.5メートルの深さに水があるということを知りましたけれども、この1.4メートルというのは水位が低いに入るんでしょうか。

○議長（柿島良行君）

羽賀施設整備課長。

○施設整備課長（羽賀勝之君）

お答えをいたします。

1.4メートルというのは地下水位としたら浅い部分になろうかと思えますけども、6メートルというと地下水位としたら低い部分に当たると思えます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

実際、新しい身延中学校の建設地には地盤調査をしなければ出ないことだと思うんですけども、それによって、例えば、その安全性を確認する工事が増える、していくということによろしいんでしょうか。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

先ほどの課長の答弁は、まだ調査をしておりません。あくまでも下山小学校建設時のときの調査の結果で、そういう想定をしているわけですので、もちろんこれから2年度に調査をいたしますので、そのときにどういう対応が必要なのか、もしかしたら対応なくできるのか、それらを踏まえて、その時点での対応になると思えますので、そのときには、もし必要な経費については、また補正予算を審議していただくことになるかと思えます。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

では次に現在危惧されている南海トラフ巨大地震が発生した場合、身延町の予想震度は7.0と想定されています。身延町の人的被害想定は88名、南部町では人的被害想定は77名と予測されています。これはあくまでも予測だから、もっと増える可能性もないとは言いませんけども。身延断層とか、この地域はかなりの断層の数があるので、被害が大きくなることを願うわけですけども、震度7.0に耐える地盤、建築物の強度が求められています。建築予定の実地調査なしでは安全が確保できないと考えていますが、これから令和2年度においてすることですが、その結果による安全の確保の計画はどういうようになりますでしょうか。

○議長（柿島良行君）

羽賀施設整備課長。

○施設整備課長（羽賀勝之君）

お答えいたします。

建設予定地の現地調査については、ご指摘のとおり大変重要であると認識をしております。現地での地形地質を調査し、状況を把握するとともに実施設計に当たっては文部科学省の国庫補助事業であり、建築基準法に基づいた文部科学省、中学校施設整備指針に従い地震対策を講じた施設の設計構造にする必要があります。

今後も関係機関との協議や情報収集、調査・研究をする中で設計方針に反映していきたいと思っております。よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

では次に、依然として建設予定地はハザードマップにおいては浸水想定地域となっていますよね。以前の質問では、下山小学校の浸水想定はしていないと考えているとなっていますが、台風19号の被害で現在1000ミリの雨が降っているような場所もあります。富士川の堤防が1000年に一度の災害に対応するスーパー堤防になることで安全が確保できるという考えもありますが、もともと堤防を造るということはその地域が危険なところだからこそ堤防を造っているわけでありまして、堤防が破堤したりしたときの被害は必ず起きるわけでありまして。そういう中において、今現在、水没はしない、50センチから2メートルとかという話も出ましたけども、それに対しての建設地の水害対策についてはどうしているのでしょうか。

○議長（柿島良行君）

羽賀施設整備課長。

○施設整備課長（羽賀勝之君）

お答えいたします。

先ほど望月悟良議員の質問にもお答えをさせていただきましたが、現在、国土交通省により富山橋下流の富士川右岸の護岸整備工事が年次計画により進められております。護岸整備工事完成後においては、富士川右岸区域の下山地区の想定されている浸水による被害区域は安全性が高まり改善されるものと考えております。今後も浸水対策に備えて十分な調査により造成計画を検討した上、確実に安全性を確保した基本設計、実施設計に反映していきたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

台風19号で切石の雨量が426ミリということになっていましたよね。それによって今回、19号の富士川の水位の上昇というのは、どのくらいだったか分かっていますでしょうか。もし、どのくらい上がっているのか分かっているようでしたら教えてもらいたいです。

○議長（柿島良行君）

関連質問になりますけども、把握できていますか。

羽賀施設整備課長。

○施設整備課長（羽賀勝之君）

お答えいたします。

一般質問の通告に従って答弁をさせていただいているところですが、ただいまの質問については通告がございませんでしたので、答弁を控えさせていただきます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

今の質問はまた機会を設けて聞きたいと思うんですけども、結局、富士川の中で先ほどもありました洪水対策に、バックウォーター現象に対する対策のために樋門が設けられるという話がありました。結局、富士川の水位が上がるとバックウォーター現象で堤防の内側に水が入ってくると。それによって内水被害というものが起きるということが分かっています。富士川の水位が上がって、例えば樋門が閉じられるような状況になったときに、あの下山の学校を建設する地域は山から、県の管理する一級河川が4本かな、そして町の管理するのが3本で7本の水がそこへ溜まるような状況になるわけですね。そのときに、それに対する対策、富士川の氾濫のことは聞いているわけですけども、内水に対する対策についてどのように考えているのか。何ミリの雨までは大丈夫とか、そういう想定の数値がありましたら、それを教えてもらいたいと思います。

○議長（柿島良行君）

羽賀施設整備課長。

○施設整備課長（羽賀勝之君）

お答えいたします。

具体的な数字については答弁を控えさせていただきますけども、当然、富士川と合流する部分につきましては、バックウォーター現象と言われている内水への浸水も想定をされます。河川管理者である国土交通省と山梨県の協議により富士川右岸に接する下山地区全体の災害、浸水に備えた対策を講じた護岸整備がされるものと思っております。

護岸工事の完成後においては、富士川右岸の下山地区の想定される浸水被害による被害区域は安全性が高まり改善をされるものと考えられます。

今後も町といたしまして、国土交通省、ならびに山梨県に様々な機会を通じて災害対策のための意見要望を働きかけていきたいと思っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

結局、樋門が閉じられて、あそこが要するにダム状態になって水があふれるというか、水没するという可能性が、結局捨てきれないというように思いますので、この質問をしました。

ただ、先ほど町長が内水の問題で、3メートルぐらいはかさ上げた地盤に中学校を建設し

たいということをちょっと伺いましたので、それは絶対に必要なことではないかなというように私は思いました。だから、そこのところは安全性を最大限に取りながら計画を進めてもらいたいと思っています。

次に通学費用の増加の問題についてもちょっと聞きたいと思います。

現在中学生の通学費用は年間7千万円。中学校が下山に移転することによって、新たにバスの通学の生徒が倍近くになるということです。新しい通学のための費用の概算をしていると思いますが、以前、課長は1億円ぐらいで納められるというようなことを聞きましたけども、どのくらいを想定しているのでしょうか。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えいたします。

下山地区へ移転後の通学支援に関しましては、現在、施設整備課で策定をしております新校舎建設基本計画と密接な関係があり、並行して検討を行っておりますので、現時点では根拠のある額をお答えできる段階にありません。

これまでも議会においてご説明をさせていただきましたとおり、生徒の安全な通学の確保を最優先に据えながらも、かかる費用につきましては単純に上積みするのではなく、様々な視点から検討を行い可能な限り抑制できるように努めます。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

今、課長が言われたように様々な中で検討をしていくと言うんですけども、この費用がどのくらいかかるかというのは、町民にすると大変な問題なんですよね。実際にどのくらいかかるかということは、今の運行の状況で7千万円かかっているんだから、それに加えて新しい運行が足されたときにいくらぐらいかかるかということは当然、予想のつくことだと私は思います。そして、この中央に移転することによってかかる、これからずっとかかる費用の問題は、なるべく早く、それを提示していくことが重要ではないかなと思います。町民で、そんなにかかるならやめたほうがいいのかという人もあるし、そのくらいならしょうがないなという人もあるだろうし、そここのところの判断は何でするかといったら、やっぱりそこで、こういう通学方法で、このくらいお金がかかりますということを、少なくとも現時点のものを出すことは責任があるんじゃないかなと思います。この大きな計画を進めるにあたって。それは町民に知らせる必要があると思いますので、そここのところの詳しい積算というか、計画と費用の点をなるべく早く出してもらいたいと思います。

そして通学の費用がいくらか今、分からないということなんですけども、確実に、移転することによって今までかかっていないお金がかかるわけですよね。最初のころ、私も通学だから7千万円、余分にかかるんだと言いましたけども、そこまででないにしても必ず3千万円でも4千万円でも、今かかっていないお金がこれからずっとかかるというような状況になります。だから、そここのところの金額というものはしっかりつかまなければいけないし、そして、例えば負担が財政的に大丈夫だとしたら、それは通学費用ではなくて、ほかの形、教育環境の充実

とか、例えば奨学金制度などとかにそのお金を生かしたほうが私はいいのではないかというように考えますけども、町のお考えはどうでしょうか。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えさせていただきます。

本町の特質上、スクールバスの運行費用だけではなく、通学支援に要する予算は児童生徒の安全な通学を確保する上において、必要不可欠なものでありますが、先のご質問にも答弁をさせていただきましたとおり、移転後の通学支援につきましては、関係者等のご理解を得られるよう丁寧に進めてまいります。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

丁寧に進めてほしいところですけども、具体的に町民の人たち、私たちが理解できるように、こういうような方法で、こういうようなお金がかかってやりますというようなものを計画として開示、周知させてもらいたいと思います。

議長、今の周知の方法についてはどうでしょうかね。

○議長（柿島良行君）

これは田中君の、今日の一般質問の質問通告と関連しているかもしれませんが、全然別な質問になりますので、また別の機会に質問をして答弁をしていただきたいと思います。それでよろしいですか。質問を変えてください。

○6番議員（田中一泰君）

では次にいきます。

身延高校との中高一貫教育について聞きたいと思います。

現在進められている身延高校と身延中、南部中との中高一貫教育については、教師の交流において移動時間などで負担が大きい問題があると聞きます。今は身延中が近くにあり、まだ負担が少ないと思うのですが、わざわざ遠くに移動することで、その負担は増えますよね。これは問題だと考えられます。

身延高校の存続問題というのは、身延町にとっても、これからの中学生、子どもたちにとっても重要な問題であると考えます。一貫校の成功、うまくいって成功するということが、これからの身延町にとっても、身延高校にとっても、子どもたちにとっても重要なことであると思いますが、そのところに協力する必要があると私は考えますけども、安易に遠のいてしまうということに関しては、どうしているのかを考えているのでしょうか。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えさせていただきます。

現在、身延中学校よりも高校から離れております南部中学校までの移動時間が、この連携型中高一貫教育の支障となっているということは、身延高校、身延中学校、南部中学校の教員、

両町学校教育課、山梨県教育委員会高校教育課、ならびに高校改革特別支援教育課で構成する身延・南部地域連携型中高一貫教育推進委員会においても課題となっておりません。しかし、現在よりも学校間の移動時間が増えることは現実的に起こることですので、これが教員にとって過重な負担とはならないよう、県教委に対しましても身延高校、ならびに両中学校への十分な教員の配置を要望し、事業の実施方法などを改善しながら引き続き連携型中高一貫教育に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

分かりました。今の時点で南部中学校が距離があるからどうこうということならば、中高一貫の構想自体がもう進まないことなので、今、問題になっていないのは当然だと思います。ただ、これから先の将来的なことを考えたときに、一貫高校、いろんな一貫の仕方があって、今回は連携型なんですけども、例えばそれが本当の一貫高校にしたりということも可能性としては、まだ捨てられないと思うんですよね。そういうこと自体もやっぱり本来ならば議論の中にあげて、それも検討していくということが本当は必要ではないかなと思っています。今、どちらにしても事務的というか、行政の中では移転に向かって粛々と事業を進めていくのはよく分かるんですけども、そういうことをやっぱり頭に置きながら、町長には本当に考えていただきたいと思うんですけども、身延高校が残ることというものは、身延高校だけの問題ではないということをやっぱり承知してもらいたいと思います。

ということで、今回の一般質問の予定としては、これで終了したいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（柿島良行君）

これで田中一泰君の一般質問を終わります。

---

日程第3 休会の決定についてお諮りします。

議案調査のため12月10日は休会としたいと思います。

このことにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、12月10日は休会とすることに決定しました。

以上で本日の議事日程は終了しました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（佐野和紀君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時16分





令和元年

第4回身延町議会定例会

12月11日

令和元年第4回身延町議会定例会（3日目）

令和元年12月11日  
午前 9時00分開議  
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第72号 身延町附属機関設置条例の制定について
- 日程第3 議案第73号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第4 議案第74号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第75号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第76号 新町建設計画の変更について
- 日程第7 議案第77号 山梨西部広域環境組合の設置に関する協議について
- 日程第8 議案第78号 峡南地域教育支援センターの共同設置について
- 日程第9 議案第79号 峡南地区ことばの教室共同設置協議会規約の変更について
- 日程第10 議案第80号 令和元年度身延町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第11 議案第81号 令和元年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第82号 令和元年度身延町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第83号 令和元年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第84号 令和元年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第85号 令和元年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第86号 令和元年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第18 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	伊藤雄波	2番	伊藤達美
3番	望月悟良	4番	赤池朗
5番	上田孝二	6番	田中一泰
7番	野島俊博	8番	河井淳
9番	芦澤健拓	10番	福與三郎
11番	渡辺文子	12番	川口福三
13番	広島法明	14番	柿島良行

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町長	望月幹也	副町長	笠井祥一
教育長	保坂新一	総務課長	村野浩人
会計管理者	穂坂桂吾	企画政策課長	高野博邦
交通防災課長	千頭和康樹	財政課長	遠藤基
税務課長	小笠原正人	町民課長	望月融
福祉保健課長	熊谷司	観光課長	佐藤成人
子育て支援課長	大村隆	産業課長	内藤哲也
建設課長	望月真人	土地対策課長	伊藤天心
環境上下水道課長	水上武正	下部支所長	望月由香里
身延支所長	鈴木利規	学校教育課長	伊藤克志
施設整備課長	羽賀勝之	生涯学習課長	深沢教博

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会事務局長 佐野和紀  
録音係 深沢泉

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（佐野和紀君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（柿島良行君）

本日は大変ご苦労さまです。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第3号により執り行います。

---

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき、出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

なお、水上環境上下水道課長につきましては、遅刻の連絡がありましたので報告します。

本日はお手元に配布した委員会付託表のとおり、議案第72号から議案第86号までを各常任委員会に付託を予定していますので、質疑は大綱のみに留めてください。

また、委員会付託省略議案表のとおり諮問第2号および諮問第3号は委員会付託を省略の予定です。

以上で諸般の報告を終わります。

---

日程第2 議案第72号 身延町附属機関設置条例の制定についての質疑を行います。

議案第72号に対する質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第72号の質疑を終わります。

---

日程第3 議案第73号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての質疑を行います。

議案第73号に対する質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第73号の質疑を終わります。

---

日程第4 議案第74号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

議案第74号に対する質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第74号の質疑を終わります。

---

日程第5 議案第75号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

議案第75号に対する質疑ありませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第75号の質疑を終わります。

---

日程第6 議案第76号 新町建設計画の変更についての質疑を行います。

議案第76号に対する質疑ありませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第76号の質疑を終わります。

---

日程第7 議案第77号 山梨西部広域環境組合の設置に関する協議についての質疑を行います。

議案第77号に対する質疑ありませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第77号の質疑を終わります。

---

日程第8 議案第78号 峡南地域教育支援センターの共同設置についての質疑を行います。

議案第78号に対する質疑ありませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第78号の質疑を終わります。

---

日程第9 議案第79号 峡南地区ことばの教室共同設置協議会規約の変更についての質疑を行います。

議案第79号に対する質疑ありませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第79号の質疑を終わります。

---

日程第10 議案第80号 令和元年度身延町一般会計補正予算(第5号)の質疑を行います。

議案第80号に対する質疑ありませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第80号の質疑を終わります。

---

日程第11 議案第81号 令和元年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

議案第81号に対する質疑ありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第81号の質疑を終わります。

---

日程第12 議案第82号 令和元年度身延町介護保険特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

議案第82号に対する質疑ありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第82号の質疑を終わります。

---

日程第13 議案第83号 令和元年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

議案第83号に対する質疑ありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第83号の質疑を終わります。

---

日程第14 議案第84号 令和元年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

議案第84号に対する質疑ありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第84号の質疑を終わります。

---

日程第15 議案第85号 令和元年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

議案第85号に対する質疑ありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第85号の質疑を終わります。

---

日程第16 議案第86号 令和元年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

議案第86号に対する質疑ありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。  
以上で議案第86号の質疑を終わります。

---

日程第17 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第18 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

本件は人事案件のため質疑を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、諮問第2号および第3号の質疑は省略します。

お諮りします。

お手元に配布した委員会付託表のとおり、議案第72号から議案第86号までを各常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、付託表のとおり各常任委員会に付託します。

お諮りします。

お手元に配布した委員会付託省略表のとおり、諮問第2号および第3号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、委員会付託省略議案表のとおり常任委員会に付託を省略します。

以上で本日の議事日程は終了しました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（佐野和紀君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午前 9時16分



令和元年

第4回身延町議会定例会

12月13日

令和元年第4回身延町議会定例会（4日目）

令和元年12月13日  
午前 9時00分開議  
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告  
日程第2 委員長報告  
日程第3 議案第72号 身延町附属機関設置条例の制定について  
日程第4 議案第73号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について  
日程第5 議案第74号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
日程第6 議案第75号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第7 議案第76号 新町建設計画の変更について  
日程第8 議案第77号 山梨西部広域環境組合の設置に関する協議について  
日程第9 議案第78号 峡南地域教育支援センターの共同設置について  
日程第10 議案第79号 峡南地区ことばの教室共同設置協議会規約の変更について  
日程第11 議案第80号 令和元年度身延町一般会計補正予算（第5号）  
日程第12 議案第81号 令和元年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
日程第13 議案第82号 令和元年度身延町介護保険特別会計補正予算（第3号）  
日程第14 議案第83号 令和元年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第15 議案第84号 令和元年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）  
日程第16 議案第85号 令和元年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）  
日程第17 議案第86号 令和元年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
日程第18 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて  
日程第19 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて  
日程第20 委員会の閉会中の継続調査について  
追加日程第1 議案第87号 身延町職員給与と条例の一部を改正する条例について

- 追加日程第2 議案第88号 身延町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第3 議案第89号 令和元年度身延町一般会計補正予算(第6号)
- 追加日程第4 議案第90号 令和元年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 追加日程第5 議案第91号 令和元年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 追加日程第6 議案第92号 令和元年度身延町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 追加日程第7 議案第93号 令和元年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 追加日程第8 議案第94号 令和元年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第2号)
- 追加日程第9 議案第95号 令和元年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第3号)

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	伊藤雄波	2番	伊藤達美
3番	望月悟良	4番	赤池朗
5番	上田孝二	6番	田中一泰
7番	野島俊博	8番	河井淳
9番	芦澤健拓	10番	福與三郎
11番	渡辺文子	12番	川口福三
13番	広島法明	14番	柿島良行

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町	長	望月幹也	副	町	長	笠井祥一															
教	育	長	保坂新一	総	務	課	長	村野浩人													
会	計	管	理	者	穂	坂	桂	吾	企	画	政	策	課	長	高	野	博	邦			
交	通	防	災	課	長	千	頭	和	康	樹	財	政	課	長	遠	藤	基				
税	務	課	長	小	笠	原	正	人	町	民	課	長	望	月	融						
福	祉	保	健	課	長	熊	谷	司	観	光	課	長	佐	藤	成	人					
子	育	て	支	援	課	長	大	村	隆	産	業	課	長	内	藤	哲	也				
建	設	課	長	望	月	真	人	土	地	対	策	課	長	伊	藤	天	心				
環	境	上	下	水	道	課	長	水	上	武	正	下	部	支	所	長	望	月	由	香	里
身	延	支	所	長	鈴	木	利	規	学	校	教	育	課	長	伊	藤	克	志			
施	設	整	備	課	長	羽	賀	勝	之	生	涯	学	習	課	長	深	沢	教	博		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会議務局長 佐野和紀  
録音係 深沢泉



開会 午前 9時00分

○議会事務局長（佐野和紀君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（柿島良行君）

本日は大変ご苦労さまでございます。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第4号により執り行います。

---

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき、出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

なお本日は条例改正案2件、補正予算案7件が追加案件となっています。

以上で諸般の報告を終わります。

---

日程第2 委員長報告。

（1）総務産業建設常任委員会に付託した議案第72号、議案第73号、議案第74号、議案第76号および議案第80号について委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長 野島俊博君、登壇してください。

野島俊博君。

○総務産業建設常任委員長（野島俊博君）

それでは報告をいたします。

（以下、総務産業建設常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（柿島良行君）

以上で総務産業建設常任委員会委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で総務産業建設常任委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

野島委員長は自席にお戻りください。

次に教育厚生常任委員会に付託した議案第75号、議案第77号から議案第79号および議案第81号から議案第86号について委員長の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長 芦澤健拓君、登壇してください。

芦澤健拓君。

○教育厚生常任委員長（芦澤健拓君）

教育厚生常任委員会の委員会審査報告書を朗読いたします。

（以下、教育厚生常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（柿島良行君）

以上で教育厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で教育厚生常任委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

芦澤委員長は自席にお戻りください。

これから日程に従い、討論・採決を行います。

---

日程第3 議案第72号 身延町附属機関設置条例の制定について討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がありませんので、討論を終わります。

これから議案第72号を採決します。

お諮りします。

議案第72号に対する委員長の報告は可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第72号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

日程第4 議案第73号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第73号を採決します。

お諮りします。

議案第73号に対する委員長の報告は可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第73号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第74号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

( な し )

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第74号を採決します。

お諮りします。

議案第74号に対する委員長の報告は可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第74号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第75号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

( な し )

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第75号を採決します。

お諮りします。

議案第75号に対する委員長の報告は可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第75号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第76号 新町建設計画の変更についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

( な し )

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第76号を採決します。



お諮りします。

議案第76号に対する委員長の報告は可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第76号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第77号 山梨西部広域環境組合の設置に関する協議についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

議案第77号 山梨西部広域環境組合の設置に関する協議について反対討論いたします。

この議案は韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町および昭和町がごみ処理施設に関する事務を共同処理するため一部事務組合を設置するためのものです。

大地震や大型台風の危険が高まる中、ごみ処理施設を山梨県西部地域で1カ所に集約することが適切なのでしょうか。災害時にはリスク分散の観点からも集約化を見直すことが必要になっているのではないのでしょうか。建設予定地に決定した中央市浅利地区は洪水ハザードマップによると想定浸水が5メートルから10メートルとされ、浸水が72時間以上続くともいわれています。洪水になった場合に施設への搬入が行われる対策は検討されているのでしょうか。関係市町がそれぞれ負担金を払って建設する重要施設が、そうした対策が不明瞭なまま計画を進めてしまっているのでしょうか。建設予定地に隣接する市川三郷町の住民から反対の声が多いと聞いていますが、近隣住民の反対があるまま計画を進めてしまっているのかなど、いろいろな問題があることから現在の計画のまま進めることに反対をいたします。

○議長（柿島良行君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

議案第77号 山梨西部広域環境組合の設置に関する協議について賛成討論を行います。

この議案は令和元年10月30日に先ほどのAブロック、11市町の首長会議協議において中央市浅利地区にごみ焼却施設の建設、一部事務組合による運営管理をしていくということを決定した議案です。

この目的は市町村等における効率的なごみ処理を広域的に行っていくこと、環境型社会の形成に向けたリサイクル等の推進、最終処分量の削減、スケールメリットを生かした公共コストの削減です。

計画では環境影響調査に5年の歳月をかけ、それと造成工事建設に向けて、令和13年4月1日に供用開始をするスケジュールであり、また先ほどの洪水ハザードマップに懸念されるということで、河川の氾濫等の問題もあるかと思いますが、現在、山梨県で進められている山梨

県国土強靱化計画において整備されるかと思えます。

私は、この関係で議案第75号に対しては賛成です。

以上です。

○議長（柿島良行君）

次に反対討論はありませんか。

（ な し ）

次に賛成討論はありませんか。

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

議案第77号について賛成討論をいたします。

現在ある峡南衛生組合も平成5年9月の時点で、手打沢区との間で30年後にはよそへ移転するという覚書が交わされております。そうした年数から考え、また各組合組織の行政の中で、県下で運営しております状況も人口減に伴い組合運営が困難になると。また県の計画においても県下を3ブロックに分けて集約化を計画しております。この計画に基づいて、山梨西部広域環境組合として設立をし、1カ所へ集約して運営すると。こうした経済面、また県下のそうした施設面を考え、77号の議案において賛成をいたします。

以上です。

○議長（柿島良行君）

ほかに反対討論はありませんか。

（ な し ）

反対討論がないので、討論を終わります。

これから議案第77号を採決します。

お諮りします。

議案第77号に対する委員長の報告は可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、議案第77号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第78号 峡南地域教育支援センターの共同設置についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第78号を採決します。

お諮りします。

議案第78号に対する委員長の報告は可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第78号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第79号 峡南地区ことばの教室共同設置協議会規約の変更についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

( な し )

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第79号を採決します。

お諮りします。

議案第79号に対する委員長の報告は可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第79号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第80号 令和元年度身延町一般会計補正予算(第5号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

渡辺文子君。

○11番議員(渡辺文子君)

議案第80号 令和元年度身延町一般会計補正予算(第5号)について、4款衛生費、2項清掃費の負担金47万円は議案第77号のための負担金ですので反対をいたします。

○議長(柿島良行君)

次に原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

上田孝二君。

○5番議員(上田孝二君)

ただいまの4款衛生費、2項清掃費、この負担金については11市町と間の決定事項ですので私は賛成いたします。

○議長(柿島良行君)

ほかに反対討論はありませんか。

( な し )

反対討論がないので、討論を終わります。

これから議案第80号を採決します。

お諮りします。

議案第80号に対する委員長の報告は可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 多 数 )

挙手多数であります。

よって、議案第80号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第81号 令和元年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

( な し )

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第81号を採決します。

お諮りします。

議案第81号に対する委員長の報告は可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第81号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第82号 令和元年度身延町介護保険特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

( な し )

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第82号を採決します。

お諮りします。

議案第82号に対する委員長の報告は可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第82号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第14 議案第83号 令和元年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

( な し )

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第83号を採決します。

お諮りします。

議案第83号に対する委員長の報告は可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第83号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第84号 令和元年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

( な し )

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第84号を採決します。

お諮りします。

議案第84号に対する委員長の報告は可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第84号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第16 議案第85号 令和元年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

( な し )

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第85号を採決します。

お諮りします。

議案第85号に対する委員長の報告は可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第85号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第17 議案第86号 令和元年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（なし）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第86号を採決します。

お諮りします。

議案第86号に対する委員長の報告は可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、議案第86号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

日程第18 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

本案については、人事案件のため討論を省略し採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、諮問第2号につきましては討論を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。

お諮りします。

原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、諮問第2号については適任と意見を付すことに決定しました。

---

日程第19 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

本案については、人事案件のため討論を省略し採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、諮問第3号につきましては討論を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。

お諮りします。

原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、諮問第3号については適任と意見を付すことに決定しました。

---

日程第20 委員会の閉会中の継続調査について

総務産業建設常任委員会委員長、教育厚生常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長から委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布した申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

本日、条例改正案2件、補正予算案7件が追加案件となっています。

この案件を本日の日程に追加することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、追加案件は本日の日程に追加することに決定しました。

---

追加日程第1 議案第87号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例について

追加日程第2 議案第88号 身延町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

以上の2議案については、条例改正案ですので一括して議題とします。

町長から本案について提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長(望月幹也君)

それでは追加議案第87号、同じく追加議案第88号について提案理由をご説明申し上げます。

まずはじめに追加議案第87号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町職員給与条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

令和元年人事院勧告および山梨県人事委員会勧告等により、身延町職員給与条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

25ページをご覧くださいと思います。最終ページになるかと思います。

次に追加議案第88号 身延町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

令和元年人事院勧告および山梨県人事委員会勧告により、身延町職員給与条例の一部改正に

に伴い、身延町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

なお、両議案の内容につきましては、総務課長より説明を申し上げますのでご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第87号および議案第88号の内容説明を求めます。

村野総務課長。

○総務課長（村野浩人君）

それでは議案第87号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例について、議案説明書に基づき説明をさせていただきます。

議案説明書をご覧ください。

条例の一部改正を行うこととなった背景等ですが、人事院が令和元年8月7日、一般職の国家公務員の給与改定について国会および内閣に対し勧告を行い、政府は人事院勧告どおりの実施を閣議決定し、11月15日、参議院本会議において可決・成立いたしましたこと、また山梨県人事委員会が令和元年10月18日、県職員の給与改定について県議会および知事に対し勧告を行いました。このことなどから今回、条例改正をお願いするものであります。

内容につきまして、次の条例の主な改正の内容ですが、人事院勧告および山梨県人事委員会勧告に準じて次のとおり給与条例の一部改正を行うものであります。

まず第1条の改正内容ですが、月例給は公民格差を解消するため勧告に準じた給料月額の上引き改定であります。

初任給は民間との間に差があることを踏まえ1,500円程度の値上げ、若年層の職員が在職する号俸について所要の改定、行政職ほか看護保健、福祉職、栄養士職について0.1%を引き上げる。

期末手当の内容を6月分の支給分、支給済み0.925月に対し12月分は0.975月とするもので、これにより1.30月の期末手当と合算し、総支給額が4.50月となり、勤勉手当を0.05月分引き上げるものであります。

次に第2条の改正内容ですが、住居手当について下限と支給基準を改正するものであります。

①として住居手当の対象となる家賃の額の下限を見直し、現行1万2千円以上を1万6千円以上に、②といたしまして支給基準を見直し現行2万3千円以下の家賃を2万7千円以下の家賃に、現行2万3千円を超える家賃を2万7千円を超える家賃に改めます。勤勉手当を平準化し6月分および12月分をそれぞれ0.925月に改正するものであります。

改正の適用期日につきましては、給与表は平成31年4月1日、期末手当および勤勉手当は令和元年12月1日、扶養手当は令和2年4月1日であります。

施行期日につきましては、公布の日から施行するものであります。

以上で議案第87号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

続きまして議案第88号 身延町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議案説明書に基づき説明をさせていただきます。

議案説明書をご覧ください。

条例の一部改正を行うこととなった背景等ですが、人事院が令和元年8月7日、一般職の国



家公務員の給与改定について国会および内閣に対し勧告を行い、政府は人事院勧告どおりの実施を閣議決定し、11月15日、参議院本会議におきまして可決・成立いたしました。

また山梨県人事委員会が令和元年10月18日、県職員の給与改定について県議会および知事に対し勧告を行いましたことなどから今回、特別職につきましても条例改正をお願いするものであります。

人事院勧告および山梨県人事委員会勧告に準じて行う一般職員の勤勉手当の率の改正に伴い、特別職の期末手当の支給も0.05月の引き上げを行うものであります。

改正の適用時期につきましては、令和元年12月1日であります。

施行期日につきましては、公布の日から施行するものであります。

以上で議案第88号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

以上で町長の提案理由と担当課長の内容説明が終わりました。

- 
- |        |        |                                |
|--------|--------|--------------------------------|
| 追加日程第3 | 議案第89号 | 令和元年度身延町一般会計補正予算（第6号）          |
| 追加日程第4 | 議案第90号 | 令和元年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）    |
| 追加日程第5 | 議案第91号 | 令和元年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）   |
| 追加日程第6 | 議案第92号 | 令和元年度身延町介護保険特別会計補正予算（第4号）      |
| 追加日程第7 | 議案第93号 | 令和元年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）    |
| 追加日程第8 | 議案第94号 | 令和元年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号） |
| 追加日程第9 | 議案第95号 | 令和元年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第3号）     |

以上の7議案については、補正予算案ですので一括して議題とします。

町長から本案についての説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは、追加議案第89号から議案第94号までの令和元年度補正予算7議案についてご提案を申し上げます。

議案第89号 令和元年度身延町一般会計補正予算（第6号）、議案第90号 令和元年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第91号 令和元年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第92号 令和元年度身延町介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第93号 令和元年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）、議案第94号 令和元年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）、議案第95号 令和元年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第3号）、令和元年度補正予算案については以上でございます。

なお、議案の内容につきましては、財政課長よりご説明申し上げますのでご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

お諮りします。

議案第89号から議案第95号の内容説明ですが、全議案において人事院勧告に伴う給与改定の補正予算については内容説明を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第89号から議案第95号までの人事院勧告に伴う給与改定の補正予算についての内容説明は省略します。

次に議案第89号から議案第95号までの内容説明を求めます。

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

議案第89号から95号までの令和元年度身延町一般会計および特別会計の補正予算について、お手元の概要書により説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

議案第89号 令和元年度身延町一般会計補正予算（第6号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,961万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億4,700万1千円といたしました。

第2表 繰越明許費の補正について説明します。

11款1項農林水産業施設災害復旧費、林道施設災害復旧事業4,335万5千円を繰越明許費といたしました。対象となる工事は林道三石山線災害復旧工事1号箇所および2号箇所があります。

11款2項公共土木施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業8,783万3千円を繰越明許費といたしました。対象となる工事等は町道田原宮木線道路災害復旧工事、町道道水船線道路災害復旧工事、町道北清子線道路災害復旧に係る管理決算業務および工事費であります。

なお、繰越明許費とする要因は工事等の標準工期が確保できないためであります。

第3表 地方債の補正についてご説明いたします。

第3表 地方債補正により地方債の限度額を変更いたします。

災害復旧事業債は4,200万円を増額し、補正後の限度額を6,840万円といたしました。内訳といたしましては、農地・農林漁業施設災害復旧事業債の補助分として1,350万円を増額いたしました。これは充当率90%、交付税措置が95%であります。対象となる工事は林道三石山線災害復旧工事の1号箇所、2号箇所でございます。

公共土木施設等災害復旧事業債補助分を2,850万円増額いたしました。充当率は100%、交付税措置は95%であります。対象となる工事は町道田原宮木線、町道道水船線、町道北清子線に係る道路災害復旧工事であります。

2ページをお開きください。

歳入予算について、増額の主な理由についてご説明いたします。

14款1項7目土木使用料、住宅使用料を8万9千円増額いたしました。これは住宅管理費に充当するためであります。

15款2項8目災害復旧事業費国庫補助金、公共土木施設災害復旧事業費補助金を5,758万2千円増額いたしました。補助率は66.7%であります。

16款県支出金2,878万円を増額いたしました。2項4目農林水産業費県補助金は鳥獣害防除事業補助金60万円を増額いたしました。補助率は30%であります。対象となる工事は西嶋地区鳥獣害防止柵災害復旧工事であります。

2項8目災害復旧事業費県補助金、林業施設災害復旧事業費補助金2,818万円を増額いたしました。補助率は65%であります。

20 款繰越金 1, 115 万 9 千円を増額いたしました。

22 款町債 4, 200 万円を増額いたしました。町債の増額につきましては第 3 表 地方債補正の説明のとおりであります。

歳出予算について、増額の主な理由をご説明いたします。

人事院勧告等による給与改定の歳出予算につきましては、予算書のとおりでありますので内容説明は省略いたします。

11 款について説明いたします。

1 項 1 目農林水産業施設災害復旧費、農林水産業施設災害復旧事業費といたしまして 4, 535 万 5 千円を計上いたしました。対象となる施設は西嶋地区鳥獣害防止柵、対象となる路線は林道三石山線であります。

2 項 1 目公共土木施設災害復旧費、町道災害復旧事業費 8, 783 万 2 千円を計上いたしました。対象となる路線は町道田原宮木線、町道道水船線、町道北清子線であります。

3 ページをお開きください。

議案第 90 号から議案第 95 号までの各特別会計補正予算の内容説明につきましては、人事院勧告等による給与改定にかかる予算書でありますので、補正予算額および予算総額をご説明し、それぞれの内容説明は省略いたします。

議案第 90 号 令和元年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 13 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 16 億 8, 701 万 6 千円といたしました。

議案第 91 号 令和元年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 7, 536 万 8 千円といたしました。

議案第 92 号 令和元年度身延町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 21 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 23 億 5, 576 万 7 千円といたしました。

議案第 93 号 令和元年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 28 万円を追加し、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 8 億 6, 202 万 9 千円といたしました。

議案第 94 号 令和元年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 5 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3, 288 万 4 千円といたしました。

議案第 95 号 令和元年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 30 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 8, 459 万円といたしました。

以上で議案第 89 号から 95 号までの内容説明とさせていただきます。ご審議をよろしくお願いたします。

○議長（柿島良行君）

以上で町長の提案と担当課長の内容説明が終わりました。

これから日程に従い、追加案件の質疑・討論・採決を行います。

---

追加日程第1 議案第87号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第87号の質疑を終わります。

これから議案第87号の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

( な し )

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第87号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第87号は原案のとおり可決することに決定しました。

---

追加日程第2 議案第88号 身延町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第88号の質疑を終わります。

これから議案第88号の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

( な し )

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第88号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第88号は原案のとおり可決することに決定しました。

追加日程第3 議案第89号 令和元年度身延町一般会計補正予算(第6号)の質疑を行います。

質疑ありませんか。

芦澤健拓君。

○9番議員(芦澤健拓君)

説明の2ページにあります農林水産業施設災害復旧費で西嶋地区の鳥獣害防止柵、これがずいぶん、予算書のほうでは21ページですか、これと三石山の復旧工事と合わせて4,535万5千円ということになっていますけども、西嶋地区の鳥獣害防止柵というのものも、これは延長が何メートルなのか、どんなふうな災害があったのか、それから林道三石山線は1号箇所と2号箇所というふうに分かれておりますけども、この場所が特定できればお願いしたいと思えます。

○議長(柿島良行君)

望月建設課長。

○建設課長(望月真人君)

ご説明させていただきます。

西嶋地区の鳥獣害防止柵、災害復旧工事につきましては、西嶋西町地区の初沢川のちょうど南面が土砂崩落いたしまして、既設の鳥獣害防止柵、Hが2.3メートルでございますが、それが延長70メートルにわたり被災いたしました。現在につきましては、地元で仮の鳥獣対策の網を張っていただいておりますが、この復旧工事ということで工事金額200万円を計上しております。

続きまして林道三石山線1号箇所、2号箇所につきましては、まず1号箇所につきましては身延町大塚地区、大塚の集落のほぼ近くなんですけど、延長が39メートル、既設のモルタル吹付を施した法面が崩落いたしました。復旧申請金額が748万4千円でございます。

続きまして2号箇所につきましては、同じく三石山林道の、ほぼ南部町との境でございます。延長が45メートル、同じくモルタル吹付を施した法面が、こちら大規模に崩落いたしまして復旧金額が3,587万1千円というような状況です。

以上でございます。

○議長(柿島良行君)

芦澤健拓君。

○9番議員(芦澤健拓君)

三石山線はそうすると現在、通行止めになっているということですか。

○議長(柿島良行君)

望月建設課長。

○建設課長(望月真人君)

2号箇所につきましては、大規模ということで現在通行止めでございます。1号箇所につきましては、暫定的に仮で片側を通行させております。

以上でございます。

○議長(柿島良行君)

芦澤議員、よろしいですか。

(はい。の声)

ほかに質疑ございませんか。

( な し )

ほかに質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第89号の質疑を終わります。

これから議案第89号の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

( な し )

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第89号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第89号は原案のとおり可決することに決定しました。

---

追加日程第4 議案第90号 令和元年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の質疑を行います。

質疑ありませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第90号の質疑を終わります。

これから議案第90号の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

( な し )

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第90号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第90号は原案のとおり可決することに決定しました。

---

追加日程第5 議案第91号 令和元年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

質疑ありませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑なしと認めます。  
以上で議案第91号の質疑を終わります。  
これから議案第91号の討論を行います。  
原案に反対者の発言を許します。  
討論ありませんか。

( な し )

討論がないので、討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから議案第91号を採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。  
( 挙 手 全 員 )  
挙手全員であります。  
よって、議案第91号は原案のとおり可決することに決定しました。

---

追加日程第6 議案第92号 令和元年度身延町介護保険特別会計補正予算(第4号)の質疑を行います。

質疑ありませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑なしと認めます。  
以上で議案第92号の質疑を終わります。  
これから議案第92号の討論を行います。  
まず原案に反対者の発言を許します。  
討論ありませんか。  
( な し )  
討論がないので、討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから議案第92号を採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。  
( 挙 手 全 員 )  
挙手全員であります。  
よって、議案第92号は原案のとおり可決することに決定しました。

---

追加日程第7 議案第93号 令和元年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)の質疑を行います。

質疑ありませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑なしと認めます。  
以上で議案第93号の質疑を終わります。

これから議案第93号の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

( な し )

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第93号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第93号は原案のとおり可決することに決定しました。

---

追加日程第8 議案第94号 令和元年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

質疑ありませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第94号の質疑を終わります。

これから議案第94号の討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

( な し )

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第94号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第94号は原案のとおり可決することに決定しました。

---

追加日程第9 議案第95号 令和元年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第3号)の質疑を行います。

質疑ありませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第95号の質疑を終わります。

これから議案第95号の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。



討論ありませんか。

( な し )

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第95号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第95号は原案のとおり可決することに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件はすべて議了しました。

ここで町長からあいさつの申し出がありましたので、これを許します。

望月町長。

○町長 (望月幹也君)

皆さま、大変お疲れさまでございました。

令和元年身延町議会第4回定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会に私どもが提案いたしました提出議案につきまして慎重なご審議をいただく中ですべてご議決・適任とのご意見を頂戴いたしました。議員の皆さまのご協力に敬意を表し、感謝を申し上げたいと存じます。ありがとうございました。

師走に入り今年も残すところ2週間余りとなり、寒さも一段と厳しく、また何かと気忙しい日が続きますので、皆さま方には健康に十分ご留意いただき輝かしい新年をお迎えいただけますようご祈念を申し上げまして、閉会にあたってのあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長 (柿島良行君)

町長のあいさつが終わりました。

会議規則第7条の規定によって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定しました。

会期8日間、議員各位には慎重に審議をしていただき、無事閉会を迎えることができましたことに深く感謝を申し上げます。

各位におかれましては、町民福祉の向上および町政発展になお一層ご尽力を賜りますようお願い申し上げます。これをもちまして令和元年第4回身延町議会定例会を閉会とします。

大変ご苦労さまでございました。

○議会事務局長 (佐野和紀君)

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時21分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長佐野和紀が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上

